

令和八年

三股町議会議録

第3回定例会

令和8年6月2日開会

令和8年6月16日閉会

三股町議会議録

第三回定例会

三股町議会

目 次

◎第3回定例会

○6月2日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	議案第33号から議案第50号までの18議案及び報告8件一括上程	3
日程第3	会期決定の件について	10

○6月5日（第2号）

日程第1	一般質問	14
6番	堀内 和義君	14
7番	新坂 哲雄君	23
1番	岩津 良君	31
10番	内村 立吉君	45

○6月8日（第3号）

日程第1	一般質問	56
8番	楠原 更三君	56
2番	中原 美穂君	70
5番	田中 光子君	84
9番	堀内 義郎君	97
8番	楠原 更三君（続）	107
5番	田中 光子君（続）	113

○6月9日（第4号）

日程第1	一般質問	122
3番	上西 雅子君	122
日程第2	総括質疑	133
日程第3	常任委員会付託	133
日程第4	質疑・討論・採決（議案第50号）	134

○6月16日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	136
日程第2	質疑（議案第33号から議案第42号までの10議案）	143
日程第3	討論・採決（議案第33号から議案第42号までの10議案）	143
日程第4	質疑（議案第43号から議案第49号までの7議案）	147
日程第5	討論・採決（議案第43号から議案第49号までの7議案）	147
日程第6	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	149
日程第7	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	150
日程第8	閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について	150
日程第9	議員派遣の件について	150

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和8年 第3回定例会 (6月)	議案第33号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）	原 案 承 認	6月16日
〃	議案第34号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和7年度三股町一般会計補正予算（第11号））	原 案 承 認	6月16日
〃	議案第35号	令和8年度三股町一般会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	6月16日
〃	議案第36号	令和8年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	6月16日
〃	議案第37号	令和8年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）	原 案 可 決	6月16日
〃	議案第38号	工事請負契約の締結について（三股町脱炭素化推進事業（三股町総合福祉センター高効率空調機導入工事ほか））	原 案 可 決	6月16日
〃	議案第39号	財産の取得について（令和8年度 三股町消防団指揮車購入事業）	原 案 可 決	6月16日
〃	議案第40号	財産の取得について（令和8年度 簡易トイレ式購入事業）	原 案 可 決	6月16日

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和 8 年 第 3 回定例会 (6 月)	議案第41号	財産の取得について (令和8年度 学校 10G回線対応機器等購入事業)	原 案 可 決	6 月 16 日
〃	議案第42号	財産の取得について (令和8年度 三股 町小中学校情報機器整備事業)	原 案 可 決	6 月 16 日
〃	議案第43号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6 月 16 日
〃	議案第44号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6 月 16 日
〃	議案第45号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6 月 16 日
〃	議案第46号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6 月 16 日
〃	議案第47号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6 月 16 日
〃	議案第48号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6 月 16 日
〃	議案第49号	農業委員会委員の任命について	原 案 同 意	6 月 16 日
〃	議案第50号	教育委員会教育委員の任命について	原 案 同 意	6 月 9 日
〃	報告第 1 号	令和 7 年度三股町一般会計繰越明許費 繰越計算書の報告について		
〃	報告第 2 号	令和 7 年度三股町継続費通次繰越計算 書の報告について		
〃	報告第 3 号	令和 7 年度三股町下水道事業会計継続 費通次繰越計算書の報告について		

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和 8 年 第 3 回定例会 (6 月)	報告第 4 号	令和 7 年度三股町下水道事業会計予算 繰越計算書の報告について		
〃	報告第 5 号	令和 7 年度三股町下水道事業会計予算 事故繰越計算書の報告について		
〃	報告第 6 号	三股町土地開発公社の令和 8 年度事業 計画及び予算		
〃	報告第 7 号	三股町土地開発公社の令和 7 年度事業 決算の報告について		
〃	報告第 8 号	専決処分の報告について（損害賠償額 の決定及び和解について）		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	堀内 和義	1 蓼池第3団地解体後の跡地活用について	① 蓼池第3団地周辺は、新興住宅地で住宅建設が進み若い世帯が多く、子供が身近で安心して遊べる場所がない。団地解体後の跡地を児童公園として活用できないか。 ② 南海トラフ巨大地震の発生確率も高まっている。公園化することにより災害時には避難場所にもなると思われるが、如何なものか。 ③ 蓼池は広範囲で世帯戸数も多く、蓼池を2分割にする意見も出ている。特に南原・大原地区は戸数が増えており、将来的には小集会場、ゴミステーション等も必要ではないかと思われるので、町有地として残してほしい。	町 長

1	堀内 和義	2 町内における都城盆地畑地かんがいの事業見直しについて	① 町内における都城盆地畑地かんがいの事業計画面積と現状の事業完了地区、面積はどのようなものか。 ② 事業完了地区における水利用面積、利用率はどのようなものか。 ③ 現状においては水利用率が低く、高齢化による離農も多くなっている。今後、水利用者が増える見込みはあるのか。 ④ 町内の事業未整備地区と概算事業費はどのようなものか。 ⑤ 事業完了後は管理、将来的には老朽化等による維持管理費の増加も見込まれる。今後の事業費、水利用率等の費用対効果を考慮すると未整備地区については、事業の見直し・中止をした方が良いのではないか。 ⑥ 未整備地区にある蓼池・前目地区は工業地域にもなっているが工業用地はほぼ埋まっている。事業を見直し一部を工業用地として転用できないか。	町 長
2	新坂 哲雄	1 轟木集落館の遊具について	① 遊具が老朽化のため撤去と聞くが、今後の考え方は。 ② 児童の親より遊び場がなくならないようにとの要望があるが、遊具の今後の設置予定は。	町 長
		2 轟木集落館東側道路について	① 大型車両が多く、片側通行しかできない状況なので、轟木橋と同じ幅に道路拡張は出来ないか。	町 長
		3 田上地区の農地について	① 荒廃地が多いが、今後の農政の進め方は。 ② 荒廃地が数年経過しているが、見直し計画はどうなっているのか。	町 長

3	岩津 良	1 5歳児健診の導入について	① 全国的に5歳児健診を導入する自治体が増えている中、本町における実施に向けた取り組み状況と見通しを問う。	町 長
			② 出生から就学前までの健診体制の中で、5歳児健診をどう位置付けていくのか問う。	町 長 教育長
		2 公園遊具の更新における共生（インクルーシブ）視点について	① 公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新にあたり、障がいの有無に関わらず誰もが遊べる「インクルーシブ遊具」の導入を整備方針に組み込む考えはないか問う。	町 長
		3 HPVワクチンに関する正しい認知促進について	① HPVワクチンについて、対象者・保護者が正しい認知と知識をもって接種を選択できる情報提供の現状認識と改善方針を問う。 ② 県内の一部の市町村では、中学校においてHPVワクチンに関する専門家による説明会が実施されている。本町でも実施を検討すべきと考えるが見解を問う。	町 長 教育長
		4 消防費（後援費・協力費）と自治公民館未加入世帯について	① 消防費（後援費・協力費）は各支部・公民館を通じて徴収されているが、自治公民館未加入世帯からは徴収されていない実態がある。加入率の低下に伴い収入が減少していく中で、町としてこの実態を問題として認識しているか、また消防団各部の運営持続性についてどのような方針で対応していく考えか問う。	町 長 教育長

4	内村 立吉	1 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポについて	① 2027年度に本町で開催される銃剣道競技及び今年9月6日（日）に開催されるリハーサル大会の内容は。 ② これらの大会の開催に際して、本町の魅力を発信する計画はあるか。	教育長
		2 運動会・体育祭について	① 県内の小・中学校の運動会・体育祭が、暑さ対策の為、5月に開催する学校が増えているが、本町の小・中学校も今後5月に開催する考えはないか。	教育長
		3 ため池、劣化状況調査について	① 堂領池、池ノ谷池の劣化状況調査の結果は。	町 長
		4 ため池豪雨耐性評価について	① 防災重点、ため池の豪雨耐性評価補修計画はどのように検討しているのか。（宮田池、前山池、堂領池、池ノ谷池） ② 今年度の計画は。	町 長
		5 農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）について	① 水路を更新することにより、道路の冠水及び路肩、洗堀を防止し、ふたをかけることによる転落防止の計画の内容（地区・場所）は。	町 長
		6 水田作付状況について	① 令和8年度の本町の水田作付面積、作付の内訳は。（主食用米、WC S飼料作物、加工用米、飼料用米、その他） ② 水田作付面積、作付の内訳は。（前年度と比較して）	町 長

5	楠原 更三	1 三股の魅力について	① 三股開拓の碑にある「想い」が、三股の魅力の一つであると思うが、町の総合計画の中に生かされているか。 ② 郷土愛醸成のための教育の充実の一環として、先人の偉業を確認できる環境整備の今後の予定はあるか。 ③ 梶山城跡の価値を町民に解説する定期的な機会を予定できないか。 ④ これまでのそれぞれの「みんなで創ろうみまたん地域づくり推進事業」を町全体の活性化に繋げていこうとする町としての動きはあったのか。（含、これまで認定された事業数及び現在も継続している事業名）	町 長 教育長
		2 三股町自治公民館加入促進条例について	① この条例制定以外に、自治公民館のあり方の根本的な対策として、どのような取組が行われてきたのか、または検討されてきたのか。 ② 条例制定の前と後で、窓口での対応に何か変化があるか。 ③ この条例を周知するための方法は。 ④ 制定後、行政として行う未加入者への加入の呼びかけの新しい方法の予定はあるか。 ⑤ 制定後、事業所への対応にみられるようになった変化は。	町 長 教育長
		3 職員の心得10か条について	① 町民への周知状況 ② 取り扱い状況とその評価	町 長

6	中原 美穂	1 高齢者福祉の充実と 持続可能な支援体制について	① 成年後見制度・権利擁護について 成年後見センター設置後の相談件数や支援実績をどのように分析しているのか。制度を知らない方や相談につながりにくい方への周知・支援を、今後どのように強化していくのか。 ② 地域包括支援センターについて 認知症相談や独居高齢者対応、権利擁護など、困難事例が増える中で、現場負担をどのように認識しているのか。 また、専門職配置や相談支援体制について、その後どのような改善を検討されているのか。 ③ 高齢者本人と家族への支援について 老々介護や共働きで働きながら介護する家族が増加しており、家族支援の重要性が高まっている。現在の支援体制と、家族が抱え込まない仕組みづくりについて、今後どのような支援体制を検討されているのか。 ④ 介護認定について 介護認定については、「実際の生活状況より軽く認定されたと感じる」「家族の介護負担が十分反映されていない」という声も聞かれる。制度として公平公正に運営されていることは理解しているが、日常生活での困りごと・家族介護の負担・認知症による生活上の支障などをどのように把握し、認定や支援につなげているのか。 また、認定結果に不安を感じた場合の説明や相談体制を、どのように構築しているのか。	町 長
---	-------	------------------------------	--	-----

6	中原 美穂	1 高齢者福祉の充実と 持続可能な支援体制に ついて	⑤ 認知症高齢者の把握状況、支援体制について 近年、認知症高齢者が増加傾向にある。在宅で生活されている方で、屋外を散歩され自宅が分からなくなり捜索願等が出されるケースがあると聞いているが、町として相談があった場合の対策等はあるのか。 ⑥ 介護保険財源と持続可能な支援体制について 物価高騰や人材不足などにより、介護事業所の運営環境は厳しさを増している。その影響が利用者サービス低下につながらないよう、町として現状をどのように把握し、今後どのような支援や連携を考えているのか。町独自の特別補助支援金等の検討はされているのか。	町 長
---	-------	----------------------------------	---	-----

6	中原 美穂	2 夜間における歩行者の安全対策（反射材の普及・活用）について	① 夜間における歩行者事故の現状認識について 近年、高齢者を中心とした夜間の交通事故が全国的に課題となっている。特に、暗い時間帯は歩行者の発見が遅れ、重大事故につながりやすい状況にある。本町における夜間の歩行者事故の発生状況や傾向について、どのように認識しているのか。 ② 反射材の普及・啓発の現状について 夜間事故防止には、反射材の着用が有効であるとされている。本町では現在、反射材の普及や着用促進について、どのような取り組みを行っているのか。 ③ 高齢者・児童生徒等への配布強化について 反射材は「配ること」だけでなく、「実際に身につけてもらうこと」が重要である。高齢者、児童・生徒、通勤・通学者などを対象に、反射材の配布や交通安全啓発をさらに強化する考えはないのか。 ④ 身につけたくなる工夫について 反射材は効果が高い一方で、「持っていても使わない」という課題があるが、デザイン性や日常使いしやすい形状、ランドセル・バッグ・杖・靴などへの装着型、地域ぐるみで着用を促す取り組みなど、実際に身につけてもらうための工夫が必要ではないかと考えられるが町の見解は。 ⑤ 警察・地域団体との連携強化について 交通安全は行政だけではなく、警察・学校・地域・事業者との連携が重要である。今後、警察や交通安全協会、自治公民館、PTA等と連携しながら、夜間の安全対策をさらに強化していく考えはないのか。	町 長
---	-------	---------------------------------	--	-----

6	中原 美穂	2 夜間における歩行者の安全対策（反射材の普及・活用）について	⑥ 効果検証と着用率把握について 反射材は「配布して終わり」ではなく、実際の着用率や事故減少との関連を検証することが重要である。本町として、反射材の着用率や事故発生状況との関係について、調査・検証を行う考えはあるのか。	町 長
---	-------	---------------------------------	---	-----

7	田中 光子	1 投票率向上の対策について	① 近年の町政選挙における投票率の推移をどう分析しているか。特に若年層の動向について町長の見解は。 ② 若者の政治参加を促すため、教育現場での模擬選挙や、SNSを活用した『選挙の見える化』にどう取り組んでいくのか。 ③ 町内の経済活性化も兼ねて、投票済証の提示でサービスが受けられる『センキョ割』を、町内の商店会と連携して実施できないか。 ④ ワークライフバランスの一環として、町内企業に対し、従業員が投票しやすい環境づくり（投票時間の確保など）の啓発や協力要請をどのように進めているか。 ⑤ 投票所の利便性向上のため、移動期日前投票車（投票バス）の導入を検討できないか。 (ア) 現役世代が日常的に利用する商業施設等に、数時間単位で滞在する『移動期日前投票所』を設置できないか。 (イ) 投票率に課題がある植木・今市地区を『モデル地区』として、試験導入し、その効果を検証してはどうか。	選挙管理委員長 町 長
		2 带状疱疹ワクチン接種について	① 带状疱疹ワクチン定期接種の実施状況と打ち漏らし防止について。 (ア) どれぐらいの人が接種されたのか。 (イ) いつ通知は発送したのか。 (ウ) 再通知はしたのか。 (エ) 接種目標はどれぐらいに設定したのか。 ② 定期接種の対象外となっている50歳以上の世代への町独自助成はできないか。	町 長

7	田中 光子	3 自転車の交通反則通告制度（青切符）導入による交通安全教育の推進について	① 近年の自転車事故の発生傾向、特に通学中の児童生徒や高齢者と、青切符導入に向けた現在の周知状況および課題をどのように捉えているか。 ② 持続可能な「交通安全教育のネットワーク」を構築すべきと考えるが、町長・教育長の見解は。	町 長 教育長
---	-------	---------------------------------------	--	------------

8	堀内 義郎	1 選挙について	① 開票での負担軽減について (1) 開票において、無効票はどのように判断されているのか。 (2) 無効票を減らす取り組みはされているか。 ② 新富町での電子投票に伴う本町としての検証について (1) 従来の選挙と比較して予算についてはどう思われるか。 (2) 投開票に携わる職員数や開票作業にかかる時間についてはどうか。 (3) 投開票の負担軽減を図るため導入についての見解はどうか。	選挙管理委員長
		2 小学校の教室について	① 三股小学校の教室の劣化が著しいとの意見があるが、他の各小学校の教室の状況はどうか。 ② 特に、三股小北校舎の教室内ロッカーや床の劣化が激しく要望が挙がっているが、早急に修繕出来ないか。	教育長
		3 住民税滞納について	① 住民税の滞納が指摘されているが、本町において近年の住民税滞納の状況（件数、滞納額）はどうか。 ② 出国した外国人の住民税の滞納の状況（件数、滞納額、滞納率）はどうであるのか。 ③ 出国前に住民税を納められない場合の納税管理人の選任についてはどうか。 ④ 徴収について外国人の滞納者への督促と回収の現況はどうか。 ⑤ 外国人住民の増加が見込まれる中、更に滞納を増やさないため、外国人を雇用する事業者への周知や指導の取り組みはされているか。	町 長

9	上西 雅子	1 町内の公共交通機関について	① コミュニティバス「くいまーる」の路線変更やオンデマンドバスの導入で、車を持たない、乗らない人たちの移動は少しずつ便利になっている。その事を踏まえ、今後の町民の移動支援の課題についてどう捉えているか、質問する。 ② 町内の高齢者の多くが都城市などの病院に通院している実態がある。町として、町外医療機関への交通手段の課題をどのように認識しているのか、質問する。 ③ 現在の民間のバス路線は、町民のニーズに合った経路ではないという声が聞かれる（特に都三道路近辺の住宅地周辺）。民間バス会社との協議を町として行う考えはあるか、質問する。 ④ 医療アクセスは、市町村の枠を超える課題であると考ええる。独自の公共交通を持たない都城市との広域連携で、交通確保を検討する協議の場を設ける事はできないか、質問する。	町 長
---	-------	-----------------	--	-----

9	上西 雅子	2 三股中学校の女子制服について	① 三股中学校の女子制服は、夏・冬ともセーラー服を基本とした仕様となっている。 近年の気候変動により、春先や秋口の寒暖差の拡大、夏季の高温多湿化が進む中、現在の制服が生徒の健康や快適性に十分対応できていないと考える。町としてどのように認識しているのか、質問する。 ② 保護者や卒業生から、気温差が大きい時期に調整がしにくいこと、夏季の湿度や高温に対して生地やデザインが適していないこと等の声が聞かれる。これらの意見を教育委員会としてどのように受け止め、課題として認識しているのか質問する。 ③ 気候変動に対応し、生徒の健康と学習環境を守る観点から、①通年で着用可能な軽量素材の導入、②ポロシャツ等の選択肢の追加、③生徒・保護者の意見を反映するアンケートの実施、等、制服の見直しに向けた検討の場を設置できないか、質問する。	教育長
---	-------	------------------	--	-----

三股町告示第62号

令和8年第3回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年5月22日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和8年6月2日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○6月5日に応招した議員

○6月8日に応招した議員

○6月9日に応招した議員

○6月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和8年 第3回（定例） 三 股 町 議 会 会 議 録 （第1日）

令和8年6月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和8年6月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第33号から議案第50号までの18議案及び報告8件一括上程
日程第3 会期決定の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第33号から議案第50号までの18議案及び報告8件一括上程
日程第3 会期決定の件について
-

出席議員（11名）

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	

欠席議員（1名）

12 番 山中 則夫君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君
町民保健課長	下西 志浩君	福祉課長	島田 美和君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	坂本 鋼治君	環境水道課長	永吉 由貴夫君
教育課長	岩元 勝二君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和8年第3回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

本会期中の会議録署名議員に、5番、田中議員、10番、内村議員の2人を指名いたします。

日程第2. 議案第33号から議案第50号までの18議案及び報告8件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第33号から議案第50号までの18議案及び報告8件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和8年第3回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、議案第34号については、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第33号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、第221回特別国会において決定され、令和8年3月

31日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したところであります。

今回の地方税法等の一部改正による主な内容は、1つ目に、令和8年4月1日以降の軽自動車税環境性能割の廃止、2つ目に、防衛特別所得税の創設と、復興特別所得税の課税期間の延長、3つ目に、町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出内容の改正、4つ目に、固定資産税の免税点の改正、5つ目に、特定暗号資産取引に係る課税の見直しとなっており、条例の所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第34号「令和7年度三股町一般会計補正予算（第11号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき予算の調整を行ったものです。

歳入歳出予算の総額157億1,719万9,000円から歳入歳出それぞれ3億2,787万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億8,932万1,000円としたものです。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、実績及び実績見込みにより増減額補正したものです。

地方譲与税、各種交付金及び地方交付税は、交付確定により、特別交付税1億8,619万8,000円などを増減額補正したものです。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、実績により、放課後児童クラブ利用者負担金468万4,000円などを減額補正したものです。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定等により、増減額補正したものです。

国庫支出金の主なものは、施設型給付費負担金9,577万1,000円、重層的支援体制整備事業交付金893万2,000円などを増減額補正したものです。

県支出金の主なものは、施設型給付費負担金6,896万9,000円、重度心身障がい者医療費補助金965万円などを増減額補正したものです。

財産収入は、財政調整基金預金利子94万3,000円などを増額補正し、植木団地跡地の売払い収入954万6,000円などを減額補正したものです。

寄附金は、指定寄附金のふるさと納税寄附金5,766万6,000円を減額補正したものです。

繰入金は、決算見込み等により、公共施設等整備基金1億2,230万円、ふるさと未来基金3,320万4,000円などを減額補正し、基金の確保・調整を図ったものです。

諸収入は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金825万3,000円などを増減額補正したものです。

町債は、実績により、総合文化施設特定天井耐震改修事業 2,700 万円などを減額補正したものです。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額したものです。

総務費は、一般管理費の会計年度任用職員報酬 5,100 万円、一般職給 2,420 万円、企画費のふるさと納税推進事業業務委託料ほか 2,571 万 5,000 円などを減額補正したものです。

民生費は、重度心身障がい者医療費 1,036 万 6,000 円、一時預かり事業補助金 2,860 万 6,000 円、施設型給付費 5,900 万円などを減額補正したものです。

衛生費は、予防接種委託料ほか 2,223 万 9,000 円、じんかい収集運搬委託料ほか 2,089 万 8,000 円などを減額補正したものです。

農林水産業費は、農業集落排水事業補助金 1,186 万 2,000 円、畑地帯総合整備事業負担金 718 万円などを減額補正したものです。

商工費は、オリジナル商品券発送業務委託料 231 万 5,000 円などを減額補正したものです。

土木費は、公共下水道事業補助金 2,564 万 7,000 円、照明 LED 切替工事ほか 1,008 万 1,000 円などを減額補正したものです。

消防費は、消防団出動報酬 439 万 4,000 円などを減額補正したものです。

教育費は、総合文化施設特定天井耐震工事ほか 5,971 万 4,000 円などを減額補正したものです。

災害復旧費は、農地農業用施設現年度災害復旧費の災害測量委託料 60 万 5,000 円などを減額補正したものです。

諸支出金は、寄附金の実績によるふるさと未来基金積立金 5,750 万 7,000 円を減額補正し、公共施設等整備基金費 3 億 57 万 1,000 円、財政調整基金費 5,594 万 3,000 円などを増額補正し、基金の確保・調整を図ったものです。

予備費は、収支の調整額を補正したものです。

次に、「第 2 表 地方債補正」については、実績により限度額を変更したものです。

次に、議案第 35 号「令和 8 年度三股町一般会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業及び国、県支出金の内示等に伴い、所要の補正措置を行うものです。

歳入歳出予算の総額 144 億 1,000 万円に歳入歳出それぞれ 6,250 万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４４億７，２５０万円とするものです。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金（まちづくり事業）１，７７４万７，０００円などを減額補正し、社会資本整備総合交付金（道路橋梁事業）３，００５万円などを増額補正するものです。

県支出金は、新規就農者育成総合対策事業補助金１，１２５万円、地域農業構造転換支援事業補助金２９９万３，０００円などを増減額補正するものです。

繰入金は、重層的支援体制整備事業繰入金２５万７，０００円を減額補正するものです。

繰越金は、前年度決算見込みに伴う剰余金の一部、２，７００万円を増額補正するものです。

諸収入は、コミュニティ助成事業補助金２４０万円を増額補正するものです。

町債は、通学路環境整備事業２，２１０万円などを増額補正し、交流拠点施設周辺整備事業の道路工事５６０万円、公園施設５８０万円などを減額補正するものです。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年４月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組替えによる人件費の増減等を補正するものです。

総務費は、プロジェクトマネジメント業務委託料ほか７４９万１，０００円などを増額補正するものです。

民生費は、社会福祉協議会補助金１４０万７，０００円、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金４８１万４，０００円などを増額補正するものです。

農林水産業費は、農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬改定に伴い２５万７，０００円、新規就農者育成総合対策事業補助金１，１２５万円、地域農業構造転換支援事業２９９万３，０００円などを増額補正するものです。

土木費は、交流拠点施設周辺整備事業に係る道路設計業務委託料ほか９９０万円、公園の整備事業委託料（五本松小公園ほか）１，３００万円を減額補正し、通学路環境整備事業５，５００万円を増額補正するものです。

教育費は、小学校給食無償化に伴い要保護及び準要保護児童生徒援助費６７６万４，０００円、特別支援教育就学奨励費１８２万１，０００円や、交流拠点施設周辺整備事業委託料（ふれあい中央広場整備）１，０００万円を減額補正し、中央公民館アスベスト除去業務委託料ほか９３１万９，０００円、コミュニティ助成事業補助金２４０万円などを増額補正するものです。

災害復旧費は、福留災害土砂撤去業務委託料５００万円を増額補正するものです。

予備費は、収支の調整額を補正するものです。

次に、「第２表 地方債補正」については、起債事業の変更による限度額の変更及び廃止によ

るものです。

次に、議案第36号「令和8年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億9,422万2,000円に歳入歳出それぞれ353万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,775万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の増額補正を行うものであります。

次に、議案第37号「令和8年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額25億4,524万1,000円に歳入歳出それぞれ127万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,651万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を増額補正するものです。歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費の増額補正及び重層的支援体制整備事業に係る一般会計繰出金を減額補正するものであります。

次に、議案第38号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町脱炭素化推進事業公募型プロポーザル選定要領（令和5年7月策定）により選定した三股町脱炭素きゅうなん隊が提案した事業のうち、町総合福祉センターへの太陽熱設備等、高効率空調機、全熱交換器の導入工事を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び三股町財務規則第145条第1項第1号の規定に基づき、三股町脱炭素きゅうなん隊を構成する株式会社九南と3工事を1つの随意契約により実施するもので、5,000万円以上の契約を締結することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三股町条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第39号「財産の取得について（令和8年度 三股町消防団指揮車購入事業）」についてご説明申し上げます。

本案は、消防団指揮車が27年経過することから、車両を更新するものであります。事業の実施に当たりましては、指名競争入札により宮崎ラビットポンプ有限会社から858万円で取得しようとするものでありますが、入札予定価格が866万7,510円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号「財産の取得について（令和8年度 簡易トイレ式購入事業）」につい

てご説明申し上げます。

本案は、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用する防災対策備品購入としまして、簡易トイレ式を購入するものであります。事業の実施に当たりましては、指名競争入札により中村消防防災株式会社から944万6,800円で取得しようとするものでありますが、入札予定価格が947万8,150円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号「財産の取得について（令和8年度 学校10G回線対応機器等購入事業）」についてご説明申し上げます。

本案は、大規模校4校（三股中、三股小、西小、勝岡小）において、VPNルーター、L2スイッチ等の学校10G回線対応機器等を購入するものであります。事業の実施に当たりましては、指名競争入札により株式会社システム・ナインから787万6,000円で取得しようとするものでありますが、入札予定価格が831万4,900円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第42号「財産の取得について（令和8年度 三股町小中学校情報機器整備事業）」についてご説明申し上げます。

本案は、第2期GIGAスクール構想に係る、令和8年度導入予定の端末機器の選定につきまして、宮崎県GIGAスクール構想推進協議会において、令和8年2月17日、学習者用コンピュータに係る企画提案競技を行い、3月25日、受託企業がNTT西日本株式会社に決定いたしました。

これを受けまして、本町では、令和8年度三股町小中学校情報機器整備事業として、導入対象端末機器の売主であるNTT西日本株式会社宮崎支店、賃借人であるNTT・TCリース株式会社南九州支店の2社と、3,654万9,700円で賃貸借契約を締結いたしますが、期間満了後、無償譲渡によって当該機器を取得することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号から議案第49号の「農業委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、令和8年7月20日からの新たな農業委員会の農業委員について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定及び三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年条例第28号）に基づき、農業委員7名の任命について議会の同意を求めるものであります。

なお、7名の農業委員の選考につきましては、三股町農業委員会委員及び三股町農地利用最適化推進委員選考委員会に諮問し、その選考結果を答申として受けたものであります。

次に、議案第50号「教育委員会教育委員の任命について」ご説明申し上げます。

教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者の選任が望ましく、また、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮しなければならないとされております。

現委員の大重順一氏が令和8年6月14日をもって任期満了となりますが、退任される大重順一氏の後任としまして、新たに内村浩二郎氏を選任するものであります。

内村氏は、これまでに延岡市立方財小学校、三股町立三股西小学校で学校長として勤務されており、本町教育委員の最適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

なお、本案は、任期満了日の関係もあり、先議をお願い申し上げます。

また、今議会に報告8件を提出いたしております。

報告第1号「令和7年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第2号「令和7年度三股町継続費通次繰越計算書の報告について」、報告第3号「令和7年度三股町下水道事業会計継続費通次繰越計算書の報告について」、報告第4号「令和7年度三股町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第5号「令和7年度三股町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告について」、報告第6号「三股町土地開発公社の令和8年度事業計画及び予算」、報告第7号「三股町土地開発公社の令和7年度事業決算の報告について」、報告第8号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば、これを許します。農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 議案第43号から議案第49号の「農業委員会委員の任命について」補足説明を申し上げます。

議案第43号につきましては、内田豊和氏、蓼池在住の方でございます。

議案第44号につきましては、大脇辰美氏、樺山在住の方でございます。

議案第45号につきましては、溝口良信氏、長田在住の方でございます。

議案第46号につきましては、池脇阿寿紗氏、蓼池在住の方でございます。

議案第47号につきましては、小倉休幸氏、新馬場在住の方でございます。

議案第48号につきましては、下石寅男氏、宮村在住の方でございます。

議案第49号につきましては、松山喜一郎氏、長田在住の方でございます。

7名の略歴につきましては、それぞれご覧いただきますようお願いいたします。

あわせて、本日配付いたしております三股町農業委員会委員及び三股町農地利用最適化推進委員選考委員会選考結果、名簿をご覧ください。上段の名簿が、今回議案として上程いたしました農業委員7名となります。

なお、内田豊和氏、大脇辰美氏、池脇阿寿紗氏、下石寅男氏、松山喜一郎氏の5名が新任となります。

また、備考欄にありますように、今回、農業委員7名のうち、認定農業者は内田豊和氏と小倉休幸氏の2名で、過半数を占めておりませんが、農業委員会法に関する施行規則第2条において、区域内における認定農業者の数が委員定数の30倍を下回る場合には、認定農業者等である委員が4分の1を占めればよいという過半数要件を緩和する措置が設けられております。本町の委員定数7名の30倍は210名、本町の認定農業者数は令和8年3月末現在で113名で、210名を下回っていることから、委員のうち認定農業者数は4分の1以上、本町であれば2名以上を占めればよいということとなり、要件を満たしております。

続いて、下段の名簿につきましては、農地利用最適化推進委員11名の名簿となり、そのうち6名が新任でございます。ブロックごとに選出されており、第1ブロック、行政区でいう1地区、7地区、8地区、9地区が2名、第2ブロック、2地区と3地区が4名、第3ブロック、4地区と5地区が3名、第4ブロック、6地区が2名となっております。

農地利用最適化推進委員につきましては、米印に記載しておりますとおり、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、農業委員会が委嘱することとなっております。

以上、説明いたします。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの15日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの15日間とすることに決しました。

なお、日程の詳細については、配付しております会期日程（案）のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時39分休憩

〔全員協議会〕

午前10時45分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時45分散会

令和8年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和8年6月5日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和8年6月5日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君

町民保健課長	下西 志浩君	福祉課長	島田 美和君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	坂本 鋼治君	環境水道課長	永吉 由貴夫君
教育課長	岩元 勝二君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁を合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることにいたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） おはようございます。発言順位1番、堀内和義です。

6月1日、九州南部が梅雨入りをしまして、翌日には今年初めての台風6号が県内に接近し大雨をもたらしました。日向灘を通過して、和歌山県南部に上陸後、東海、関東に接近し、その後、太平洋海上で温帯低気圧になりましたが、太平洋沿岸地域では広範囲にわたり線状降水帯も発生して、大雨による被害、交通機関にも大きな影響が出ました。本町では警戒レベル3の高齢者等避難が発令され、避難所も開設されましたが大きな被害はなく、一安心したところでもあります。6地区分館の避難所には1人避難されておりましたが、職員の方、また、消防団員の多数の皆さんが詰所に待機いただきまして、本当にありがとうございました。ご苦労様でした。大雨、台風はこれからのシーズンになりますので、日頃から防災意識を高めていただきたいと思います。

それでは、通告に従い質問してまいります。

まず、質問事項1、蓼池第3団地解体後の跡地活用について質問をいたします。

蓼池第3団地は、国道269号線の南側に位置した南原地域になります。一帯は新興住宅地で、南原から大原地域までの旭ヶ丘運動公園までは立地条件、環境もよいことから住宅建設が進み、

今後も増える見込みのある場所でございます。若い世帯が多く、子供たちの賑やかな活気あふれる地域ですが、身近に自由に安心して遊べる場所、親子でゆっくりくつろげる場所がございません。第3団地解体後については売却する計画のようですが、町有地として残し児童公園にしてほしいとの住民の声が多く出ております。また、蓼池自治公民館からも要望書が出ております。以上のことから、住民の声を十分考慮いただき、解体後の跡地を児童公園として活用できないか、伺いいたします。あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいまご質問ございました蓼池第3団地周辺は、新興住宅地で住宅建設が進み、若い世帯が多く、子供が身近で安心して遊べる場所がない。団地解体後の跡地を児童公園として活用できないかとの質問にお答えいたします。

町におきましては、令和8年3月に策定しました第6次三股町総合計画後期基本計画の中で、老朽化した町営住宅については廃止し、集約化を進めるとする基本的な方向を示しております。この具体的な取組としまして、町営住宅簡易平屋団地解体事業を活用し、簡易平屋団地の解体工事を計画的に実施していくこととしております。解体後の土地の取扱いについては、町の中にあります財産処分検討委員会で検討することとしておりますが、公園との提案から担当課長のほうから考え方を説明させます。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（坂本 鋼治君） 都市整備課でございます。旧蓼池第3団地は、面積約2,000平方メートル、4棟18戸の木造平屋住宅であり、令和5年度に用途廃止したところであり、令和8年度の当初予算において解体工事の予算を計上し、現在は工事発注に向けた準備を進めているところであります。跡地を児童公園として活用してはどうか、との議員からのご提案についてであります。旧団地から直線距離で約200メートルの位置に蓼池公園が、約600メートルの位置には旭ヶ丘運動公園が設置されております。また、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準として、都市公園法施行令第1条の2の中で、1の市町村の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の基準は10平方メートル以上と目安が示されているところであります。三股町の令和6年度末時点の面積は20.4平方メートルと、配置基準を大きく超える状況にあります。このような中、旭ヶ丘運動公園等の遊具については、設置から経過年数が経っており老朽化も進んでいることから、今後、施設の更新を計画しているところであります。子供たちが安心して遊べる場所の確保については既存の公園を活用しながらしっかり取り組んでいく予定であります。このため、現時点で跡地を活用した新たな児童公園の設置の考えはないところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 現状では児童公園については考えがないということなんですが、やはり今後どんどん世帯戸数も増えていく、人口も増えていく地域でございます。そういうところも含めながら、財産処分検討委員会でも慎重な検討をお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、次に、②の質問に入ります。

今後、30年以内に南海トラフでマグニチュード8から9クラスの巨大地震が発生する確率も高まっております。蓼池自治公民館でも自主防災組織を立ち上げ、年1回防災訓練を実施しており、防災意識を高めております。周辺団地は個人住宅、アパートも建っておりますが空き地がありません。跡地を公園化することによって、大きな災害時には避難場所にもなるとは思われますが、いかがなのでしょう。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 公園化することにより災害時には避難場所にもなるとは思われるがいかがなものかとの質問についてお答えいたします。

蓼池第3団地の跡地活用につきましては、公民館長から児童公園としての活用を希望する要望書をいただいております。要望内容を踏まえ、地域の防災面や周辺の公共施設の配置状況などについて検討を行っております。避難場所について、当該地周辺には指定緊急避難場所となっている蓼池公園や旭ヶ丘運動公園が整備されているため、著しく避難空間が不足している状況にはないものと認識しております。また、蓼池児童館を公民館及び指定避難所としての機能向上のために改修する計画も検討しており、既存公共施設との配置バランスや維持管理経費、将来的な財政負担等を総合的に勘案した結果、現時点では新たな公園施設を整備する考えはないところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 通常では必要ないのですけれども、やはり大きな災害、緊急時の場合は旭ヶ丘なり、また、蓼池公園、近いと言ってもやはり、そういう緊急時には一番近いところがいいわけですよ。年配も多いし子供もいます。すぐに逃げられるところ、そういうことが目的ですよ。最終的に公園だけの問題ではなくて多目的に使える場所、それが欲しいわけですよ。ですから、この問題を取り上げたんですけれども、当然、公民館長はじめ皆さん方が、そこはどうしてもやっぱり町有地として残してほしいという要望があったものだから、ということなんですけれども、そこあたりも再考していただきたいというふうに思っております。

関連がありますので、次の③の質問に入ります。

蓼池地区は東西 3.3 キロメートル、南北 1.5 メートルと広範囲で世帯数も多く、特に南原、大原地域には新築住宅が増え続けており、歴代館長をはじめ有力者の中には蓼池を 2 分割にしてはどうかとの意見も出ております。個人的には 2 分割については反対の方向なんですけれども、今後、人口が集中する地域でもあります。将来的にはちょっとした招集会場、ごみステーション等も必要になってくるのではないかなというふうに思っております。処分することについては簡単にできるんですけれども、新たに土地を購入するにはハードルが高くなります。場所的な問題もありますので、やはりこれについては処分ではなくて町有地として残しておけば、それ以外にも利活用ができるわけですから、そこあたりをやはり十分検討していただきたい。当然、財産処分検討委員会も開かれるわけですから、その場でも、そこあたりを十分検討していただきたい。単なる公園としての意味で言っているのではないんですよ。ですから、やはり地元の意向というのは、そういうことで非常に皆さん考えているわけですから、十分検討していただきたいというふうに思っております。また、今後そういうことで何らかの進展があれば、ぜひ公民館長のほうにもご連絡いただければいいのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、質問事項 2 の、町内における都城盆地畑地かんがいの事業見直しについて質問をいたします。

都城盆地畑地かんがいについては、都城盆地土地改良区が管理・運営し、山田町、木之川内ダムを基幹水源として昭和 50 年代から国営事業によってパイプライン化された畑地かんがいです。現状においては多くの未整備地区が残っており、事業完了までにはまだ数十年かかる計画のようでございます。そこで、町内における畑地かんがいの事業計画面積と現状の事業完了地区、面積はどのようなものか伺いたいします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 町内における都城盆地畑地かんがいの事業計画面積と現状の事業完了地区、面積はどのようなものかのご質問についてお答えいたします。

都城盆地畑地かんがいの事業につきましては、都城北諸県地域の 3,966 ヘクタールの畑地を対象に、国営かんがい排水事業が昭和 62 年度から始まり、平成 22 年度の完了までに水源となる木之川内ダムをはじめ、幹線水路、ファームポンドなどの基幹水利施設が整備されました。町内の事業計画面積につきましては、提出いたしました資料 3 の上段の表、町内における都城盆地畑地かんがいの事業計画面積と、現状の事業完了地区及び面積にお示ししてありますように、県営畑地帯総合整備事業として都城市とまたがって計画された区域 2 か所を含め合計 6 か所、事業面積 372 ヘクタールとなっております。宮ノ原第 1 地区、高才第 2 地区、宮ノ原第 2 地区、

高才第1地区の4か所、270ヘクタールが完了し、高才第3地区25ヘクタールが現在、事業実施中であり、前方第3地区77ヘクタールが未着手となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 事業面積が370ヘクタールで、現在、事業完了地区が4か所の270ヘクタール、約73%が完了地区になっているわけですね。この中で宮ノ原第1、第2、高才第2、第1とあるんですけど、これは具体的にどの地区になりますかね。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 完了している4地区の、まず宮ノ原第1地区につきましては三股町樺山地区の畑地帯、この役場から南側に広がる畑の地帯が宮ノ原第1地区になります。高才第2地区につきましては、餅原駅の西側に広がっている畑地帯が事業区域となっております。宮ノ原第2地区につきましては、宮ノ原第1地区の事業区のさらに南側、宮村の大鷲巣地区から都城の上長飯ですかね、あそこに広がる、太陽光発電所がある周辺の辺りの畑になります。高才第1地区につきましては、大悟病院の東側に広がる畑の地帯となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 宮ノ原第1が一番面積としては大きいわけですね。

次に、第2の質問に入ります。

事業完了地区における水利用面積と利用率はどのようなものか、お伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 事業完了地区における水利用面積、利用率はどのようなものかとのご質問についてお答えいたします。

提出いたしました資料3の下段の表の事業完了地区における水利用面積と利用率にありますように、宮ノ原第1地区の利用率が9.0%、高才第2地区が2.4%、宮ノ原第2地区が2.0%、高才第1地区が8.1%、4つの地区全体で6.1%となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 利用率の一番高い宮ノ原第1で9%、同地区で宮ノ原第2は2%とかなり低いようですが、町全体でも16.33ヘクタールの6.1%とかなり低い利用率ですね。この利用率を見ますと、限られた方のみが利用しているのではないかというふうに思うんですけれども、利用されている方の基幹作物はどのようなものになりますか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） この4か所のうち利用率が高い宮ノ原第1地区につきましては、主にハウス等の施設園芸での利用に加えて、露地野菜、茶畑での利用が多いということになっております。また、同じく利用率が高い高才第1地区につきましては、主に露地野菜と茶畑での利用が多いというところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 宮ノ原第1が一番高いんですけれども、ハウス園芸関係、露地、お茶ということなんですが、高才第1も露地、お茶ということなんですけれども、高才第2、宮ノ原第2、2%台ですよ。ここあたりが極端に悪いですよ。これで採算が取れるのかどうか。畑地かんがいの当初の目的は露地野菜の水利用が大きな目的だったのではないかなと思うんですよ。私もそういうふうに聞いておりますけれども、やはりこの状況の中で露地野菜の利用者が少ない現状、今後どのように利用していくのか、ここあたりを克服しないとなかなか利用率は上がっていかないのではないかなと思うんですけれども、課長のほうではどう思いますか。

○議長（指宿 秋廣君） 今のは③。質問の趣旨は③ですか。堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 私が言うのは、まだ3ではないんですけれども、ここに詳しくは明記していませんけれども、その中でやはり非常に現状としては、そういう中で露地関係が少ないですよ。だから、何か対策をしていかないと、今後もそういうことで伸びないと思うんですが、3にも提起しておりますけど、続きまして③の質問に入りますけれども、現状においては水利用率が非常に低い状況ですが、これから高齢化による離農も多くなってまいります。今後、利用が増える見込みはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 現状においては水利用率が低く、高齢化による離農も多くなっている。今後、水利用が増える見込みはあるのかとのお質問についてお答えいたします。

都城盆地畑地かんがいの事業完了地区全体の水利用率は6.1%であり、三股町内の事業完了地区の水利用率も6.1%と同様に低い状況であることから、水利用の増加のために都城北諸県地域の関係機関によって構成されました、都城盆地畑地かんがい営農推進協議会を通じて水利用を増やす方策等について協議を行い、散水器具の実演展示、農業関連の各種イベントでのパンフレットの配付など、啓発活動に取り組んでいるところでございます。また、近年は高温、雨が少なかったといった極端な異常気象が毎年のように起きており、今後の農作物の安定した収量の確保や品質の向上を図るためにも、畑地かんがい施設は重要な役割を担う施設であることから、水利用の向上に向けて推進してまいるところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 啓発活動あたりでは、なかなかぬぐえないのではないかなと思うんですね。現状の中で利用者がいないということはもう確かですね。都城盆地全体でも６．１％ですかね。意味があるのかどうなのか、そういうところなんですけれども。やはり昔は芋とかゴボウをよく作っていたんですけれども、最近芋も少ないですね。やはり連作障害が出るとかということで、そしてまた、ゴボウも昔は多かったんですけれども、結構労力的に大変だということで、どうしても露地野菜については、なかなかそういう水をようけ使う作物が少ないですね。飼料畑もあるんですけれども、ハウレンソウにしるキャベツにしる植えているんですけれども、そんなに水が必要かどうか、その水の必要な時期の栽培ではないかもしれないし、何かそこあたりを対策をしていかないと、国・県営事業でかなりの事業費をつぎ込んでおりますよね。利用が増える可能性は少ない、そういう状況の中で採算性から考えるとどうなのかなというふうに思っております。これは私だけではなくて事業者もそう思っているのではないかなというふうに思います。ですから、ここあたりを何らかの対策をどんどんしていかなければ、宝の持ち腐れになるのではないかなと私は思っております。そういうことで、④の質問に入ります。

事業完了地区の状況は分かったんですけれども、町内の事業未整備地区と概算事業費はどのようなものか伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 町内の事業未整備地区と概算事業費はどのようなものかのご質問についてお答えいたします。

町内の事業未整備の地区につきましては、提出いたしました資料３の上段の表、この事業完了地区及び面積にありますように、前方第３地区の１か所、場所は蓼池北西部から都城市高木町にまたがる畑地帯となっております。備考にありますように、事業計画面積は都城市の農地３２ヘクタールを含む７７ヘクタールとなっており、事業費といたしましては１０億１，３００万円を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 面積においては７７ヘクタール、うち、三股が４５ヘクタールですかね。町全体としては平均的なところだと思うんですけれども、やはり今後の概算の事業費ですけれども、約１０億かかるということですね。今後、材料費、人件費の高騰が続いておりますし、中東地域の紛争が続きますと、当初計画の金額より大幅に膨らむ可能性があるのではないかなというふうに思っております。着工が令和１４年、そして工期が令和１９年までですから、また先が長いですね。今の状況でいくとかなり高騰するのではないかなというふうに思ってお

ります。そこで⑤の質問に入りますが、先ほど事業未整備地区の概算事業費が１０億１，３００万円とありましたけれども、これからは事業が完了しますと全地域になるんですけれども、維持管理費や老朽化対策も必要になってくるのではないかなという事で、様々な経費等が必要となってくると思われます。今後の物価高を考えると、かなりの維持費についても金額になるのではないかなというふうに思っております。前方第３については未着手で令和１４年から着工して令和１９年に完了予定というふうになっておりますけれども、やはり何回も言いますけれども、今後の事業費、それから水利用率の費用対効果を考慮しますと、未整備地区については事業の見直し、中止をしたほうがよいのではないかなと思われしますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今後の事業費、水利用率等の費用対効果を考慮すると未整備地区については事業の見直し、中止をしたほうがよいのではないかなとのご質問についてお答えいたします。

都城盆地畑地かんがい事業は都城北諸県地域の畑地を中心に、畑地かんがい施設を整備し、水を活用することにより収量の確保や品質の向上を図るとともに、新規作物の導入等を促進して収益性の高い畑作営農を展開することを目的として、昭和６２年度に国営事業として着手し、水源となる木之川内ダム、幹線水路、ファームポンドなどの基幹水利施設が平成２２年度までに整備されてきました。都城盆地地区の県営事業としての実施していく全体の計画地区は５２地区、受益面積は３，９６６ヘクタールであり、令和７年度時点では３３地区２，４２７ヘクタールが事業完了及び実施中の地区となっており、未整備地区は三股町の前方第３地区を含む残り１９地区となっております。前方第３地区を含む残りの未整備地区につきましても、県営事業として引き続き事業推進に向けて都城盆地畑地かんがい営農推進協議会の中でも協議を行っており、本町といったしましては現在のところ、中止・見直しの考えはないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（６番 堀内 和義君） 国営・県営事業で農業振興課では畑地かんがいを推進する立場ということですから、中止しますとはなかなか言えない立場かもしれませんが、これが町単独事業ならば良識ある判断をするのではないかなというふうに思っております。やはり現状の利用率を考えたときに、これでいいのかということですよ。これはやはり真剣に考えていかないと、収益性の高い作物を作ると言いますけれども、現状の中でそういう作物がありますかね。ですから、言ったようにそこあたりをずっと継続してどうなのかなと思うんです。さっきも言いましたように、作ったら当然、あとは維持費がいるわけですから、やはり下水道管と一緒に地下に埋めるわけですから、これが二、三十年すれば当然、漏れも出てくるかもしれませんし、当然、

配管工事をしなければならないと思うんですよね。そこあたりを考えたときに、もうちょっと遅いんですけれども、今から三股に限らず都城盆地全体で未整備地区があれば、そこあたりは検討したほうがいいのではないかな。仮にハウスとかお茶を作るのであれば、団地を作ればどうかなるんですよね。バラバラせんでもそこにハウス団地を作っていけば、そこだけ利用すればいいわけですから。そういう対策を考えていかないと税金の無駄遣いになるのではないかなということなんです。やはり、現状の水利用、将来を考えると見直しをしたほうが私としては得策ではないかなというふうに思っております。

それと、今、担い手農家、農業法人等が求めているのは畑地かんがいよりも田んぼの集約化、農道整備を進めてほしいとの要望が非常に多いです。これからは、離農が早いスピードで進んでいきます。農地の荒廃を防ぐためにも農道整備や農地集約化を進める農政に舵を切っていただけるよう県なり、また、国に地域の現状、農家の要望を訴えていただきたいと思っております。

次に、⑥の質問に入ります。

畑地かんがい未整備地区にある前方第3地区の蓼池・前目地区の一部では工業地域にもなっております。現在の工業用地はほぼ満杯となっておりますので、事業を見直し、一部を工業用地として転用できないか、伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 未整備地区にある蓼池・前目地区は工業地域にもなっているが、工業用地はほぼ埋まっている。事業を見直し、一部を工業用地として転用できないかのご質問についてお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、未整備地区にある前方第3地区の農地は、都城盆地畑地かんがい事業の全体の整備計画面積の中に含まれており、県営事業として引き続き事業推進に向けて、都城盆地畑地かんがい営農推進協議会の中でも協議を行っていることから、現在のところは事業を見直し、一部を工業用地として転用することは考えていないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 転用は考えていないということなんですけれども、先ほどから何回も言うんですけれども、畑地かんがいを進めても水利用者が少ない現状では採算が取れない不良債権です。無駄な事業を無理して進めること自体がおかしいと思いませんか。県、国にも現状と将来の見通しを伝え、農地転用が可能であれば見直しをしていただきたいと思います。この件について町長はどう思われますか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 前方第3、こちらのほうは、西のほうが都北工業団地、そして南が前

目工業地区、そしてまた東のほうが蓼池工業団地、それに三方囲まれていますので、どちらかという町としてのスタンスは外してほしいなというふうに感じます。ただ、やはり木之川内ダムを作ったときの受益面積に入っている以上、なかなかこの農振から外す、あるいは畑地かんがいの受益地から外すというのは大変ハードルが高いところでございます。しかし、今のところ前方第3については、まだ事業に着手しておりませんので、またここを県営事業がやるとなると、また地域の方々の同意書が必要になってきますので、そのあたりのところを1つのポイントにしながら、やはり私も工業団地のほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども農業を推進する立場から、やはり都城との連携も必要ですし、都城のほうでは何かキャベツのほうの団地を作るという計画もございますので、それとの整合性を含めていろいろと検討すべき課題かなというふうに思います。個人的な見解でしたけれども、今後、町の中でもこういう議員のような意見もあるということは伝えながら検討をさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ありがとうございます。農地転用が難しいのは分かっているんですけども、交渉する価値はあると思います。蓼池・前目地区は国道269号線が通り、10号線、都城インターにも近い場所ですから、地の利を活かして工業用地に転用できれば企業が集まります。当然、雇用も生まれます。町には土地、建物の固定資産税も入り税収も増えます。見直してできることは早い決断が必要でございます。町政の発展、また地域農家の現状が農政に十分反映されるようなことを熱望して、以上をもって質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、堀内和義議員の一般質問は終了します。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、新坂議員。

〔7番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7番 新坂 哲雄君） 皆さん、こんにちは。通告より2番、新坂哲雄です。

中東情勢の悪化に端を発したナフサ不足が、それぞれの現場で資材不足や値上げに悲鳴が上がっております。ナフサは姿や形を変えて多様な製品となります。政府は目詰まりの解消を図っていますが、ナフサは幅広い業界に関連しており、全ての現場において対応ができない状況であります。

それでは、一般質問に入ります。

1 番目に、轟木集落館の遊具についてと、次に、轟木集落館東側道路について、田上地区農地について伺いをいたします。

1 番目の遊具が老朽化のために撤去と聞くが、今後の考え方をお聞きいたします。あとは質問席で質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 轟木集落館の遊具につきまして、遊具が老朽化のため撤去と聞くが今後の考え方はとのご質問にお答えいたします。

轟木集落館の西側にあるブランコ、滑り台、ジャングルジムなどの遊具につきましては、これまでの遊具点検業務において、劣化・破損の状況により使用停止の判定が出ていることから現在使用禁止としており、老朽化のため、今年度、遊具は全て撤去する計画であります。今後につきましては、遊具を撤去し更地にした後、広場として整地する予定であります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7 番 新坂 哲雄君） 町長のほうから撤去と聞いておりますが、撤去はいつ頃から予定されているのか、ちょっとお聞きしたいので、今の現状では遊び場はロープが張ってあって、子供が「何で使えんとでしようか」とかいう意見が多くありますが、撤去はいつ頃から予定なのかちょっと聞きたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） いつ頃撤去する予定かという質問についてお答えいたします。

現在、準備を進めていまして、計画では夏ぐらいには撤去する計画で今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7 番 新坂 哲雄君） 撤去は話を聞きましたので、2 番目の児童の親より遊び場がなくならないようなど要望があるが、遊具の今後の設置予定はいかがなのでしょう。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 遊具の今後の設置予定はというご質問についてお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、遊具を撤去し、更地にした後は広場として整地する

予定であります。したがって、新たに遊具を設置することは考えていないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 前回、公民館の集まりの中で、こういう遊び場がなくなることは子供のために良くないという話を聞いて、公民館長も今後また要望書を出すということでもあります。全ての上米公園とか、ここ役場隣の遊具もきれいになっております。やっぱり人口が少なくても、やっぱり遊具は子供のために必要だと思うんですね。これが今の最近の遊具はきれいになって見栄えもします。長田峡は人がやっぱり来るところです。遊び場でもあります。ここはやっぱり遊具は必要ですので、どうか検討していただけないでしょうか。その件についてお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 先ほども申し上げましたとおり、今のところ新たに遊具を設置することは考えていないところですが、議員がおっしゃられましたように、公民館等で要望を挙げられるというようなことがもし今後ございましたら、またその内容とかを見て検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） この話を聞いて農業振興課に聞いたところ、費用対効果と言われましたけれども、やっぱり地域が小さくても、やっぱりこれは必要で子供が楽しみにしている場所なんですので、ぜひ再度新しい遊具が設置できるようにお願いをいたします。その費用対効果と言われましても、ちょっと子供さんにとってはきつい話であるのではないかなと思います。遊具を私もこう見ているんですけど、最近ちょっと道が外れるか分かりませんが、上米公園のところを見たら日曜日はものすごい人が来ておりますね。遊具がきれいになったからですね。やっぱり、ああいう状況になかさないとい人が集まらないので、以前のやつはもう老朽化して以前から使っていないような感じでしたけど、やっぱり子供さんをお持ちの人は、やっぱりあっこはないといかんと、遊び場がないといかんと言われますので、どうか前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 質問になっていませんけど。要望でしかない、質問してください。今のは要望にしかならないので。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 設置を望むという父兄の話がいっぱいありますので、詳細については公民館長からまた書類が上がるとは思いますけど、あっこがなくなったら寂しいと。やっぱり

長田峡は人が来る所で、子供連れも結構おるのでね、遊び場がないと困るということです。この辺はそれでしまいにいたします。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 末尾が要望になっているから質問になっていないので。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今の文章のとおり、設置予定を考えていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 同じことの繰り返しだな。農業振興課長、同じことを繰り返して。農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 現在のところは、撤去した後は更地にして広場として整地する予定であって、新たに遊具を設置する計画は現在のところは考えていないところでございます。以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 繰り返しますけど、地区要望で公民館長から上がったときは検討していただきたいと思います。私としては全体で話をするのもあれなんですけど、やっぱり子供さんお持ちの方は必要だということでもありますので、長田からこの上米公園まで遊びに連れていくことは不可能ですので、近辺の長田峡とマッチした遊具が必要と思います。

以上で終わります。

次に、轟木集落館東側道路について伺いをいたします。

大型車両が多く、片側通行しかできない状況なので、轟木橋と同じ幅に道路拡張はできないかと、農家からもたくさんの要望があります。これは今、長田地区は田植え時期に入っておりまして、道路沿いに車や農機具やら置いておるんですけど、大型が通るたび、車を移動しないといけない状況です。33号線から橋まで約90メートルぐらいあります。あと1メートル、2メートルあるだけで交差ができる状況なんですよね。やっぱり農家は大型がしょっちゅう通って、車をどこか移動せないかんということもあります。私もちょこちょこ見ているんですけど、県道33号線で待機して大型が通過してからまたあっこを通っていかない。集落行く人も結構おるんですよね。やっぱり最近大型が多いんですよ。工事が2か所あります。砂防ダムもやっています。シラスの運搬もやっています。これしょっちゅう通っていますよ。道路がここがどうかならんかということで質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（坂本 鋼治君） 大型車両が多く片側通行しかできない状況なので、轟木橋と同じ幅に道路拡張はできないかとの質問についてお答えいたします。

ご指摘の路線は、町道轟木10号線であり、県道都城北郷線と轟木集落を結ぶ路線の一部であります。議員ご指摘の内容については、令和2年度に当時の轟木公民館長からも要望をいただいているところでありますが、状況を確認してみますと、大型車両の通行量が増加した原因は、県

において表川内川で砂防堰堤の工事が行われていたことであつたと考えております。また、昨年度も表川内川の掘削工事が行われたり、現在もシラス採取のためにダンプトラックが通行しているとの情報も把握をしております。このような状況にはありますが、現地を確認したところ、ご指摘の区間は幅員約5.0メートルとなっており、その先に位置しております轟木新橋の幅員が6.7メートル、橋を越えた先の町道轟木表川内線の道路幅員は4.2から4.4メートルとなっており、ご指摘の区間が特別狭い状況にはないと考えております。

今後の対応につきましては、交通量や大型車の利用頻度などの利用状況を再度確認し、路線の重要性や緊急性などから優先度を総合的に検討した上で、当区間の道路拡張の必要性について判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 以前にもこの件については、一般質問で話をしたことがあります。前向きではなかったので、今回も町民の皆さんから、集落の方から非常に不便だということで、私もあそこに農地があるもんですから車を止めちよったら大型がクラクションを鳴らすので、車をのかしてくれと。交差ができないということがあります。ましてや長田峡は今後、祭りやら何だかんだ今までやってきましたけど、やっぱり東側にも歩道も必要ですので、やっぱり長田峡に観光に来られる人もあっこを一周されますけど、裏のほうも歩道が必要と思います。橋のところまで歩道ができていますから、あれを延長して、33号線まで延長すれば楽に人も交流ができると思うんですね。そういうことも考えて、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 答弁がいます。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 何か。

○議長（指宿 秋廣君） 要望で終わっているから、答弁しませんよ、それじゃあ。どうぞ。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 前向きに考えて、あそこはぜひとも広げていただきたいと思います。私の一存ばかりではなくて、地域の人があそこでゲートボールをやっていますけど、あそこはどうにかせないかんと言われておりますので、ぜひ前向きで考えていただければ。

○議長（指宿 秋廣君） 要望になって終われば、もう答弁のしようがない。

休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○議長（指宿 秋廣君） 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長（坂本 鋼治君） 再度の答弁になってしまいますけれども、ご指摘の区間が特別狭い状況にはないと考えております。今後の対応につきましては、交通量や大型車の利用頻度などの利用状況を再度確認し、路線の重要性や緊急性などから優先度を総合的に検討した上で、当区間の道路拡張の必要性について判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 地域住民とちょっと誤差がありますよ。考え方自体が。ここ必要ないということは私はおかしいと思うんですよね。やっぱり2つ集落に行ったり来たり車がするわけですよ。やっぱり大型がしょっちゅう通って、やっぱり小さい車はどこかに止まっておかな仕方がないんですよ。だから、前向きに道路が広くなるようによろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 要望ですか。今のよろしく願います。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 趣旨は分かったと思いますので、次に、田上地区農地について伺いをいたします。

荒廃地が多いが、今後の農政の進め方について伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 荒廃地が多いが、今後の農政の進め方はとのご質問についてお答えいたします。

高齢化による農業者の減少や耕作放棄地の増加が問題となる中、このままでは地域の農地を維持できなくなることから、おおむね10年後を見据えた地域の農地利用の将来像を明確化するために地域計画の策定が法定化されました。本町では令和6年度に7つの地区において地域計画を策定し、令和7年度も田上地区を含む各地区において地域計画に基づく座談会を開催しております。その中で、耕作放棄地が広がっている地域については、今後も引き続き守るべき農地として維持していくのか、活用が見込めない農地として判断していくのか、図面を広げて協議を行ってまいりました。今後も策定された地域計画をもとに、地域で話し合いを行い、すぐには解決が難しい耕作放棄地の課題についても地域で共有し話し合いを続けながら少しずつでも解決できるように進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 田上地区も農振に入っているところと入っていないところがあると思うんですよね。個人的な名前を言ったらいかんけれども、本村設計さん側のほうは農振ではないのではないかなと思っておるんですよね。ここへんもちょっと解決しないと、もう私も農業委員をやったことがあるんですけど、当時からもう数年経過しているんですけど、現状は全然変

わってないわけですよ、荒廃地で。地区住民と話を聞いて今後の進め方はどうなっているのか全然前向きではないと思うんですよ。やっぱり農業振興課のほうが積極的に住民と懇談会をやったりしたりして、もう耕作はできない高齢者の人もいっぱいいると思うんですよ。そこへんをまず農振であるのかをちょっと伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時23分再開

○議長（指宿 秋廣君） 再開します。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私が尋ねたいのは、農振と普通の農地では扱い方が違ってきますので、現在荒れているわけですよ、農振でも。耕作放棄がいっぱいありますよ。もう農家以外の人も「何でここをほったらかしちょっとか」と言う人が多いですよ。もう数年、20年近くなるのではないですか、あそこが荒れちよつとは。だから線引きが農振と普通の農地と違いがあるので、普通の農地だったら転用が効くんですけど、農振の場合は限定されます。だから、そこへんの線引きをはっきりして、耕作者と話し合いをもって解決しないと、このままほっといたら何も前に進みません。農業委員の方もいらっしゃるけど、そこまでは立ち入りができないと思うんですよ。やっぱり当局で考えて対処しないと何も解決しないと思います。前議員からも農地についてお話がありましたが、やっぱり荒廃地が多いんですよ。今後、三股の課題ですよ。やっぱり農業振興課が土地を管理しているわけだから、やっぱりそこへんをもうちょっと考えてもらいたい。今後の方針をちょっと聞きたいんですけど、農家との接点を設けていただいて、話し合いをして、皆さんの意向を聞いて判断をするということで、耕地整理をすとかしないとか、そういう判断になってくると思うんですよ。やっぱり一般の人は、「あっこ埋め立てたら梶山小学校の過疎問題がなくなるよ」という人もいっぱいいます。梶山小学校の近くは本当に造成して、農業振興課だから土地を守らないかんことは分かるけど、都市整備課と協力して、あの辺を埋め立てすれば一挙に梶山小学校の過疎対策も解消になると思うんですよ。だから、大きな面で考えていかないと、このままの状態では何も前に進まないと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時28分再開

○議長（指宿 秋廣君） 再開します。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 議長からも今言われたんですけど、私としては田上地区と言った

ら、今、はやまさんがソーラーをつけている前あたりがすごく荒れていますよね。それと、本村設計の前、水田ですけど、そこと南側、ほとんど耕作されていません。ここをどうするのか、もう高齢化で耕作者がいないのか、そこへんを確認して、今後、あの状態では行かないと思うんですよね。草ぼうぼうですよ。農業振興課はやっぱりそこへんを進めるべきだと思うんですよね。でないと解決は全然しないですよ。難しいお話をしますけど、次に、荒廃地が数年経過しているが、見直し計画はどうなっているかについても、兼ねると思うんですけど、そこへんもまた一言ありましたらよろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） この差が分からない。①と②の差がよく分からない。

休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時32分再開

○議長（指宿 秋廣君） 再開します。農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 荒廃地が数年経過しているが、見直し計画はどうなっているのかとのご質問についてお答えいたします。

本町におきましては、昨年度から今年度までの2か年にかけて、農業振興地域整備計画における農振農用地の全体見直しを行っております。手続の流れといたしましては、令和7年度に基礎調査を行い令和8年度に整備計画の総合見直しを実施いたします。この全体見直しにおきまして、農業委員会が農地パトロールを通じて、耕作放棄地を把握、確認した農地について守るべき農地か、活用が見込めない農地なのか検討を行った情報を基に、田上地区を含めた町全体の農振農用地からの除外候補地を整理いたしました。この見直し案を基に、地域計画の座談会を開催し、地域農業者の意見を聞いた上で活用が見込めないと判断した農地については、農振農用地からの除外候補地として全体見直し案に反映させた上で、今後、県との協議、法手続を経て新たな農振農用地の区域を定めていく予定でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 町の判断ではできないものもあると思うんですけど、やっぱり県とそういうところと協議をしてもらって、あそこが農地で活かされる状況なのか、そこは判断を、よく農業委員会と地域住民とお話をして今後の進めないと、現状のままでは何も結果も出ないし、皆さんが農地をどげんかしてくださいと言われても、高齢化で耕作していない人も結構いるんですよね。そこを判断して、あの状態、荒廃地を作らないように頑張っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 繰り返しになるだけや。答弁いるわけ。繰り返してもしょうがないよね。農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 先ほども申し上げましたとおり、将来10年後を見据えた地域の農地利用の将来像を明確化するために地域計画の策定を町内7つの地区において策定しております。この地域計画につきましては、田上地区を含む各地区において地域計画に基づく座談会を開催しております。その中で、今後も引き続き、守るべき農地として維持していくのか、活用が見込めない農地として判断していくのか、図面を広げて協議を行っております。

今後、策定された地域計画を基に地域で話し合いを行い、すぐには解決が難しい耕作放棄地の課題についても地域で共有し、話し合いを続けながら少しずつでも解決できるように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 課長がおっしゃったとおりなんですけど、現状では全然進んでいないので、前向きに、今話をされたような話で前に進めていただきたいと思います。難しい話をしましたが、今後、課題として考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、新坂哲雄議員の一般質問を終了します。

これより、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時36分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、岩津議員。

〔1番 岩津 良君 登壇〕

○議員（1番 岩津 良君） 発言順位3番、岩津良です。議会中継をご覧の皆様にご挨拶申し上げます。

通告に従いまして、質問を行ってまいりたいと思います。本日は、5歳児健診の導入、公園遊具の更新における共生視点、HPVワクチンについて、そして消防費と自治公民館未加入世帯について、4つの大きな通告事項を質問してまいりたいと思います。

それでは、まず、通告事項の1から質問に入ります。まず、5歳児健診の導入についてです。

5歳児健診は、3歳児健診では把握が難しい発達上の特性を、就学前に早期に発見し、適切な

支援につなげることを目的とした健診です。注意欠如・多動症のADHDや、自閉症スペクトラム症、ASDといった発達障がいの特徴は、3歳の時点では明確に現れにくく、集団生活を経験する4歳から5歳にかけて、社会性やコミュニケーションの課題として顕在化するケースが多いとされております。

こども家庭庁は、令和6年3月、文部科学省、厚生労働省との3社連盟通知を発出し、5歳児健診の実施を各自治体に促しております。同庁の1か月児及び5歳児健康診査支援事業により、1人当たり5,000円から6,000円の補助単価も設定され、財政面での支援も整いつつあります。厚生労働省の調査では、令和4年時点で実施している市区町村は、約24%にとどまっておりますが、補助事業の開始以降、導入を検討する自治体が増えてきているのが現状です。

提供させていただいております資料1番目の表をご覧ください。乳幼児健診の体系と5歳児健診の位置づけになります。令和8年度から1か月児健診が新たに加わり、出生直後から体制は着実に充実してきておりますが、図の中の3歳児健診から就学時健診までの約3年間は、行政による集団健診等の機会がございません。この機会こそ発達特性が顕在化しやすい時期であります。

そこでお尋ねします。全国的に5歳児健診を導入する自治体が増えている中、本町における実施に向けた取組状況と見通しを質問いたします。

残りは、質問席にて発言させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 5歳児健診の導入について、全国的に5歳児健診を導入する自治体が増えている中、本町における実施に向けた取組状況と見通しについてのご質問にお答えいたします。

まず、5歳児健診の一般的な実施方法について申し上げます。5歳児健診は、地域の実情に応じた方法を選択できるよう、マニュアルにおいて、園医方式、巡回方式、二段階方式など、複数の実施方法が提案されております。

本町におきましては、この中から二段階方式を選択し、導入に向けた検討を進めているところでございます。

二段階方式とは、まず1段階目として、対象となる全ての幼児にアンケートを実施し、発達状況等を把握します。その上で、町と小児科医会等との協議に基づき、アンケート結果から発達等に課題があると考えられる幼児を抽出し、医師の診察、健診の対象者を決定いたします。続く2段階目で、医師による健診を実施する仕組みとなっております。

県の健康増進課の調査結果によりますと、令和8年3月時点で5歳児健診を実施している自治体は、県内26市町村のうち7市町村であり、令和8年度中に実施予定している自治体が8市町

村、令和9年度以降の実施に向けて検討中の自治体が9市町村となっております。また、健診としての実施予定はないものの、5歳児相談など、独自の取組で対応している自治体が2市町村ある状況です。

国においても、こども家庭庁が関係省庁と連名で通知を発出し、5歳児健診の実施を自治体に促すなど、導入に向けた環境整備が進められております。本町の取組状況については、担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） 本町におきましては、導入の必要性を踏まえ、福祉課、教育課、町民保健課による検討部会を立ち上げ、これまで協議を行ってまいりました。国の5歳児健康診査マニュアルを踏まえ、二段階方式による実施を基本とし、健診の目的や実施方法について、庁内で共有を進めているところです。

一方で、実施に向けては次のような課題も認識しております。まず、医師の確保についてです。身体発育に加え、発達面の診察項目が多く、発達を専門的に見ることができる医師の確保が必要です。続きまして、専門職、健診従事スタッフの確保です。集団遊びを通じた行動観察が健診内容に含まれるため、遊びの提供や発達理解に基づく診察ができる専門職が新たに必要となります。

続きまして、健診後のフォローアップ体制の整備です。発達障がい等で支援が必要と判定された場合、保健、医療、福祉、教育の関係機関が連携し、就学までの限られた期間で支援をつなぐ体制が求められます。

最後に、教職員の確保と専門性の向上です。二段階方式では、対象者抽出、健診実施、フォローアップのなどの高度な専門性が必要であり、既存業務との兼務が難しいと考えております。これからの課題解決に向け、今後は既に実施している自治体への聞き取りや現地視察を行い、必要な職種や体制、運営方法について検討を進めてまいります。

また、保育所、認定こども園への協力依頼や健診様式の整備など、実施に向けた準備を進めていく予定でございます。

本町といたしましても、これらの検討状況や体制整備の進捗を踏まえ、令和9年度以降の実施に向けて着実に準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 令和9年度以降の実施に向けて、様々検討されている状況とお伺いいたしました。今、二段階方式という中で、3課による検討部会も立ち上がっている状況の中、ほかの市町村等においても、様々動かれている県内の状況であるというふうに理解いたしました。

様々、人力的な課題であったり、専門職、医師の確保等とハードルの面もございますけれども、

1 つずつ着実に進めていっていただけたらというふうに思っております。

それでは、要旨の 2 番についてです。健診体制の中での位置づけというところでお尋ねをしたいと思います。

先ほどの提供をさせていただいております資料のとおり、3 年間の中で、5 歳児健診と位置づけることで、出生から就学前まで、発達段階に応じた健診の体制が完成いたします。支援が必要な子供を早期に発見し、途切れなく支援につなげることが可能となるのは、明確化しているというところは、十分承知だと思っておりますけれども、答弁のとおり、その後のフォローアップの体制の重要性といたしまして、認定こども園等、児童発達支援事業所並びに教育委員会がどのように共有し、就学に向けた支援につなげるか、この連携の仕組みが機能しなければ、健診を実施しても効果は限定的なものにとどまるのではないかと思います。

委員会等でもご説明していただいている中で、県の福祉事業団による健診支援が終了されるなど、様々な体制の切り替えがあると伺っている状況ですけれども、今後、健診体制の再構築が求められるこの時期に、検討する内容はいかがかなというふうな形で、次の要旨になるのですが、出生から就学前までの健診体制の中で、この 5 歳児健診というところをどういうふうに位置づけをしているお考えなのか、質問をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） 出生から就学前までの健診体制の中で、5 歳児健診をどう位置づけていくのかのご質問についてお答えいたします。

本町では、1 か月児健診から 3 歳児健診まで、乳幼児期の発達や健康状態を継続的に確認する体制を整えておりますが、3 歳児健診から就学児健診までの間は、行政による集団健診の機会がありません。

一方で、4 歳 6 か月から 5 歳 6 か月の時期は、保育園や幼稚園などで集団生活を経験する中で、言語理解や社会性が大きく伸びるとともに、発達特性が顕著化しやすい重要な時期でもあります。このため、5 歳児健診は 3 歳児健診と就学時健診の間を補完し、集団生活の中での行動や社会性の発達状況を把握する健診として位置づけられるものと考えております。

個々の発達の確認に加え、集団場面での立ち振る舞いや対人関係の様子を評価し、必要に応じて医療、福祉、教育につなぐことができる点が特徴です。1 段階目のアンケート等で支援が必要と判断された児童を、2 段階目の健診対象とする方向で検討しており、保育園、認定こども園には、日常の集団生活での様子の提供や健診結果のフィードバックなど、双方向の連携をお願いしていく必要があります。

さらに、5 歳児健診は就学時健診までの間に実施することから、健診結果を教育委員会と共有し、必要に応じて就学相談や就学時健診につなぐなど、就学に向けた支援の橋渡しを行う役割も

担うものです。これにより、発達特性が疑われるお子さんについては、就学前から適正な支援につなげ、学校生活へのスムーズな移行に寄与すると考えております。

本町といたしましては、5歳児健診を出生から就学前までの健診体制の中で発達支援につなぐ重要な節目の健診として位置づけ、関係機関と連携しながら導入に向けた検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 教育委員会としてもお答えいたします。

5歳児健診が導入された場合、子供の発達や生活面、集団適応についての確認により、必要な支援につなぐことができる大切な機会になるものと考えております。

現在、本町教育委員会では、毎年夏の時期に各保育園、認定こども園を訪問し、年長児の実態把握及び情報共有を行っております。また、同時期には、年長児を対象とした保護者からの相談を受ける場であります就学相談会を実施しておりますが、年々その相談件数は増加している状況でございます。

教育委員会といたしましては、これまでの取組をより充実させていくとともに、5歳児健診が導入された場合には、把握された課題や支援ニーズについて、保護者の同意を得た上で、保健、福祉、認定こども園等の関係機関と連携を図りながら、子供一人一人が安心して就学できる環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ただいま、教育長からも、毎年夏の園訪問というところで答弁いただきました。就学相談の件数も年々増加しているというふうな形で、就学前の早期把握のニーズが高まっている現れの一つでもあるのかなというふうに感じるところです。

5歳児健診を就学相談会、また園訪問と接続する形で位置づければ、より深い支援につなげられるのではないかなというふうに感じたところです。

要望といたしまして、5歳児健診をこの既存の相談会並びに園訪問と連動させ、健診結果を保護者の同意の下で、関係機関が教育する仕組みを、ぜひ導入準備と並行して具体化していただきたいという形で要望させていただきます。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは、通告事項の1番項は終了しまして、2番項に移りたいと思います。

公園遊具の更新における共生（インクルーシブ）の視点についてということになります。

このインクルーシブ遊具という形で今回、通告の質問を差し上げますけれども、障がいの有無にかかわらず、全ての子供たちが一緒に遊べるような設計された遊具、例えば車椅子のまま乗れ

る皿型ブランコやハーネス付きの座席を備えたブランコ、スロープでアクセスできる複合遊具などがございます。

本町では公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園の遊具を計画的に更新していただいていると思います。本年３月には、上米公園で複合遊具の更新が完了されたところで、大変多くの子供たち並びに保護者さんも喜んでいう形で思っております。

更新に当たって着実に進んでおりますが、その中でインクルーシブといった視点が検討されていたのかなというところを思いまして、そういった検討の形跡等も含めて、今回計画の中ではないかなというところを質問していきたいと思います。

提供をさせていただいております資料の２番に事例を載せさせていただいております。

佐賀県上峰町の公園の写真で、佐賀新聞で掲載されていた内容でございます。スロープなんかもかなり平たんなスロープであったりとか、こういった状況にもかかわらず遊びやすいような遊具の施設になっております。役場庁舎の隣の公園も更新している最中で、また子供たちが遊べる環境が楽しみにしているなど思っているところでもありますけれども、様々な遊具の内容も多様化しているような種類があるかと思えます。

そういった中でも、上峰公園の遊具もあれなんですけれども、やはり近隣公園においても、障がいのある子どもさんたちは、なかなか広い環境でいろんなところで遊べるというふうな状況でもない方もいらっしゃる状況もあります。そういった中で、こういった視点もぜひ取り入れてみればというふうな形で思いました。

そこで質問をさせていただきたいのですが、公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新に当たりまして、障がいの有無にかかわらず遊べるインクルーシブ遊具の導入を、整備方針に今後組み込む考えはないのかなというところを質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（坂本 鋼治君） 公園施設長寿命化計画に基づく遊具の更新に当たり、障がいの有無にかかわらず誰もが遊べるインクルーシブ遊具の導入を、整備方針に組み込む考えはないかのご質問についてお答えいたします。

公園施設長寿命化計画は、厳しい財政状況の中、安全性や機能性を確保しつつ、維持管理のトータルコストを縮減するため、効果的かつ効率的な維持管理の計画を定めるものであり、計画を定めることにより、施設の修繕に係る経費の一部が国の社会資本整備総合交付金と対象となることから、財源の確保にもつながる取組であります。

三股町公園施設長寿命化計画につきましては、平成２４年度に旭ヶ丘運動公園及び上米公園を対象とした計画を策定していましたが、策定から１０年が経過し、施設の老朽化が進行していたことから、これら２公園の計画の見直しを図るとともに、植木公園についても、整備から２５年

が経過し、園路等の老朽化が見受けられたことから、施設の点検・修繕等を計画的に進めるため、令和5年に新たな計画を定めたところであります。

この計画は、あくまで緊急度や予算の平準化等を考慮した修繕や更新の時期を設定するための計画であり、具体的にどのように施設を改修するかなどは、個別施設の改修設計を行う中で決定していくものであります。

町内の遊具の状況についてであります。令和6年度に植木公園、令和7年度に上米公園の複合遊具を更新した際に、一部の施設にインクルーシブに配慮したアイテムを設置したところであり、現在、工事を行っております上米公園、五本松児童公園の複合遊具においても、同様に、一部施設をインクルーシブに配慮した施設に更新を予定しているところでございます。

議員ご指摘の共生、インクルーシブの視点は、自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股の実現のためにも、大変重要であると考えておりますので、今年度改定を予定しております都市計画マスタープランの中の公園緑地整備の方針の中に、そういった視点を組み込めないかなど、対応について今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 既にインクルーシブの視点も若干取り入れていただいている中で、更新を続けていただいていることに感謝申し上げたいと思います。

その中でも、様々な更新の状況が、今の現状、遊具更新スケジュール等を、ご提供いただいている資料に記載しているとおりでございますけれども、今後、D判定の遊具として、旭ヶ丘運動公園というものが資料4の2に書いているところだと思います。

午前中の同僚議員の話でも、公園等の話題が出たところでございますけれども、私の資料を提供させていただいております資料の2番の資料に記載しているところであるんですけども、国のほうも、公園の遊び場づくりの参考事例ということで、様々なインクルーシブ視点の事例集等が掲載された資料を見させていただきました。都市公園に限らず、公園種別問わず実現ができるというところも、記載していたところを確認したところです。

いろんな各課の知見を基にしていく中で、福祉部局等の連携、知見等も、やはり必要な場面も出てくるのではないかなというふうに思います。

そういった中で、旭ヶ丘運動公園が今回、遊具の更新に当たっての判定という中で、大分劣化してきているような状況であるという形も、午前の答弁でもありましたけれども、今後、そういった視点も、旭ヶ丘運動公園の更新に当たって、インクルーシブの視点も盛り込んでいるお考えというところも、もう一回お聞かせいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（坂本 鋼治君） 今、議員からご質問のありましたインクルーシブの検討状況でございますけども、実際、旭ヶ丘運動公園の今の更新予定が、令和、予定では10年ということで、まだ具体的な検討には入っていないのが実情でございます。

ただ、今回整備を進めています4公園の複合遊具にも、そういった視点も取り入れておりますので、そこら辺も参考に、また頂いた資料等、ほかの他県の事例とか、そういうところを参考にしながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ぜひ、どんな子供たちも、しっかりと満足して遊べる環境づくりを、スローガンを基に、しっかりと進めていっていただけたらと思います。令和10年度の更新予定というふうに聞いております。そういった中で、様々検討していただきながら、また知見を持った福祉課等とも、連携した知見を情報交換しながら取り進めていってもらえたらと思っておりますので、こちらについても引き続きよろしくお願ひしたいと思っておりますので、ぜひ、この参考事例等もご参照いただきながら進めていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、通告の2番項については、これで締めさせていただきたいと思ひます。

続きまして、HPVワクチンに関する正しい認知促進についてという通告事項に進めさせていただきます。

子宮頸がんは、国立がん研究センターの統計では、国内で年間およそ1万1,000人が罹患し、およそ2,900人が亡くなっている疾患であるとなっております。特に20代から40代の女性に多く、子育て世代に影響が大きいがんです。その原因の多くは、ヒトパピローマウイルス、HPVの感染であり、HPVワクチンの接種により、高い予防効果が確認されているという研究データも出ております。

本町の状況を確認いたします。行政統計上の実施率、これはその年度の対象年齢者の1回目接種者を13歳女子の人数で割った指標で、実際の接種率と算出方法は異なるのかなと思うんですが、令和4年が19.6%、令和5年度が51.7%、令和6年度が80.4%と、提出いただいている資料では、推移が見られるところであります。

私が問題したいのは、またこの数値の高い低いというところだけではなくて、対象になる生徒や保護者が接種の判断をするために、必要な情報が十分にアクセスできているかという点です。

現在、個別の推奨通知、はがきは中学校1年生のみの対象というふうにお聞きしているところですが。令和8年度から、中学校3年生はリーフレット配布等があるというところはあると思いますが、個別の通知は依然として、中学校1年生のみというふうにとどまっていると確認できます。

国の基準というところでは、小学校6年生から高校1年生相当までが定期接種の対象であると、

国のほうでも、2022年度頃に接種の推奨のほうを方針として示しているところです。

そういったところでお尋ねしたいのですが、通告事項、要旨の1番です。このHPVワクチンについて、対象者・保護者が正しい認知と知識をもって接種を選択できる情報提供の現状認識と改善方針を質問させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） HPVワクチンについて、対象者・保護者が正しい認知と知識をもって接種を選択できる情報提供の現状認識と改善方法のご質問についてお答えいたします。

本町では、国の方針に基づき、HPVワクチンの定期接種対象者及び保護者に対しリーフレットの送付や、町ホームページでの情報提供を行っております。また、学校や医療機関を通じた周知も進めているところでございます。

しかしながら、HPVワクチンについては、過去の報道の影響もあり、依然として、不安や誤解が残っているとの声があることも認識しております。対象者や保護者が科学的根拠に基づいた正しい情報を理解した上で、接種を判断できる環境づくりが重要であると考えております。

そのため、本町では、国が作成した最新のリーフレットやQ&Aの積極的な活用、定期接種終了前の中学3年・高校1年女子への配布、また、町ホームページの情報をより見やすく、必要な情報にアクセスしやすい構成へ改善、学校現場や医療機関との連携強化による信頼できる情報継続的な提供、相談窓口の充実など、個別相談しやすい環境整備といった取組を進めてまいります。

今後も、対象者と保護者の皆様が正確な知識に基づき、安心して接種を選択できるよう、分かりやすく丁寧な情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 同じ質問に対しまして、教育委員会としてお答えいたします。

HPVワクチンについては、これまでの町民保健課等と連携しながら、対象となる児童生徒及び保護者を対象に厚生労働省が示すリーフレット等を配布し、ワクチンの効果や接種方法だけではなく、副反応に関する情報についても周知してきております。

今後の対応につきましては、町民保健課の方針等を踏まえまして、教育委員会としても協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 様々な取組等もしていただいている中で、ご提出いただいている要求資料の5番並びにその裏のページにも、その取組等も書いているところだと思います。

実施率としまして、先ほども推移を少し申し上げましたけれども、結構変動が顕著に見られる

のかなと思っております。特に令和6年度の80%という、宮崎県内全体といたしましては、全国的には高い接種率であると認識しているところなんですけれども、このあたりの実施の変動に対して、少しどういった原因なのかなと気になる場所ですけれども、この実施率の変動に対しては、原因の究明というのはいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） ご指摘のとおり、資料をご覧くださいと思うんですけども、キャッチアップ接種というのを、平成9年から平成19年生まれの子供に対して行っておりまして、その分が令和4年から令和6年に実施しております。その分が今回の80.4%ということで、かなり実施率が上がったところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 分かりました。それに加えて、個別の通知というところが申し上げたとおりですが、中学校1年生のみの個別の通知であるというふうに記載をしているところですよ。

他市町村においても、特に宮崎市なんかだと、推奨に当たって、結構しっかり推進している自治体で、接種率が高いであったりとか、近隣自治体でも複数回の個別通知、はがきの送付等も行っている自治体があるというふうに聞いております。そういった中で、この中学校1年生のみというところの個別通知というところの部分が続けられている、何か理由というところ、もしあれば教えていただけたらと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） 今、議員のおっしゃった中学1年女子の通知のみというところについてお答えしたいと思うんですけども、資料の中にもありますけども、以前から令和4年から令和8年度まで、通知につきましては、中学1年女子についての通知ということを行っておりまして、今後必要とあらば、中学3年生の通知というの、今後検討していかないとけないのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 通知を多く流すところが目的というところではなくて、やはりこういう機会があるというところの認識をするための通知だという形で思いますので、ワクチンをしなさいという形で促進するわけではなくて、しっかりとこういった予防対策という形でワクチンがあるという形は、中学校1年生だけの通知だと、やはり少し意識が薄らいでいくのかなとも思いますので、少し前向きにご検討いただきながら、専門家の意見等もいただきながら進めて

いっていただけたらと思う中で、次の質問等にも、中学校での専門家による部分に質問を移らせていただきたいのですが、県内の一部の市町村でも、HPVワクチンに関する専門家の説明会というものが行われているというふうに聞いております。

本町でも実施、検討するところに当たって、どのようなお考えかというところで、見解のほうを質問させていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 県内の一部の市町村では、中学校において、HPVワクチンに関する専門家による説明会が実施されている。本町でも実施を検討すべきではないかという見解について、お答えいたします。

本町におきましては、子宮頸がん予防を含む健康教育について、学校における性に関する指導や保健教育の中で取り扱っております。

中学校全生徒を対象にしました、産婦人科医を招聘し、より専門的立場から講話というのも実施したところです。令和6年11月に、野田産婦人科医を招聘して、その講話をしていただきましたが、その中で、命や健康の大切さ、感染症予防、適切な情報に基づいて判断することなどについてお話ししていただきましたが、子宮頸がん予防についても、その中でもお話をいただいているところです。

教育委員会としましては、現時点で、子宮頸がん予防のためのHPVワクチンに特化した説明会の実施は予定しておりませんが、既に実施している自治体の取組及びその効果につきましては、今後の参考にしてまいりたいと考えております。その上で、本町での対応につきましては、町民保健課等とも協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 様々な女性の体並びに命の健康、感染症等あるんですが、ワクチンという部分で特化していくと、やはり、なかなかワクチンに対して勉強する場面というのは、中学生、難しいかなというところもあります。通知が来たとしても、以前の副作用の部分の印象であつたりとかつていうところも、どうしても出てきてしまうので、そういった中でも、予防できるがんであるということの中で、ワクチンという部分に関しての正しい知識も少し取り入れていく場面では、また今後、産婦人科医等のお話の中で、協議しながら進めていくことも、大事なのかなというふうに思っております。

接種しないことへのリスクというところに関して、判断に正しい情報を少しでもご理解していただくような形で、説明会等も中身のほうの精査をしていただきたいなと思います。

また、宮崎県の産婦人科医会の協力等も、やはり必要なのかなとも思います。以前も、広報み

またのほうで、産婦人科医の先生が掲載された特集もあったかというふうに思います。また、今年度は、ほかの市町村でも、県内でも、実施のほうの踏み切りも広がっていくという形で聞いております。

そういった中で、将来的には、こういった講座、複数回の個別通知を組み合わせた継続的な体制を、本町の規模にあった形で目指していただけたらと思います。

なお、この問題は、県全体としても接種率が高いことから、それぞれの市町村によって差が出るものではなくて、しっかりと県全体でも、任意の接種ではあるんですけども、しっかりとした情報提供の中、ワクチンに対しての正しい認識を進めていくという形で、県議会のほうでも、県は実施主体である市町村を積極的に支援するといった答弁も、昨年１２月定例会の中でもあった話もありました。

そういった中でも、産婦人科医等の協力も得ながら、前向きなご判断を期待したいと思うところでございます。今後、教育委員会並びに町民保健課の連携とともに、着実に進めていただくことを要望したいと思うところです。

それでは、通告の３番項はこれで以上となりますので、次のほうに移りたいと思います。

通告事項の４番項です。こちら、消防費等の通告事項になっております。自治公民館未加入世帯についても、関係するものかなというふうに考えています。

過去に、私もこれまで、公民館等の関連に関して様々な質問を行っていたところでございます。その中で、今回延長として消防費という位置づけについての構造的な課題について、質問をしたと思います。

提供をさせていただいております資料の最後のページになるんですが、資料の３番、裏面のところです。資料②と書いているんですけども、右上は資料３となっているところです。

構造的に見ていただけたら、すぐ理解いただけるかなと思うんですが、各消防団の活動の経費等は、自治公民館の方から、各支部並びに加入世帯の方から、消防費を協力という形で徴収していただいて、各消防団の各部に納入するというふうな形式であると思います。

そういった中で、やはり昨今の公民館加入低下率に当たって、未加入世帯の徴収の経緯がどうしても、徴収ルートができないことから、今の現在で、それぞれの各部の運営状況というところが、全ては把握していないんですが、やはりこういった問題が起こることによって、各部の運営に当たって逼迫する現状が、今後は起こっていくのではないかなと懸念していくところでございます。

本年４月に自治公民館加入促進条例も施行されましたが、今後その効果というものは、すぐに現れるものではないかと思うんですが、こういった問題も、やはり一つひもづいていくものではないかなと思っているところです。

そういった中で、質問要旨の1番になります。消防費（後援費・協力費）と様々呼び方あると思いますが、各支部・公民館を通じて徴収されているが、未加入世帯の徴収されていない実態、加入率の低下に伴う収入減少、町として実態を問題意識しているか、また消防団各部の運営の持続性について、どのような方針、手だてをお考えなのかを質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 消防費（後援費・協力費）などへの対応について回答いたします。

自治公民館において徴収されている消防費は、地域の安全・安心の担い手である消防団及び消防団員を地域全体でバックアップするための貴重な運用資金であると認識しております。

この消防費につきましては、地域によって1世帯当たり年額600円から3,000円の範囲で、公民館の加入世帯や一部未加入世帯から徴収されている現状がございます。その在り方につきましては、各地域の住民自治の範疇において意思決定されるべきものであり、町行政としてその徴収や使途などの運用に直接関与することは、慎むべきものと考えております。

しかしながら、この資金が各部消防団の円滑な活動において、必要不可欠な原動力となっていることも事実でございます。町といたしましては、今後とも消防団及び公民館と緊密に連携を図り、運用面において、課題や不安が生じた場合には、適宜適切な助言を行うなどサポートに努めてまいります。

また、消防団の装備の充実や環境整備など、行政として責任を持つべき項目につきましては、引き続き、優先順位を考慮しながら予算措置に努め、地域の負担軽減を図ってまいります。魅力ある消防団の構築に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 自治組織という場面であるというところは認識しているところで、町の関与というところも難しいところは承知しているところでございます。

法的に、強制的に徴収していくというところも、当然難しいかなというふうに感じるころなんですけれども、それぞれの公民館が、未加入者に対しての徴収というところの認識について、どのように各公民館の館長さん並びに公民館の地区単位も考えていらっしゃるかなと思っております。

やはり消防団というところの活動、必要性というところを十分理解していく、町民に対しても必要性をしっかりと示していくというところも大事なかなと思います。やはり払っていないから、火を消さないというわけには絶対にいけないと思いますので、消防団の大切さというところを、活動の部分を、しっかりと未加入の方にも分かっていただけの何かツールというか、手だてがないのかなというふうに考えているところです。

家を建て住んでいる以上、1つの共益費というような形で捉えている場面にもあるかなと思う中で、公民館に入っていないから、支払う側もなかなか接点がないといいますか、逆に言いますと、支払っていなかったのに、急に支払ってくださいという支部長さんも大変だと思います。

そのあたりの消防団という活動の認識というところが、やはり薄れている実態の部分もどうしても出てくる場面ではないかなと思いますので、そういったところを、各公民館の現状というところについて、未加入者の部分も少し調査していただけたらなと感じるところですが、そちらに關してはいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 支部未加入者についての調査というご質問ということで、お答えしたいと思います。

若干今の未加入者の調査というところからは、外れる回答になるかもしれないのですが、現在、総務課のほうで管轄しております町民室のほうで、支部加入など通知保留の実績というのが、議員の資料にもあるんですが、一番多い状況といいますか、アパート賃貸等への入居される方、こちらの方が支部未加入になる可能性の高い方だというふうに、私たちは認識しているところなんですけど、そういった方たちにつきましても、支部長等への通知保留の取扱いをする場合に、その方たちにも、自治公民館の在り方というか、説明をする資料等を配布しておりまして、そのようなことを取り組むことによって、未加入になる可能性の高い方についても、消防団の在り方等についても、詳しく説明ができるような取組は行っているところでございますので、また調査につきましては、今後検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） まず各公民館に、この未加入の徴収の実態についてというところの部分、やはり今現状、どういうふうな、公民館が消防費の徴収の在り方などしっかり調査するべきじゃないかなというところもありますので、また今後の転入者に対しての町民室の対応というところに関しては、そういった形でお示ししていただいていると思うんですが、途中退会者とかそういった形で、完全に支払う手だてが途切れた方に対してというところが、一番ネックな部分だと思います。

なので、そこに対して消防団の活動の見える化といいますか、今までの実態の中で、やはりそのあたりが認識しづらい場面だと思いますので、そういった広報的な活動、以前の答弁でもSNS等とか、ご答弁いただいたところもありましたけれども、やはり知っていただく部分も兼ねて、未加入者も払えるという実態すらも、多分知らないかもしれないと思います。未加入者の方ですね。

なので、そういった場面でやはりその大切さを周知していく手だては、町のほうも必要なのかなと思うのですが、先ほど答弁いただきました、転入の町民室に対しての対応は分かっているんですが、そういった方の未加入者に対しての途中退会も兼ねての部分に関して、何か手だてはないのかなというところを、もし質問に対して答弁あればよろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 未加入者に対しての消防団活動のPRにつきましては、今後も、例えばSNSとか、町ホームページ等を活用しながら、町民全ての方に伝わるよう行っていきたいと考えております。

また各部、各地区の後援会費の金額の確認をしましたときに、ある地区においては、一部未加入者からの後援会費を徴収しているということも確認しておりますので、そういった一部未加入者から徴収されております各部、各地区において、また聞き取り等を、確認をいたしまして、徴収の方法等について検討し、また各部にその方法をお伝えしていければと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 分かりました。まずは現状の調査等も踏まえて、実際に未加入世帯、徴収している公民館もあると思いますので、引き続きそのあたりも、せっかくの条例も踏まえて、各横の連携の館長同士の情報共有も踏まえて、ぜひ消防団の運営に対して持続性を持たせた形で、しっかり支えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

すみません、時間をオーバーしましたけれども、これで質問のほうを終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、岩津良議員の一般質問を終了します。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時24分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。発言順位4番、内村です。通告したことについて質問をしていきたいと思います。

全国に大雨をもたらした台風6号が発生してから、九州南部が梅雨入りしました。平年より

2日早い、昨年より16日遅いそうです。また、2027年、日本のひなた宮崎国スポ・障スポに向けた競技施設が完成しまして、幅広く利用されております。日本のひなた宮崎国スポ・障スポが2027年に行われます。国スポ60万人、障スポ10万人、70万人の参加が見込まれる大イベントであります。受入れを担う県市町村は、入念に準備を進めているということでもあります。

リハーサル大会は、貴重な予行練習、見えてくる課題を一つずつ解決して成功につなげていくと、どこの市町村も取り組んでいます。第1弾となる競技別リハーサル大会が、なぎなた大会が5月23日、24日、日之影町の中学校体育館で始まりました。本町におきましても、武道体育館において銃剣道競技が開催されます。2027年度の大会に向けての、今年度9月6日、日曜日、リハーサル大会が本町でも行われます。

大会の内容についてはということで、まず伺っていききたいと思います。あとは質問席にて質問をしていきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

〔教育長 米丸 麻貴生君 登壇〕

○教育長（米丸 麻貴生君） 2027年度に本町で開催される銃剣道競技及び今年9月6日に開催されるリハーサル大会の内容はとのご質問にお答えいたします。

2027年、令和9年に本県で開催されます第81回国民スポーツ大会は、その愛称を日本のひなた宮崎国スポ・障スポ、また大会スローガンに「紡ぐ感動神話となれ」をうたい、正式競技全37競技が県内市町村に分かれて実施される予定です。

このうち本町は、正式競技銃剣道の会場地に決定しております。銃剣道は現代武道9種目の一つで、その特徴に、礼節を尊重する、人格を磨くといった人間形成の理念を掲げる点が上げられます。

本大会は、2027年、令和9年9月27日から29日までの3日間、武道体育館を試合会場に、全国から集う成年男子47チーム、141名、少年男子13チーム、52名、合計60チーム、193名の選手規模で実施予定です。

また、リハーサル大会は式典、競技進行のほか、会場設営や関係施設間の連携、また選手団の移動など、本大会と同様の運営を行う一方、出場対象を九州内に絞って実施する、言わば、本大会の縮小版といったものになります。

リハーサル大会を実施する理由としましては、本大会が全国大会級の規模になることに加え、細かな実施規定に基づいて、一定水準以上の内容を求められますので、ノウハウの蓄積の機会が必要であるということ、また、安全かつ円滑な大会運営が実現できるよう、関係機関を含めた体制構築を早めに行う必要があることなどが上げられます。

以上、回答とします。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） 今、教育長のほうからいろいろと説明がありましたけども、礼節、人格を重んじるというようなことですね。やっぱり三股町は昔からそういうところありますので、その中で、やっぱり内容ということですけども、武道館の体育館の空調設備とか、床の張り替えとか、近くの道路拡張とか、いろいろあったんです。すばらしいところになっています。やっぱり本町がそういう形で、武道館がどういう形で選ばれたというようなことは、どういうことか分かりますか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（岩元 勝二君） 三股町会場地選定の経過といったところについてお答えをいたします。

平成２９年度に、第８１回国民体育大会宮崎県準備委員会が設立をされまして、同年度に開催基本方針や会場地市町村選定基本方針などが策定をされているところです。これに基づきまして、正式競技につきましては、市及び町を対象として、県準備委員会における調整の下、翌３０年度には、正式競技の開催地を内定して、令和５年度正式決定となっております。

競技選定については、各自治体が持っている体育施設の規模でありますとか、その数といった内容のほか、それまでの競技の実施状況など、当該競技を支える地域の環境といった、いわゆる地域性も考慮をされておりまして、その上で本町からは、候補競技の１つとして上がっております銃剣道競技の開催地の内定に至っているというところが経緯になります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） やっぱり県のほうが相当いろんなことを協議して選定されたんじゃないかと思っております。

その中で、いろんな町の取組とか、いろんな環境、関係を重んじられて、こういうことで、三股町が銃剣道会場に、そういう選定されたんじゃないかと思っております。

そのような中で、どこもこういう選定された中で、スポーツ環境とか、いろいろなことを、魅力を全国に発信する好機でもあるんじゃないかと言われております。どこもそういう準備を進めているところもあるということです。本町の魅力を発信すること、ということについて、計画があるかということで伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（岩元 勝二君） これらの大会の開催に際して、本町の魅力を発信する計画はあるかのご質問にお答えをいたします。

現時点において計画、予定をしております事項につきましては、まず、本年開催をいたしますリハーサル大会において、試合終了後と表彰式の間の合間の時間帯を活用して、中米ジャンカン馬踊りの披露を予定しているところです。馬につきましても踊っていただきたいところではありますが、武道体育館の敷地がアスファルト舗装になっておりますので、会場外でご披露のみとさせていただく予定です。なお、会場内では、踊り手による踊りを披露する予定としております。

また、本大会におきましても、同様の時間帯を活用いたしまして、早馬龍雲太鼓や郷土芸能の披露などを例に、現在検討をしているところです。また、武道体育館の敷地内にブースを設けまして、町内製品の販売や観光パンフレットの配布など、本町の魅力を発信できるよう、機会を活かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） いろんな面で、三股町は住みやすい町でもありますので、そこら辺のところも、いろいろと、こういうふうに住みやすい町でもありますということをアピールしてもらえばいいんじゃないかと思っております。今、全国的にも移住者とか、いろいろいらっしゃいますので、また、そして宮崎県としても、三股町も出生率もいいですから、少子高齢化でありますけれども、出生率ともいいですから、そこら辺のところ、いろいろと、教育課ばっかじゃなくて、全体的に発信していただければいいんじゃないかと思っております。

次に行きます。運動会・体育祭についてであります。県内の小中学校の運動会が、暑さ対策のために、今、５月に行われる学校が増えているということでもあります。今年度、県内の公立中で、今年度中学校ですけれども、８割が５月に運動会がなされたということでもあります。

いろいろ学校側としては、準備期間が短いとか、いろいろよい面も、悪い面もありますけれども、それぞれで、だけど、学校側としては、やっぱり暑さに悩まされることがほとんどなくて、実施できた、まず暑さを避けるために開催日をずらしていると、児童生徒、保護者が熱中症にならないように、危機意識を持って高めていくことが、重要ではないかということが言われております。

その中で、本町も、今、運動会は、小中学校が５月が多いんです。あと１０月とか、９月とか、１１月とか、小学校は１１月とか、いろいろありますけれども、その中で、本町において、５月に行うというようなことは考えてないかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 県内の小中学校の運動会、体育祭を暑さ対策のため、５月に開催する学校が増えている中、本町の今後の考えについてお答えいたします。

本年度、小中学校7校のうち3校が5月に運動会を実施しております。残り4校については、学校の教育課程や学校規模等に加え、運動会、体育大会を行う目的等を考慮し、十分に練習準備する期間が確保できる10月に開催しております。

中学校におきましては、昨年度から9月開催を10月に変更し、暑さ・熱中症対策を行っているところです。

教育委員会といたしましては、全ての学校を5月開催に統一する考えはございませんが、引き続き各学校と連携しながら、熱中症を含めた事故防止と児童生徒の安全・安心の確保に努め、気候変動等にも配慮しながら、運動会・体育大会の開催時期については、検討してまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今のところは、そういう5月にする予定はないですけども、互いに各小中学校と連携を取りながら、検討してやっていきたいというようなことでよろしいですね。

そういう要望がいろいろあると思いますので、これから先は、いろんな児童生徒とか、保護者方々の意見を十分聞きながら、取り入れていってもらえばいいんじゃないかと思っております。

やっぱり今年もまた、特に暑いような感じですから、いろいろと、そういう形でやっていただければと思います。

次に、ため池についてであります。ため池については、周りの川や水路から流れてくる水を蓄える小さなダム役目を果たしていると言われております。ここからは、田んぼや畑に水を引いて米、野菜を作っています。

その中で、ため池劣化状況調査について、災害時に決壊のおそれがあるため、ため池の劣化状況調査の補修・改修計画ということで、令和7年9月議会の一般質問でも伺っております。

そのときの答弁としまして、本町の防災重点農業用ため池と指定されているため池は5か所であるということでありました。その中で、水がためられて稼働しているため池は、宮田池、前山池、堂領池、池ノ谷池、4か所であるということでありました。

宮田池の下流域には上米集落があります。前山池、堂領池の下流域には谷集落があります。池ノ谷池の下流域には餅原地区があります。劣化状況調査について、令和6年度、宮田池と前山池の2か所を調査して、結果として経過観察という診断ということでありました。

そして、新たに、令和7年度に堂領池と池ノ谷池の2か所について調査を行うということでありました。堂領池と池ノ谷池の劣化状況調査の結果は、どのようであったということでも伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 堂領池、池ノ谷池の劣化状況調査の結果はとのご質問について
お答えいたします。

本町の宮田池、前山池、堂領池、池ノ谷池の防災重点農業用ため池につきましては、令和6年度から令和7年度にかけて劣化状況調査を実施したところでございます。

昨年度、令和7年度に調査いたしました堂領池と池ノ谷池につきましては、堤体、洪水吐き、取水施設などに大きな損傷は見られず、診断した結果といたしましては、いずれも経過観察との診断が出たところでございます。

令和6年度に調査した宮田池と堂領池につきましても、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、大きな損傷は見られず、経過観察との診断が出ているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 前年度と同様に、堂領池と池ノ谷池は、経過観察との診断ということでよろしいわけですね。これでやっぱり壊れたら怖いわけですので、一安心です。

そして、次に行きますけども、ため池の状況です。同じような状況になりますけども、今度は、豪雨耐性評価ということであります。当時、一般質問を行ったときに、今後の計画としまして、ため池の豪雨耐性評価について調査をするということでありました。

防災重点ため池の豪雨耐性評価補修計画、宮田池、前山池、堂領池、池ノ谷池について検討するというものであります。この状況について、どのようなものであるかということを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 防災重点ため池の豪雨耐性評価補修計画はどのように検討しているのかとのご質問についてお答えいたします。

豪雨耐性評価の概要につきましては、防災工事の必要性を判断するため、ため池の設計洪水量を安全に流すために必要な洪水吐きの能力、堤防の高さなどについて構造計算などにより、豪雨による決壊の危険性を評価するものでございます。

詳しい評価業務の内容といたしましては、現地踏査、設計数値、基本断面の検討、緊急放流施設（洪水吐き）の検討、設計洪水量の検討、洪水吐きの水利計算などとなっております。診断された結果によりましては、必要に応じて補修及び改修などの対応策を検討していくことになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） このことにつきましては、豪雨耐性評価ですので、ある程度大

雨が降ったときの状態じゃないかと思っております。そのときの被害状況が拡大しないように、早めにこのようなことを補うということじゃないかと思っております。いろいろとため池の豪雨耐性評価とか、補修計画検討とかありますので、この中で、今後の計画として、どのようなものであるかということを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今年度の計画はとのご質問についてお答えいたします。

今年度につきましては、4つあるため池のうち、宮田池と前山池を対象としております。実施する時期といたしましては、稲刈りが終わる10月以降を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今年度、宮田池と前山池ですね。来年度が堂領池と池ノ谷池ということでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今年度、令和8年度が宮田池と前山池、そして議員がおっしゃるとおり、来年度、令和9年度に堂領池と池ノ谷池を計画しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 次に行きたいと思います。農業水路等長寿命化・防災減災事業ということであります。長寿命化対策についてであります。水路を更新することによりまして、道路の冠水及び路肩、先堀を防止し、蓋をかけることにより、転落防止を図るとあります。このことについて、地区・場所、今後の計画内容ということで、どのようなものであるかということを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 水路を更新することにより、道路の冠水及び路肩、洗堀を防止し、蓋をかけることによる転落防止の計画の内容の地区・場所はということに関しまして、ご質問についてお答えいたします。

当該事業の内容及び地区と場所につきましては、前目地域の国道269号線の北側の農業用水路であります、山手幹線水路の下流部で、水路の老朽化、玉石積みの崩落等によって水路断面が狭くなり、大雨時にあふれ出た水で道路が冠水したり、道路路肩が洗掘されたりして、通行に支障を来していたことから、勝岡土地改良区などから改修の要望が出されておりました。

国の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用しまして、昨年度、令和7年度より改修工事が既に完了している地点から、都城市との行政区境までの延長196メートルの改修を行っており、

昨年度、令和7年度は延長55.9メートルの蓋がけを行ったところでございます。令和8年度もその続きの下流側を改修するものでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 前目地域の水路ということですけど、都城市と境目のほうになります。今後の計画ということで、どのようなものであるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） もう一回、もう一回しゃべって。

○議員（10番 内村 立吉君） 今後の状況ということで伺いたいと思います。（発言する者あり）今55.9メートル行っているわけですね。あと141メートルちょっとです。この分は今後どのような状況かということをお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 今年度も引き続き、昨年度55.9メートル改修工事を行った下流側について工事を行ってまいりますけれども、今年度の事業費ベースで、予算はあるんですけども、その資材、原材料、資材高騰の関係もございまして、正確にどれぐらいの延長で工事をするというところは、まだ今定まっていないところではありますけれども、実際、延長部分についての工事は進めていく計画でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今後いろいろ検討しながらやっていくということですね。結局、予算がつき次第だと思いますけども、最後になりますけども、以前にも一応質問しました。けど毎年状況を、やっぱりどのような状況になっていくかということを知りたいと思いましたので、改めてまたここで質問しました。自分なりに今年度と去年とか、その前とか、いろいろ比較しながら、状況はどのようなになっているんだろうかなと思いながら、考えた挙げ句にこういう質問をさせていただきました。水田政策とか、前年度の比較とか、そういうことを質問させていただきました。

その中で、令和の米騒動について、根本原因は、やっぱりコロナ禍にあると言われております。外食需要の落ち込みで供給過剰となり、2022年に大幅な減産が行われて、需給は一旦均衡をしたということでもあります。

コロナ禍が明けて2023年度も減産をしたために、急に回復した需要に生産が追いつかず、2年間で80万トンの不足が生じたようであります。米のような生活必需品は、少しの不足で価格が1.5倍、2倍に高騰するようなことは、経済的に起こりうる現象であることだそうです。

現在の需給側面は、政府備蓄米の放出、輸入米の流通、市場は計算上、供給過剰が存在してい

るという状況であります。

一度進んだ米離れは容易でなくて、存在価値が増したということでもあります。主食用米からほかの用途に取組が各地で難航していると言われております。なんでかというたら、やっぱり所得が主食用米のほうが上がるからだと言われております。その中で、８年度水田作付計画書について質問をしていきたいと思います。

令和８年度、本町の水田作付面積、作付内訳、主食用米、ＷＣＳ飼料作物、加工用米、飼料用米、その他はどのようなであったかということを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 令和８年度の本町の水田作付面積、作付の内訳はとのご質問についてお答えいたします。

去る４月に、町農業再生協議会において、令和８年度の水田の経営所得安定対策等の受付を行い、農業者から申請のあった面積を取りまとめたところでございます。取りまとめた結果といたしまして、令和８年度の水田の作付面積は、合計８４６．６ヘクタールとなり、その作付の内訳を申し上げますと、まず、主食用米は３３９．０ヘクタール、ＷＣＳは８４．５ヘクタール、飼料作物は２９１．０ヘクタール、加工用米は３２．５ヘクタール、飼料用米は０．２ヘクタール、その他は９９．４ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（１０番 内村 立吉君） 主食用米が３３９ですか、ＷＣＳが８４．５ですね、飼料作物が２９１．０ですね、加工用米が３２．５、飼料用米が０．２、飼料用米がちょっと少なくなってきました。その他が９９．４ありますので、こちらのほうである程度分かってはいますので、次に２番目、水田作付面積、作付の内訳は前年度と比較して、どのようなであったかということを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 水田作付面積、作付の内訳は前年度と比較してとのご質問についてお答えいたします。

まず、水田の作付の合計面積は、前年度ですね、令和７年度は８６６．８ヘクタールでございましたので、２０．２ヘクタールの減少となっております。作付の内訳につきましては、前年度と比較いたしますと、まず主食用米は前年度は３３０．０ヘクタールでしたので、９ヘクタールの増加、ＷＣＳは前年度が８７．８ヘクタールでしたので、３．３ヘクタールの減少、飼料作物は前年度３１５．５ヘクタールでしたので、２４．５ヘクタールの減少、加工用米は前年度３４．２ヘクタールでしたので、１．７ヘクタールの減少、飼料用米は前年度が４．２ヘクタール

でしたので、4.0ヘクタールの減少、その他は95.1ヘクタールでございましたので、4.3ヘクタールの増加。

以上となっております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） そんなに激しく変化はないようですので、やっぱりこれからいろいろ農繁期になって、いろいろと忙しくなっていきますけども、農業をする中で、暑さ対策も大事です。今から先、物すごく暑い日が続きます。やっぱり今、熱中症対策とかいろいろあります。

その中で今、農薬の被害が大分出ているようです。全国的に、農薬の事故が多くなっているということでもあります。

特に多いのが、誤飲事故、間違っって飲んでしまったということがあるそうです。保管がずさんであったり、泥酔時、アルコールを飲んで誤って飲んでしまったりとか、原因が言われております。また、そして農薬と分かっていても、家族ら知らずに持ち出さないように適切な保管が大事であるかと言われております。容器の移し替えもしないようにしてほしいということでもあります。

宮城県の石巻市では、昨年6月、町内会で殺虫剤をペットボトル入り小分けして配布して、誤飲事故が起きて1人が死亡したそうです。このようなことが起きないように、行政のほうからも、周知のほうをよろしく願いしたいと思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、内村立吉議員の一般質問を終了します。

以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、来週月曜日8日以降に行うことといたします。

_____ . _____ . _____

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時05分散会

令和8年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和8年6月8日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和8年6月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1 番 岩津 良君	2 番 中原 美穂君
3 番 上西 雅子君	4 番 西村 尚彦君
5 番 田中 光子君	6 番 堀内 和義君
7 番 新坂 哲雄君	8 番 楠原 更三君
9 番 堀内 義郎君	10 番 内村 立吉君
11 番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12 番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君

町民保健課長	下西 志浩君	福祉課長	島田 美和君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	坂本 鋼治君	環境水道課長	永吉 由貴夫君
教育課長	岩元 勝二君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、楠原議員。

〔8番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8番 楠原 更三君） おはようございます。発言順位5番、楠原です。通告に従って質問してまいります。

私は、これまで、三股の魅力を再発見、再認識するという立場で、いろいろな角度から質問してきています。私の最初の一般質問は、平成27年6月議会でした。そのときの質問は、何をもって「文教みまた」というのか、また文化財の指定のこと、梶山城のこと、三島通庸公による三股開拓についてでした。それから飽きもせず、同様の質問を11年間、ほぼ毎回、我ながらしつこいと思いながら質問してきております。

その間、教育長も教育課長も何人も替わり、替わるたびに前向きな答弁をもらっていましたが、ほぼ前進することはありませんでした。それでも今回も繰り返し質問します。

今回は、初めに三股開拓の碑を取り上げていきます。

開拓の碑については、以前に碑文の内容を資料として提出し、読み上げたこともありました。三股が三股として三股らしくあり続けるための三股の魅力とは何か、その際、参考にすべきものは、三股開拓の碑であるとは私は思っています。ご存じのように、三股開拓の碑は、勝岡郷と梶山

郷が郷合され、下三股郷となってから50年を記念して建立されたものですが、開拓の際の当時の人々の強い思いと、それを後世につなぎたいという強い思いが刻み込まれています。

桑畑初也先生が書かれています「みまた歴史散歩」にも、「三島公は下三股郷の中心地として山王原を開拓するなどして三股をまとめ、発展の基礎を築いた人です」とあります。また、三股町史には、三島家が平成2年に、三股開拓の碑及び三股小学校の胸像の前で撮られた写真が掲載されています。そこには、当時の桑畑町長の歓迎の言葉があり、「当時の開拓精神は今も町民に受け継がれており、私たちは通庸公を深く敬愛しています」とあります。三島公については、地頭として都城盆地に2年ほどしかいなかったからとか、三股に住んだことがないために三島公と本町との関係は強くないのではないかという意見があることは承知しています。

これまでも何回も何回も繰り返していることですが、三島公の様々な業績を見ますと、日本各地のトップリーダーとして、広い地域の開拓・開発を各地で行い、現在でも、その恩恵を受けている地域がたくさんあります。

しかし、どの業績を見ても、ほとんど二、三年で異動しています。これまで一般質問で述べてきていることですが、三股開拓が三島公のその後の業績のスタートになったと、那須塩原市の那須野が原博物館の館長さんに、直接私は伺ったときに、このことを三股のよって立つところ、いわゆる三股の基盤とすべきだと感じたところでした。

本町のこれまでの総合計画の中には、本町が向き合うべき本町の明確な歴史というもの、本町がよって立つところが欠けていると感じていますが、これまでの総合計画の中に、三股開拓の碑にある強い思いが、どのように生かされているのでしょうか、伺います。あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。まずもって、土曜日の国道222号牛ノ峠バイパス建設促進大会には、多くの皆さんにご参加いただきました。心から、まずもって感謝を申し上げます。

そして、令和8年度の国の当初予算におきまして、県に道路調査費補助が設置、措置されました。このことは、28年ぶりの事業再開、早期完成への道筋が見えてきたということであり、私たちにとって大きな期待、また希望であろうというふうに思います。議員各位におかれましては、引き続きまして、牛ノ峠バイパス整備に向けてのご支援、ご協力、よろしくお願い申し上げます。

では、一般質問のほうの回答に入ります。

三股町開拓の碑にある思いが三股町の魅力の一つであると思うが、町の総合計画の中に生かさ

れているかのご質問に、ご回答いたします。

三股開拓の碑には、三股開拓の礎を山王原と定め、先人のたゆまぬ努力により郷土開発に努めてきたことや、教育が開拓の大本との精神で開発に当たったことなどの歴史が描かれており、郷土愛と開拓精神を育む教材でございます。

総合計画におきましては、こうした先人の思いや地域の歴史や文化を大切にしながら、人を育て、地域のつながりを深め、持続可能なまちづくりに努めるという考え方で、総合計画は成り立っているというふうに考えております。

特に、地域コミュニティの維持、郷土教育の推進、歴史・文化資源の活用、さらには住民主体のまちづくりの推進など、開拓の碑に込められた思いに通じるものと考えております。

今後におきましても、三股開拓の碑の思いを大切にしながら、三股町に対する誇りや愛着の醸成につなげてまいりたいというふうに考えています。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ここに第6次三股町総合計画（後期基本計画）を持ってきておりますけれども、私は、宮崎県内の14の町の総合計画の、その町の概況とか歴史・文化の部分を読んでみました。その14のうちの8つの町で、その町の概況とか歴史・文化の部分を見ますと、その町の総合計画だと認識できました。6つの町は、そうでないと思いました。

本町のこの総合計画を読みますと、「三股町の概況、歴史・文化」のところ、ここを見ますと、「三股町では現在、「谷太郎踊り」や、「新馬場棒踊り」など13の民俗芸能が保存会によって継承されています。これらの民俗芸能は、その多くが4月に早馬神社において行われる「早馬まつり」で披露・奉納されていますが、「みまたん霧島パノラマまらそん」でも「ジャンカン馬踊り」が披露されたり、小学校の運動会等で各種民俗芸能が披露されたりするなど、積極的な発信と伝承が行われています。」とか、「基本構想の「まちの将来像」、その中の「自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股」、ここを読みますと、「三股町は、時代の大波の中にあって、いにしえから受け継いできた伝統文化やかけがえのない自然を大切にしながら、本町のもつ潜在力を町民の英知と創意で引き出し、活力と魅力にあふれ、自立した町を目指します」。

また、「まちづくりの基本理念」、「まちづくりの基本目標」の「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性と創造力を育む文教のまちづくり」のところを読みますと、「町に伝わる歴史と伝統文化を後世に継承し、町民の郷土愛を醸成するために、文化財の保全や郷土学習の充実などに取り組めます」。

また、基本目標の2、「未来へはばたく青少年への教育の充実」の「基本的な方向と取組概要」を読みますと、「郷土愛醸成のための教育の充実」のところを読みますと、「三股町で学び、

三股町で活躍する人材を育成するために、子どもが生まれ育った町について知ることができる機会の充実を、学校や地域と連携しながら取り組みます」などとあります。

どこにも、その今読んだところで、これ三股の基本、総合計画だと認識できる部分がないと思えました。

三股町民憲章前文、これも何回も何回も出しますけれども、「わたくしたち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かな町をつくるために、この憲章を守ります」とありますが、ここでいう先人の偉業とは何か、また開拓精神とは何なのか、それを町としてどのように捉えているのか、明確な答えが、これまでありません。

総合計画の中、今読みましたけれども、中でも、ほとんどが抽象的過ぎると思っています。まちづくりに歴史資源の重要性を認識した表現があるべきではないかなと思っております。三股が三股として三股らしくあり続けるための今後の課題としておいていただきたいと考えています。

そこで、本町においても、文化財を次世代に継承するためにも、郷土愛醸成のための教育の充実の一環として、先人の偉業を確認できる環境整備及び開拓精神の裏づけとなるものを確認できる環境整備の今後の予定はあるのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（岩元 勝二君） 郷土愛醸成のための教育の充実の一環として、先人の偉業を確認できる環境整備の今後の予定はあるかとの質問にお答えをいたします。

ご質問の環境整備につきましては、先人の偉業を広く検証できるような設置物等の整備とのご趣旨かと承りました。

先人の偉業に限りますと、現在、新たな整備等の予定はないところですが、令和9年に西南戦争150年を迎えますことから、従軍碑と招魂塚のあります早馬公園内に説明板の設置を計画いたしております。記載内容や設置位置など検討に着手してまいる予定です。

なお、かかる費用につきましては、今議会に事業費を上程いたしております。

先人の偉業につきましても、同様にゆかりのある適切な場所への説明板の設置が手段といたしまして有効な一例かと考えるところです。しかしながら、財政状況の厳しい中で、一時に整備することは難しく、また、三股の今日を築いた多くの先達のご功績について、適切な分類、検討も必要になってくるものと考えます。

こうした課題も踏まえまして、対象や方策の選択など関係事項の確認を行っていくことが必要な段階と考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） これまでも同様の答弁をもらっているわけですが、三股開

拓之碑、この中に、「ああ、往事を追懐すれば」と嘆くかのように、これ50年後に立てられた碑文なわけですが、この三股開拓を行ったときの志が薄くなってきている、それを嘆いたような文章があります。また、その隣のほうには、山王原開拓100周年を記念してできた頌徳碑があります。その頌徳碑の中を見ても、主に、「郷土、今日の隆盛の基は、実にこの開拓魂と教育尊重の精神に負うところ大なりと言うべし」とあります。50年、50年、それでもう一度、三股の開拓魂というか、それをもう一度振り返ろうじゃないかという動きが、2つの石碑の建立につながっているかと思っております。

今、三股の今日を築いた人々のことを言われましたけれども、たくさんの方があそこには出ております。言いたいのは、その今日を築いた人々のスタートになったのが三島公であるということとは間違いないと思っております。まずそのことを、例えば、小学校にあります胸像のところに「山王原を開拓した人です」で、終わるような表現ではなく、もっとはっきりと、全国的に大きな影響を与えた人であるというようなことも書いておくことが必要ではないかなと思っております。これに関しては、大した予算はかからないと思っております。せめてそれぐらいはしないと、小学校の先生方も数年ごとに転勤されます。地元出身の人はそう多くありません。そういう人たちが、この三股の今日のまず基礎をつくった三島公のことを、子供たちに説明できない。説明できなければ、誰が行ってもいつでも読める、そういう状況、そういう環境整備が欲しいということを、これまでもずっと言っているところなんです。

今の小学校の説明板を見ると、本当に大したことをしていないような、三股の開拓で終わったような、そのような表現に終わっていますので、ぜひ今質問をしております今後の環境整備の予定の中に、ぜひとも三島公を入れていただきたい。早間公園に石碑が2つ、三島公についてあるわけですから。

そして、この三股の石像文化の中にも、それがはっきりと捉えられています。これをなかったこととするわけにはないと思うんですね。これは三股の本当に基礎だということを行政としても強く感じていただいて、それを明らかに、もっと今よりも明らかにしていただくことを強く要望したいと思います。何か一言ないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

今後の方向性ということかなと思いましたが、多くの先人の方のご功績の中の基で、三島通庸公のことをご紹介いただきました。そういったものも三股のルーツというか、開拓の精神につながる大事なところだろうと思っておりますので、ぜひ内容充実などを今後は図っていけるように、検討を重ねていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） よろしくをお願いします。

次の質問に移りますけれども、これもこれまで言い続けてきています、梶山城の件です。国指定への動きはなかなか進みません。１１年言い続けてきております。言い続けたからできる、そういう簡単なものではないと思いますが、歩みが非常にのろ過ぎるというふうに感じております。

国指定後の町の関わり方を考えますと、国への働きかけと同時進行で、梶山城跡の価値を町民に解説していき、機運を高めていくことも必要だと思います。特に地元の理解と協力が今後必要となることは、ほかの地域の同様の取組を見ても明白です。

３月議会で「説明会の開催について積極的に検討してまいります」とありました。今回も質問します。忙しいという理由だけで何もかも先送りしているように感じております。梶山城の価値を理解してもらえような機会を定期的に予定できないか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（岩元 勝二君） 梶山城跡の価値を町民に解説する定期的な機会を予定できないかとのご質問にお答えをいたします。

梶山城については、これまでも有識者による講演の開催や書籍など、あらゆる機会を応じて歴史的な価値についてご紹介の機会があったところです。また現在、町のホームページで３６０度のパノラマのVRデータを閲覧できるようになっております。空中撮影の写真によって周辺との比較ができ、梶山城の規模や壮大さ、直感的に理解できる効果的な説明方法ではないかと整理をしているところです。

ご質問の解説する機会につきましては、一般的には講話や講座などに近いものかと考えますけれども、現状、出前講座など既存の取組も活用できるものと考えます。

また、定期的な機会といたしましては、梶山城跡に限らず、ほかの文化的資産や発掘調査の経過など、幅広く含めまして、年１回程度を目安にいたしまして、展示や説明などの実施機会を持てないかということで具体的な検討を進めているところでございます。

なお、梶山城跡につきましては、国指定へ向けた作業や新しい事実の整理が進みますことで、専門的な度合いに応じた幅広いニーズにお答えできる説明につながっていく可能性もございます。梶山城は、郷土愛の醸成につながる町の貴重な文化遺産ですので、町民の皆様の理解の促進や価値の共有が図られるよう、また、今後の動き、作業進捗等にもあわせまして、充実した説明としていけるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） ただいま、この貴重な文化遺産であると認識しているという答弁

でしたけれども、この大がかりな説明会とか、講座、講演会とか、そういうのを要求しているわけじゃないんですね。

例えば、前も言いましたけれども、宮崎市のほうにあります穆佐城ですかね、あそこも国指定になっていますけれども、その後、旧穆佐小学校の一角に簡単な資料館がありまして、現地の人が当番で説明ができるようにいらっしゃるんですね。そうすると、梶山城も将来のことですけれども、今現在でも、台風被害の後、巡回できなくなっていますから来られる方は少なくなりましたけれども、県内外、もちろん町内外も含めて、県内外からも結構な方が見に来られていた状況があります。

もし国指定となった場合には、そういう人たちを受け入れるような施設、今でいけば駐車場があります。三、四台ぐらい止められるようなですね。それに対して、簡単なそういう施設もあるかもしれませんが、そのときには地元の人の協力、そういうものが要だと思うんですね。しかし、梶山地区もだんだんと人数が少なくなってきておりまして、若い人にそれを伝えていく機会というのが必要だと思います。

簡単な説明会でいいんですね。梶山城とそれに伴う麓集落の存在、それを説明できる人、簡単でもいいんです。より専門的じゃなくて考古学の専門家がどうのこうのというようなものだったら受けつけられない人がいますので、戦国時代の町並みが、道路が今現在も残っていますから、そういうところを歩いて説明するような、そういう協力者が将来的に必要じゃないかなと思っております。

私は、ここ二、三年、梶山小学校の子供たちと一緒に梶山の周辺を歩いて案内をしております。非常に先生方から重宝されているような状況なんですけれども、今年もこの議会が終わった後、そういう機会を設けることになっておりますが、国指定になったら、もっとそういう地元の人の協力というのが必要になりますので、ほかの地区で、これは言えるわけですが、この地元の人、もちろん講演会だったら文化会館で大々的にというのも考えられるでしょうけれども、梶山地区の人たちを何人か、ほんの何人かでもいいんですけれども、定期的に集めて梶山城のことを話するという、そういう機会が欲しいと思ってこの質問をしているわけなんですけれども、あまり構えなくても現在の状況の資料で十分だと思いますが、そういうものをしていただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

今おっしゃっていただいた趣旨も十分踏まえた上で、先ほど出前講座という例を、言葉で出させていただきましたけれども、ご対応できる部分については、もう既に事業としてありますので、講座などの開催も検討できるかというふうには思います。

それから今後につきましては、もう先ほどの繰り返しになりますけれども、幅広く文化財と捉えて機会を設けることができないかということも具体的には、やっていきたいというふうに思っているところです。

それから、ご質問にありましたとおり、国指定を受けたという前提でお話をさせていただきますと、指定後が、どこの指定財もスタートというふうな位置づけで、どのように生かしていくかということ、また今後、検討されているという流れがございます。梶山城につきましても、指定がゴールではなくて、指定をいただいた後に、どのように生かしていくかという視点で、今、議員ご質問ございました地元の方々の協力者というような位置づけの方々、そうした方の活用も十分検討してまいる材料になると思います。引き続き検討させていただければと思います。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 指定されてからがスタートと言われましたけれども、そこじゃなくて、働きかけるのと同時進行で地元の人たちに説明をし、理解を求めていただきたいと思っております。

これまでだったら、発掘調査が入ったとか、発掘調査の報告書作りがあるとか、そういうようなことが十分、今まで振り返ってみますと、今後のこと、あると思いますので、そういう理由だけで先送りすることがないように、ぜひお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

④ですけれども、今回、資料を頂いたわけですが、これまでの「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業」について、頂いた資料を見ますと、過去１０年を振り返っての資料ということで頂いたわけですが、たくさんの団体が、みまたん地域づくり推進事業に応募されている、非常に素晴らしいことだと思っております。そしてその後、補助が終わった後も、追加資料を頂いたんですけれども、全部で２５の団体が現在も活動しているということが分かりました。

この１０年という枠ですけれども、それ以前を考えたら、もっとたくさんの団体が、この地域づくり推進事業の影響を受けて活動されているということはあると思います。この事業は、協働のまちづくりという考え方からいきますと、自治公民館活動と並ぶ代表的なもの、そして具体的なものだと思っております。これまで認定された事業及び現在も活動している事業については、今、資料で理解できるわけですが、これらは補助金を交付されての事業ですので、認定された事業の町民への周知は、当然、必要だと思います。まず、認定された事業の町民への周知は、これまでどのように行われてきたのか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 今、議員からご質問のありました「みんなで創ろう みまたん 地域づくり推進事業」の事業についての町民の皆さんへの周知方法ということのご質問だと思います。

先ほど追加をさせていただきました資料に、ご覧いただきますとおり、平成28年度から累計で50の事業が実施をされており、大きな2番といたしまして、継続している事業名につきまして25団体、公表をさせていただきました。今回、実は26団体、実施団体がございました。

1団体は、令和5年度をもちまして活動を終了したというふうに伺っておりまして、それ以外の25団体については、今も継続をされております。

本事業につきましては、年度当初から募集要項を制定し、この事業を活用する団体を募集しております。また、こちらについては、外部有識者等を中心とした審査会を経て、評価点を基準以上を満たした団体に対して補助を行っており、その後、活動されている内容については、町の広報誌、また、それぞれの団体で活用されているSNS等で周知を行っており、特段、発表会であるとか、この団体の皆様の発表の場というのは、それぞれの事業の中で広報周知を啓発をされているものと承知をしております。

答弁は、以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 発表の場はどうなっているかという質問ではなかったんですね。

補助金を出しているわけですから、どういう事業に補助金を出しているというような、そして、地域づくりですから、この地域でこのような事業が行われるようになりましたというような周知というのは、当然あるべきであり、その団体だけで完結するものではなく、地域づくりとして息づくわけですから、何らかの形で、その団体がSNSを使ってどうのこうのではなくて、町として、補助金を出している町として、そういうものを周知させる、そういうことは、当然、必要ではないかと思って質問したところです。

今の答弁でいきますと、さほど積極的な周知はなされていない、なされていなかったというふうに判断していいと思いますけれども、できれば、今後もこの事業が続くのであれば、積極的に、この地域でこのような地域づくりが行われ始めましたというような周知をぜひしていただきたい。それが、こういう事業に参画している人たちの励みにもなります。そして、ほかの町民の方々への広がるきっかけにもなると思いますので、ぜひそのところをお願いします。

この頂いた資料を見ますと、非常に多くの人に参加されていますけれども、これこそ協働のまちづくりの姿、そして協働のまちづくりの宝そのものでないかなと思います。町内各地に、この宝が点在しているということになります。これまで、それぞれ点で行われてきた事業を、町全体の活性化に面としてつなげていこうとする町としての動きはあったのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町全体の活性化につなげていこうとする町としての動きはあったのかとのご質問ですが、それぞれ25団体について、町が主体的に、それぞれの団体をつなげ、交流、連携をしていただき、事業を起こしたという実績はございません。

一方で、今の25団体の中には、現在、これは令和5年度につくりました「みまたんはあとビジョン」というのがございます。今回のご質問の「みんなで創ろう みまたん地域づくり推進事業」は、町の中心地ゾーンということの、そのゾーンに対して活性化をやっていただく団体、また、駅前に施設ができましたので、そこを中心にまちづくりをしていただく団体、そういった範囲を定めておりますが、これは令和5年度につくりました「みまたんはあとビジョン」の中で、現在、山王原の「がんばっど」の皆さんであるとか、「チームみごみご」、ひな巡りをされている団体等のエリアプラットフォームというのを作っております。ここに「ソーシャルグッドフェローズ」等のまちづくりの団体も加盟をしております、この「みまたんはあとビジョン」を基に中心地ゾーンをいかに活性化していくかという動きはございます。

ただ一方で、この25の団体を、また新たにつなぐような連携をして、それぞれの団体の活動を、点と点であったものを線につなぎ、また面にしていくという、今議員のおっしゃるような活動については、町として、まだ主体的には行っていないという現状でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） この中の一つ、「温故知新の会」というのがありますけれども、先日、前目・蓼池地区の史跡巡りをさせていただきました。たくさんの方が、ほとんどが町外の方が40名近く来られて、あちこちを見て回りました。この「温故知新の会」の活動も、メンバーが高齢化で大変な部分もありますけれども、非常に積極的に動かれております。勝岡小学校への歴史教育とか、そういう面でも活躍されております。

そういうものが地域地域で歴史を次世代につなげていこうという活動が実際ありますので、それを行政のほうで旗振り役としてつなげていけば、かなりすばらしいものになっていく気がいたしますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。自治公民館加入促進条例についてですけれども、この加入促進条例を制定されるときに、現状の自治公民館の在り方、これを見直そうとか、そういうような議論があったのかどうかお伺いしたいと思いますけれども、一番加入の少ないところが三十数%の加入という現実があるんですね。そういう中で、この加入促進条例を作成されたわけですが、このままじゃいかんよなというようなやり取りもあったんじゃないかなと思います。

例えば、自治公民館の適正規模はどんなもんなんだろうとか、金曜日の一般質問の中にもありましたけれども、自治公民館の分割が必要などころがあるんじゃないかなとか、逆に集約したほうがいいんじゃないかなとか、そういうようなことが議論の中にあっただけなかったか。また、極端に言いますと、自治公民館をなくした場合、どのような問題が発生するのか、そういうようなことについて、自治公民館の在り方の根本的なことについて、何か取組とか検討というのは行われたのかどうか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（岩元 勝二君） この条例制定以外に、自治公民館の在り方の根本的な対策として、どのような取組が行われてきたのか、または、検討されてきたのかとのご質問にお答えをいたします。

教育委員会では、身近で自主的な住民組織が住民自治の基盤との認識で、自治公民館への支援を行ってきたところです。例で申し上げますと、昨年度は、自治公民館連絡協議会によりますのぼり旗の作成・掲示などに、ともに取り組んでまいりましたほか、役場庁舎への懸垂幕の掲示などを行っております。

いずれも加入促進の取組ですけれども、加入率の伸び悩みは、どの組織においても共通の課題となっているところです。

また、ご質問の在り方の根本的な課題として、現在、連絡協議会では、これまでの組織・機能の維持・継続や、それを支えます加入率の向上を従来のやり方で解決するというのは難しいのではないかと危機感を課題認識として共有をしてくれているところです。社会や個人の価値観の変化に基づく課題の解決策を直に見出していくことは容易ではないところですが、教育委員会では、現実の自治公民館の運営に寄り添う取組について、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、加入をためらう、あるいは脱退の理由にもあります公民館役員の負担について、地域おこし協力隊などを活用した軽減支援が図れないか検討を行っているところでございます。

また、加入のメリットは何かとの考えを持つ方も多くなっておりますので、連絡協議会では、先進事例から学びを重ねておりますほか、教育委員会からは、若い世代や地域をさらによくしていきたいと考えている方々など、将来に目を向けた幅広い対話の場づくりが在り方を構築する切り口になるのではないかなというようにも提案をさせていただいているところです。

今般、制定されました加入促進条例の効果発言にもつながりますよう、教育委員会といたしましては、自治公民館組織の取組への支援、また、その補佐検討も継続をしてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） どの市町村も悩んでいることであるということは、もう誰しもが分かっているわけですが、そういう中で、地域おこし協力隊の方に何とか一つの例を出していただきたいというようなことでしょうか、これも大変難しいことだとは思いますが。

先日、宮日新聞のほうに、都城市が自治公民館運営見直しをということで、検討会を宮大の教授に座長としていただいて提言をまとめていただいたという記事がありました。都城市は、三股よりもこういう面で深刻な状況であるかと思いますが、答えはなかなか見つかりにくいと思いますが、自治公民館について、これまでは自治の問題だからとして、あまり踏み込まないような動きが見えてきたことが多かったわけですが、もうそういうことを言っている場合ではない。自治公民館がなくなってもおかしくない、そういう地区もあるということを考えていきますと、行政がもっと積極的に出向いて行って、この状況を改善するような取組をお願いしたいと思っております。

あと、条例が制定されて、まだ間もないですが、制定前と後で窓口での対応に何か変化が見られるようになったものがあるでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 条例制定の前と後で窓口での対応に何か変化があるかとの質問についてお答えいたします。

条例制定前においても、自治公民館活動は、地域コミュニティの維持や防災・防犯、見守り活動などに重要な役割を果たしていることから、総務課で所管しております町民室において、転入・転居者に対し、自治公民館加入に関する案内は行っておりました。

一方、条例制定後は、自治公民館活動への支援を行政として推進する姿勢が明確になったことから、窓口対応においても、条例の趣旨を踏まえ、加入の意義や地域活動の必要性について、より丁寧な説明に努めております。

具体的には、各自治公民館のパンフレットによる活動内容の説明、加入のメリット、公民館費の使われ方など、各自治公民館の情報を提供し、自治公民館と連携した円滑な加入案内に取り組んでおります。

なお、加入は任意であり、個々の事情にも配慮しながら、地域とのつながりづくりの重要性について理解を得られるよう対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 任意であるというところが、この問題の一番難しいところだと思うんですね。けど、あくまでも任意ですから、それはしようがないと思いますが、何か特効薬があればと思っておりますが。この条例を周知するため、どんな方法を取られたのか伺い

ます。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） この条例を周知するための方法はとのご質問にお答えをいたします。

本条例を制定するに当たっては、昨年１２月の広報みまたにおいて、１２ページにわたり、自治公民館が生み出すもの、自治公民館にメリットはあるのかという特集を掲載いたしました。

また、条例制定を機に、自治公民館活動の必要性や重要性、加入の呼びかけの進め方、一般的な想定質問とその回答例などを掲載した自治公民館活動支部長必携ハンドブックを作成し、５月の自治公民館長会議において配布し、ご説明をさせていただきました。

先ほど議員がご指摘がございました自治公民館活動がなくなってしまうらどうなるのかであるとか、また、必要性や重要性についても、様々、条例の制定検討委員会の中で意見がございましたので、そちらを集約し、必要性等について、このハンドブックで記載をいたしたところです。

また、４月１日には、町公式ホームページにて、条例本文や周知チラシ、ハンドブックのデータなどを掲載し、周知ポスターを庁舎などに掲示をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 未加入者への周知というのは、そのホームページだけでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 未加入者への周知ということは、町としては行っておりません。今、議員おっしゃるように、ホームページ等での公表にとどまっております。

一方で、５月の自治公民館長会議で必携ブックを印刷し、お渡ししました。そして、公民館の中には、印刷をしてくれということで、館長からご依頼をいただきまして、支部に加入していない人も含めて周知を行いたいというお声は頂戴をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） ④ですけれども、未加入者への新しい方法、加入呼びかけの新しい方法というのは、特別ないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

先ほど、企画課長からの答弁にもありましたとおり、支部長必携ハンドブックの活用により、加入案内が円滑に行われるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） ないというような感じですね。特別はないというようなことですね。難しいところでしょうけれども、できたらそれもお願いしたいと思いますが。

あと、この加入促進条例の中から、第６条に事業者の役割というのがあります。この事業者の役割のところを読みますと、「事業者は、町内に居住する従業員の自治公民館への加入及び自治公民館活動への参加に配慮するよう努めるものとする」という条文があります。これを考えてみますと、事業者の方々に、この条例を理解してもらうということが必要だと思いますが、どのような事業者への対応というのをされてきているのか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 制定後、事業者への対応に見られるようになった変化はについてお答えいたします。

条例制定後におきましては、事業者に対しましても、自治公民館活動が地域コミュニティの維持や防災・防犯等に重要な役割を果たしていることについて、理解と協力をお願いしていくところでございます。

具体的には、本議会に加入促進のための補正予算を計上しております。今後、加入促進のためのポスターを作成し、事業所への配布等を通じて、従業員の地域活動参加に対する理解促進を図ってまいりたいと考えております。現時点では、大きな変化が直ちに現れているものではありませんが、条例制定を契機として、地域活動を地域全体で支えていくという意識共有につながっていくものと認識しております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） ⑤は終わりですか。今の⑤は終わり。

○議員（８番 楠原 更三君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 時間５０分過ぎましたので、一応、楠原議員の一般質問はこれで中断をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、これより１１時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて５０分以内にすることをお願いします。

50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いをいたします。

また、本定例会におけるマスクの着用につきましては、個人それぞれの判断に委ねることといたしております。

発言順位6番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆さん、こんにちは。発言順位6番、中原美穂です。通告に従いまして、近年、三股町においても高齢化が進み、独り暮らしの高齢者や認知症高齢者、老老介護世帯が増加しています。

また、働きながら親の介護を行う方や、町外に住みながら高齢の親を支えている家族も少なくありません。私自身も町民の皆様から、相談したいけど、どこに相談したらよいか分からない、認知症が進んできて心配だ、介護認定の結果に納得できない、介護する家族の負担が大きいといった声を伺う機会が増えています。

高齢者福祉というと、どうしても介護サービスや施設の話になりがちですが、本当に大切なのは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けること、そして、支える家族も孤立しないことではないでしょうか。

本町では、これまで地域包括支援センターの運営、成年後見制度の相談窓口、高齢者サロン、「足もと元気教室」、「ぴしゃトレ」など様々な取組が進められてきました。しかし一方で、制度があっても利用につながっていない方はいないのか、相談したくても相談できない方はいないのか、また、高齢者人口が増え続ける中で、現在の体制で今後も十分に対応していけるのか、制度があることだけでなく、その制度が本当に町民の皆さんに届いているかという視点から、改めて現状と課題について伺いたいと思います。

さらに、物価高騰や人材不足の影響は介護現場にも及んでおり、介護サービスを支える事業所の経営環境も厳しさを増しています。介護事業者が維持できなければ、最終的にサービスを受ける高齢者やその家族にも影響が及びます。高齢者本人だけでなく、その家族、そして支援する事業所も含めて、支えていく視点が必要であると考えています。

3年前にも、高齢者支援について一般質問をさせていただき、その後、ご利用者やご家族、介護事業所、介護支援専門員の方々から、「相談しやすくなった」、「行政との連携が取りやすくなった」という声を伺う機会もあり、一定の改善が図られていることを感じております。

一方で、高齢化はさらに進み、新たな課題も見えてきています。

そこで、今回は、今後さらに利便性を高め、安心して暮らせる支援体制の充実に向けて質問をさせていただきます。

前回の一般質問では、成年後見センターの設置や相談体制の整備について答弁をいただきました。そこで、まず、成年後見制度、権利擁護について、成年後見制度の相談窓口後、現在までの相談件数や利用件数、支援実績をどのように分析しているのでしょうか。

また、制度を知らない方や相談につながっていない方への周知や支援について、今後どのように強化していくお考えなのか伺います。

残りの質問については、質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 成年後見制度、権利擁護について。成年後見センター設置後の相談件数や支援実績をどのように分析しているか、制度を知らない方や相談につながりにくい方への周知支援を、今後どのように強化していくのかについてのご質問にお答えいたします。

令和4年7月に町社会福祉協議会に委託し、法人後見センター業務を開始いたしました。センター設置後の相談件数や支援実績につきましては、年度ごとの相談内容、後見開始に至った件数、支援の継続状況などを整理し、地域における権利擁護ニーズの傾向を把握しているところでございます。

現在、法定後見人の受件件数が6件で、うち5件が認知症の方の受任であり、認知症の進行や家族の支援力低下に伴い、判断能力が不十分な高齢者の相談が増加していることを確認しているところです。

また、相談の多くが地域包括支援センターや社会福祉協議会、ケアマネジャーからの専門職ルートである一方、昨年度行いました町民への介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果において、「成年後見制度を知っているか」の質問に、「知らない」と答えた方が33%、3分の1おり、制度を知らずに支援につながっていない高齢者や家族が一定数存在することも課題として認識しております。

制度周知、支援強化につきましては、第10期介護保険事業計画において、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実を位置づけることとし、地域包括支援センターとの連携強化、住民向けの周知の拡充、相談につながりにくい層へのアプローチ、専門職研修の充実などの強化について協議を行ってまいります。

今後も、相談件数や支援実績の推移を継続的に分析し、地域の権利擁護ニーズに応じた体制整備を進めながら、誰もが必要な支援につながる環境づくりを推進してまいります。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に入ります。

地域包括センターについて伺います。地域包括支援センターは、高齢者の皆様にとって最も身近な相談窓口であり、介護、認知症、権利擁護、虐待、成年後見制度など、様々な相談に対応する重要な役割を担っております。近年は、独り暮らし高齢者の増加や認知症高齢者の増加に加え、老老介護や家族関係の複雑化などにより、相談内容も以前より複雑になっているのではないかと感じています。また、成年後見制度は、権利擁護に関する相談も増えていくことが予想されます。

そのような中で、地域包括センターの職員の皆様には、大変重要な役割が求められていると思いますが、現場の負担も大きくなっているのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。認知症相談や独居高齢者への対応、権利擁護など困難事例が増える中で、現在の相談件数や業務量など、現場負担をどのように認識されているのでしょうか。

また、以前の一般質問では、専門職配置の必要性について議論がありましたが、その後、専門職配置や相談支援体制について、どのような改善が図られているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 地域包括支援センターについて、認知症相談や独居高齢者対応、権利擁護など困難事例が増える中で現場負担をどのように認識しているのか、また、専門職配置や相談支援体制について、その後、どのような改善を検討されているのかについてお答えいたします。

本町の地域包括支援センターは、配置が義務づけられている3職種のうち、保健師は正規職員、主任ケアマネジャーは会計年度任用職員、社会福祉士は福祉課との兼務という体制で運営しております。

現場の負担状況につきましては、直近3年間で65歳以上の高齢者が200人余り増加しているほか、総合相談の件数も、令和6年度の3,725件から、令和7年度は3,955件へと230件増加しております。相談内容も、虐待対応、権利擁護、困難事例、重層的な支援が必要な事案など、より高度な専門性と継続的な判断が求められるものが急速に増えております。専門職以外の一般職員も研修を受け、対応しておりますが、業務量、専門性とともに限界に達しており、社会福祉士の専任配置が早急に必要な状況です。

昨年度は、社会福祉士の採用試験を実施しましたが、残念ながら応募がございませんでした。社会福祉士を専任配置することで、権利擁護や虐待対応など、高度な判断が求められる業務の質が安定し、迅速かつ適切な相談支援体制の強化が図られるものと考えております。

また、ほかの専門職の負担軽減にもつながり、結果として地域包括支援センターの機能の充実と高齢者福祉の一層の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、次の質問にまいります。

高齢者本人とその家族への支援について伺います。

高齢化が進む中で、高齢者本人への支援はもちろんですが、私は、それを支える家族への支援もますます重要になっていると感じています。現在では、高齢者同士で介護を行う老老介護、仕事をしながら介護を行う仕事と介護の両立、また、町外に住みながら、親の介護を見守り、行う家族など、介護を取り巻く環境も大きく変化しています。

私自身も、町民の皆様から、仕事と介護の両立が大変だ、相談したいけど、どこまで頼っていいのか分からない、家族だけで抱え込んでしまっているという声を伺う機会があります。

介護は、高齢者本人だけの問題ではありません。支える家族の生活や健康、仕事にも大きく影響する問題であり、家族が疲弊してしまえば、高齢者本人の生活にも影響が及びます。だからこそ、高齢者本人だけでなく、その家族を支える視点も、今後さらに重要になるのではないのでしょうか。

そこで伺います。老老介護や働きながら介護を行う方が増えていく中で、家族が孤立したり、一人で抱え込んだりしないための仕組みづくりについて、どのように考えておられるのか、また、現在、家族が抱え込まない仕組みづくりについて、どのような支援体制を取っているのでしょうか。高齢者が安心して暮らせる町であるためには、支える家族も安心して暮らせる町でなければならないと考えます。その視点からもご答弁をお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 高齢者本人と家族への支援について。老老介護や共働きで働きながら介護する家族が増加しており、家族支援の重要性が高まっている。現在の支援体制と家族が抱え込まない仕組みづくりについて、今後、どのような支援体制を検討されているのかについてお答えいたします。

在宅の家族介護者への支援体制につきましては、介護サービス事業を活用し、デイサービスやショートステイを利用した家族のレスパイト支援を行っております。

また、今年度、地域包括ケアシステムの一つとして、在宅介護を支援する小規模多機能型居宅介護支援事業所と、地域密着型特別養護老人ホームに併設してショートステイが併設される予定でございます。支援体制のさらなる充実が図られるものと期待しているところです。

さらに、地域支援事業の任意事業として、要介護４・５の方を在宅で介護している介護者に対し、介護用品を購入できるクーポン券を支給する介護用品支給事業を実施しております。加えて、町の一般会計予算により、要介護４・５の方を在宅で介護している介護者に対し、月額１万５,０００円を支給し、経済的・精神的負担の軽減を図る寝たきり老人等介護手当支給事業も行っているところです。

家族が介護を抱え込まない仕組みづくりにつきましては、ケアマネジャーによる継続的な支援に加え、介護者から相談があった場合には、地域包括支援センターの専門職が自宅訪問を行うなど、きめ細やかな対応に努めているところです。

今後につきましては、介護用品支給事業が、国の方針により地域支援事業交付金の対象外となった場合、一般財源で継続するのか、または、廃止するかについての検討が必要となってまいります。国の動向を注視しながら、次期高齢者福祉第10期介護保険事業計画に適切に反映してまいりたいと考えております。

また、複雑化、複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに対応できるよう、厚生労働省が示す家族介護支援者マニュアル等を参考にしつつ、地域包括支援センターを中心とし、今後もきめ細やかな支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問にまいります。

介護認定について伺います。

介護保険制度は、高齢者が必要な介護サービスを受けるための大切な制度であり、公平公正な認定が行われることは非常に重要であると考えています。

その一方で、町民の皆様からは、介護認定については、実際の生活状況よりも軽く認定されたように感じる、家族の介護負担が十分に反映されていないのではないかといった声を伺うことがあります。もちろん、制度に基づき、適切な認定が行われていることは理解しております。しかし、高齢者本人や家族が認定結果に納得できているかという視点も大切ではないでしょうか。特に、認知症の方の場合は、認定調査のときだけでは見えにくい生活上の困り事や日常的な見守り、家族の負担があると思います。また、身体機能だけでは測り切れない不安や家族の実態もあるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。町では、認定調査だけで把握しにくい日常生活での困り事、家族介護の負担、認知症による生活上の支障などをどのように把握し、認定後の支援につなげているのでしょうか。また、認定結果について不安や疑問を感じた場合に、町民や家族が相談しやすい説明体制やフォロー体制をどのように構築しているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 介護認定について。介護認定については、実際の生活状況よりも軽く認定されたと感じる、家族の介護負担が十分に反映されていないという声も聞かれる。制度として公正公平に運営されていることは理解しているが、日常生活での困り事、家族介護の負担、認知症による生活上の支障などをどのように把握し、認定や支援につなげているか、また、認定

結果に不安を感じた場合の説明や相談体制をどのように構築しているのかについてお答えいたします。

介護認定申請時にお伺いする困り事につきましては、まず本人の食事・排せつなどの日常生活動作、ADLの状況や日常生活での支障、どのようなサービスを必要としているかなどを窓口で丁寧に聞き取りをしております。

申請に来られる方の多くは、何をしたらよいのか分からない、どこに相談すればよいのか不安という状況で来庁されますので、不安の軽減と状況整理を重視した対応を行っております。

聞き取りの結果を踏まえ、介護保険の申請が適切か、あるいは特定高齢者等住宅改修、軽度生活援助など高齢者福祉サービス、総合事業の利用、介護予防教室への参加など、どの支援につなげるのが最も適切かを判断し、必要な支援につなげているところです。

認定調査への困り事の反映につきましては、本人の状態を最もよく把握している家族や担当のケアマネジャーに認定調査へ立ち会っていただき、調査員が詳細に聞き取りを行う体制をとっております。

調査においては、74項目のチェックに加え、本人の状態が、より正確に伝わるよう、特記事項に生活状況や家族介護の負担、認知症による困難などを丁寧に記載し、介護認定審査会に提出しております。

調査時に、本人・家族より聞き取った困り事を地域包括支援センターにつなぐなどの対応も行っております。

また、現在は、認定区分変更申請時に理由書の添付をお願いしておりますけれども、新規申請においても理由書を添付していただく方向で検討を進めており、本人・家族の思いが、より明確に反映される仕組みづくりを進めております。

認定結果に不安を感じられた場合には、担当職員が結果の根拠や調査内容を丁寧に説明し、必要に応じて自宅訪問も行うなど、個別に寄り添った対応を行っております。

認定結果に納得がいかない場合には、審査請求や区分変更申請といった制度的な手続についても丁寧に案内し、住民の権利が適切に保障されるよう努めております。

今後も、町民の皆様が不安を抱えたままにならないよう、説明の分かりやすさの向上、相談体制の充実、生活実態のより丁寧な把握に継続して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 高齢者支援では、地域包括センターを中心に居宅介護支援事業所との連携を図り、定期的な会議や協議が行われると伺っています。支援困難ケースへの対応も迅速に図られており、ご利用者、ご家族、事業所、ケアマネジャーも安心できているとお聞きして

おります。

今後も事業所間との連携を図り、よりよいサービス提供へつなげていただきたいと思います。
では、次の質問にまいります。

認知症高齢者の把握状況と支援体制についてお伺いします。

近年、認知症高齢者が増加傾向にあり、在宅で生活をされている方が屋外を散歩され、自宅が分からなくなり、搜索願が出されるケースがあると聞いています。その中で、ご家族や地域の方から、散歩に出たまま帰れなくなった、道に迷うことが増えてきた、今後一人で外出させるのが心配だといった不安の声を耳にする機会も増えております。

全国では、認知症などが原因による行方不明者が、年間約1万8,000人に上り、死亡して発見された方は549名となっており、そのうち約77%が自宅から5キロ以内で発見されているとのことです。

認知症になっても、住み慣れた地域で安心し、暮らし続けるためには、ご本人だけでなく、ご家族や地域を支える仕組みづくりが重要であると考えています。

そこでお伺いします。本町では、徘徊が心配、行方不明になった場合はどうしたらよいかといった相談があった場合、どのような支援や対応を行っているのでしょうか。また、在宅で生活されている認知症高齢者の方が、散歩などで外出したまま自宅が分からなくなり、搜索願が出されるようなケースに対して、町としてどのような対策を講じているのかお伺いします。

さらに、実際に行方不明事案が発生した際に、警察や消防、地域包括支援センター、自治公民館などの関係機関とどのように連携して対応しているのでしょうか。

また、ご家族や地域の方が不安を感じた際、まずどこへ相談すればよいのかが分かることも大切だと思います。こうした相談があった場合の対策について、町民の皆さんへどのように周知を行っているのかについてお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 認知症高齢者の把握状況、支援体制について。近年、認知症高齢者が増加傾向にある。在宅で生活されている方で、屋外で散歩され、自宅が分からなくなり、搜索願等が出されるケースがあると聞いているが、町として相談があった場合の対策等はあるのかについてお答えいたします。

認知症の高齢者の把握につきましては、窓口での相談、民生委員の皆様からの情報提供、さらに毎週開催している認知症の方の家族のための相談所「縁がわ」などを通じて把握に努めております。しかし、介護認定を受けていない方や家族のみで不安を抱えている方など、地域全体の状況を十分に把握できていないのが現状です。

また、昨年度実施した介護予防日常生活圏域ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口の認知

度が31.7%と低い結果となっており、周知が大きな課題であると認識しております。

相談があった場合には、職員が訪問し、状態に応じて介護申請等の必要な支援を行っております。その後、家族の同意が得られた場合には、SOSネットワークとして、家族、町、ケアマネジャー、民生委員、警察など関係機関による緊急連絡網を作成し、地域の皆様方を含めて協力体制を構築しております。現在、4件が稼働中となっております。

さらに、昨年度から認知症高齢者等見守りシールを導入し、行方不明時に備えた取組を進めており、現在3件の交付を行っております。

また、行方不明になるおそれのある高齢者の靴などにGPS検索機能の付いた小型の端末を装着し、介護者がスマートフォン等で一人歩きを見守ることのできる徘徊見守り事業の導入も、地域支援事業において検討しておりましたが、今後、介護保険の福祉用具貸与の対象となる見込みであり、活用が期待されているところです。

当事者と家族の一体的支援としましては、毎月1回、「よかところ」という交流の場を開催して、活動を通じて悩みの共有や交流を図っております。現在6組の方が参加しており、自主的に連絡先を交換するなど好評をいただいております。今年度は認知症サポーター制度を活用し、家族の集いや認知症カフェの開催を予定しております。これらの場を第10期介護保険事業計画及び今後の町認知症施策推進計画の策定に向け、当事者・家族の声を伺う貴重な機会として継続してまいります。

本町には、認知症疾患医療センターである大悟病院があり、現在、認知症初期集中支援チームとして町や関係機関と連携し、認知症が疑われる方やその家族に対し、早期包括的、専門的な支援体制の構築に向けて協議を進めているところです。

認知症は早期受診が行われないことで悪化したり、適切な判断やケアが受けられず、進行するおそれがあります。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、早期段階からの支援を充実させていく考えです。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。私も、家族や地域の方より相談があった場合の対策を広めていきたいと思います。

では最後に、介護保険財源と持続可能な支援体制について伺います。

高齢化が進む中で、高齢者福祉を支えているのは制度だけではなく、日々現場でサービスを提供している介護事業所や介護従事者の皆さんの存在です。しかし、現在、介護現場では物価高騰や人材不足の影響が続いており、事業所の運営環境は年々厳しさを増していると伺っています。食材費や光熱費の高騰、人件費の上昇に加え、介護人材の確保も大きな課題となっています。

その一方で、高齢者人口は増加しており、介護サービスの必要性は、今後さらに高まっていくことが予想されます。

もし、介護事業所の運営が厳しくなり、サービスの縮小や人材不足が進めば、その影響を受けるのは高齢者本人であり、その家族でもあります。私は、高齢者福祉を考える上で、高齢者本人だけでなく、サービスを支える事業所や介護従事者を支えていく視点も重要ではないかと考えています。

そこでお伺いいたします。三股町では、現在、利用者サービス低下につながらないよう、介護事業所の経営状況や人材確保の状況について、どのように把握しているのでしょうか。

また、物価高騰や人材不足が続く中で、利用者サービスの低下を招かないために、今後どのような支援や連携を考えておられるのか。高齢者が安心し、暮らし続けるためには、介護サービスを提供する事業所が安定して運営できる環境づくりも欠かせません。そのような視点からも、ご答弁をお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 介護保険財源と持続可能な支援体制について。物価高騰や人材不足などにより、介護事業所の運営環境は厳しさを増している。その影響が利用者サービス低下につながらないよう、町として現状をどのように把握し、今後どのような支援や連携を考えているのか、町独自の特別補助支援金等の検討はされているのかについてお答えいたします。

現状につきましては、運営指導や運営推進会議等を通じて把握しているところです。これまで長年にわたり、本町の介護保険事業に貢献していただきました地域密着型通所介護事業所が、本年5月末をもって経営上の利用により廃止となりました。また、認知症対応型共同生活介護事業所からも、経営悪化により、家賃等の利用者負担を引き上げざるを得ないとの相談も受けたところです。

いずれの事業所も、介護人材不足に伴う賃金上昇が経営を圧迫している状況であり、このままでは利用者サービスの低下が懸念されているところです。

町独自の支援策としましては、今年度、国の重点支援地方交付金を活用し、介護保険施設等原油価格・物価高騰支援金を町内の介護サービス事業所に支給しました。特に今回は、介護人材不足の影響が深刻な訪問介護事業所に対して重点的な支援を行ったところです。

現在、往復の移動時間が長くかかる長田地区では、人材不足の影響もあり、訪問介護サービス提供事業所が確保しにくい状況があり、ガソリン代の補助や報酬の独自加算、また、低所得者を対象とした家賃・食費の補足給付である負担限度額認定が適用されない認知症対応型共同生活介護入所者への家賃等の補助など、持続可能なサービス提供体制の構築に向けた支援策について、第10期介護保険事業計画からの実施を目指し、高齢者福祉介護保険運営協議会で検討を進めて

いるところです。

今後、地域の介護サービスが安定的に継続できるよう、事業所の実情を丁寧に把握しながら、介護保険財源の健全性と持続可能な支援体制の確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 今後も、支援のほどをよろしくお願いします。

では、次の質問事項２、夜間における歩行者の安全対策、反射材の普及・活用についての質問に入ります。

近年、高齢化が進む中で、夜間における歩行者の交通事故が全国的な課題となっています。特に、高齢者の事故は発見の遅れが重大事故につながりやすく、あと少し早く気づいていれば防げたかもしれないと言われる事故も少なくありません。

私自身も、町民の皆さんから、夜道が怖い、暗い服装では見えにくい、高齢の親が心配だという声を伺っています。また実際に、夜間に車を運転していると、歩行者に直前まで気づかず、ヒヤッとする場面もあります。

そのような中で、比較的安価で、すぐに取り組むことができる対策の一つが、反射材の活用であり、反射材は小さなものですが、人の命を守る大きな効果が期待できます。しかし一方で、配布したけれど使われていない、持っているけれど身につけていないという課題もあるのではないのでしょうか。だからこそ私は、配ることではなく、身につけてもらうことまで考えた取組が必要であると考えます。

そこでお伺いします。夜間における歩行者事故の現状認識について、本町では夜間における歩行者事故の発生状況や傾向をどのように把握し、どのような課題があると認識しているのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えします。

初めに、夜間における歩行者事故の現状認識についてでございます。

本町におきましても、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故は、歩行者にとって極めてリスクの高い時間帯であると重く受け止めております。特に、日没が早まる季節や交通量の増える時間帯におきましては、ドライバーから歩行者が見えにくくなることによる重大事故の発生が危惧されるところであります。

次に、本町におけます令和７年の交通事故の発生状況につきましては、交通事故発生件数が５３件、うち夜間帯でございますが、こちらは午後６時から翌朝午前６時までの間でございます——における事故件数は９件、うち高齢者２件であります。

また、歩行者が関係する事故件数は3件であります。

町内の事故発生傾向といたしましては、通勤・通学の時間帯や夕暮れ時に事故が集中する傾向があり、夜間も同様の傾向にあります。今後とも、警察等関係機関と連携を密にしながら、事故の発生状況を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問にまいります。

反射材の普及・啓発の状況について、夜間事故防止には反射材の着用が有効であるとされております。現在、本町では、どのような普及活動や着用促進の取組を行っているのでしょうか。

また、その取組の成果や課題について、どのように認識しているのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えします。

本町における反射材の普及・啓発の取組についてでございますが、まず、反射材の配布につきましては、交通安全協会三股支部が実施する交通安全研修会におきまして、リストバンド型反射材を約100個配布しているほか、交通安全運動期間中の同支部女性部によるキャンペーンにおいて、タスキ型反射材を約50個配布しているところであります。

また、小学校の新1年生281人に対しましては、反射材付ランドセルカバーを配布し、登下校時の視認性向上を図っているところであります。

周知・啓発につきましては、広報みまたへの掲載や交通安全運動期間における広報車による周知を、それぞれ年3回程度実施しているところであります。

今後とも、これらの取組を継続しながら、効果的な啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問にまいります。

高齢者、児童生徒等への配布強化について、反射材は配ることではなく、実際に身につけてもらうことが重要であります。特に、交通事故のリスクが高い高齢者や、登下校時の児童生徒、または通勤・通学者などを対象に、反射材の配布や交通安全啓発をさらに強化する考えはないのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、反射材は配布することにとどまらず、実際に身につけていただくことが、自己防止の観点から重要であると認識しているところであります。

現在、本町では、交通安全協会三股支部や学校と連携しながら、反射材の配布及び啓発を実施しているところでございます。

高齢者や中学生なども含めた対象者の拡大、配布強化につきましては、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

誰もが自然と反射材を身につけている町を目指し、より具体的で踏み込んだ施策を検討し、安心して暮らせる地域交通安全の環境づくりに邁進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 児童・生徒への反射材の配布や交通安全啓発の強化についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、反射材は、配布するだけではなく、児童・生徒が日頃から意識して実際に身につけることが極めて重要であると認識しております。

本町では、先ほどもありましたが、交通安全協会から小学校1年生を対象に寄贈された反射材付ランドセルカバーの装着や、中学生は、反射材の標準装備されている通学用カバンを学校指定とすることで交通事故防止に努めております。

また、中学校の自転車通学生には、J A共済より寄贈のあった自転車のタイヤフレームに取り付ける反射材を配布し、取付けの指導を行っているところでございます。

県内には、反射材付タスキを通学時に使用している学校もございますので、効果等について情報収集してまいりたいと考えております。

引き続き、関係機関と連携しながら、児童・生徒の交通安全指揮の向上と交通事故防止に向けた取組を推進してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 子供たちとかの反射材は分かるんですけど、一般の方への反射材の配布というのはないんでしょうか、お聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

一般の方への反射材の配布のことについてでございますが、先ほど、②のご質問でお答えしましたとおり、交通安全研修会において、リストバンド型の反射材を配布したり、また、交通安全期間中の同支部女性部によるキャンペーンにおいて、タスキ型反射材を配布しているところであります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 一般の方への夜間の反射材の活用するようの啓発を今後よろしく願います。

では、次の質問にまいります。

身につけたくなる工夫について。反射材は効果が高い一方で、持っていても使わないという課題もあるのではないのでしょうか。そのため、ランドセルやバッグに取り付けやすいもの、杖や靴などに装着できるもの、デザイン性の高いものなど、日常生活の中で自然に身につけられる工夫が必要だと考えます。

また、地域ぐるみで着用を促す取組も有効ではないかと思いますが、町としてどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、反射材を配布しても活用されないという課題は、本町においても認識しているところでございます。

近年では、デザイン性に優れた反射材やランドセル、バッグ、靴等に装着しやすい形状の製品も普及しており、日常的に携帯、着用しやすい工夫がなされているところでございます。

こうした製品の活用や、地域ぐるみで着用を促す機運の醸成につきましては、交通安全啓発を、より効果的に進める上で、重要な視点であると考えており、交通安全協会等の関係機関と情報を共有しながら、今後の取組の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） ５番、６番に関しては、今、回答いただいたので、もう撤回させていただきたいと思います。

最後に申し上げます。本日は、高齢者福祉の充実と持続可能な支援体制について、そして、夜間における歩行者の安全対策について質問させていただきました。一見すると別々のテーマに見えますが、私の中では、共通する思いがあります。それは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続ける三股町であってほしいということです。

高齢化が進む中で、認知症や介護の問題、独居高齢者の増加、家族介護の負担など、これまで以上に地域で支え合う仕組みが求められています。

また、夜間の交通事故対策についても、事故が起きてからではなく、事故を未然に防ぐ取組が重要であります。

高齢者福祉も交通安全も何かが起きてから対応するのではなく、何も起きないように備えるこ

とが大切ではないでしょうか。そのために、行政だけではなく、地域の皆様、民生委員の皆様、福祉関係者様の皆様、学校や警察、そして町民一人一人の力が必要です。

今回、反射材について質問する中で、町民の方から、犬の散歩のときにごみ袋を持って歩くのと同じように、反射材を身につけることが当たり前になってほしいというお話を伺いました。私はこの言葉がとても印象に残っています。安心・安全なまちづくりは行政の取組だけで実現できるものではありません。周りの人が声をかけ合い、気かけ合い、一人一人が少しずつ意識を持つことが、大きな事故や不安を防ぐことにつながるのではないのでしょうか。

私は、今回の質問を通じて、制度があることに安心するのではなく、その制度が本当に必要な方へ届いているのか、事業を実施することに満足するのではなく、本当に効果が出ているのか、そうした視点を大切にしながら、これからも町民の皆様の声を届けてまいりたいと思います。

私が目指したいのは、子供から高齢者まで誰もが安心して暮らし、生きがいを持てる三股町です。その実現のために、これからも現場の声に耳を傾け、一つ一つの課題に向き合ってまいります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員、⑥は答弁要らんとね。

○議員（2番 中原 美穂君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 要らないね。

○議員（2番 中原 美穂君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、中原議員の一般質問を終了いたします。

○議長（指宿 秋廣君） これより、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時47分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を、質問、答弁を合わせて50分以内とすることをお願いいたします。

50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いします。

また、本定例会におけるマスクの着用につきましては、個人それぞれの判断に委ねることになります。

発言順位7番、田中議員。

〔５番 田中 光子君 登壇〕

○議員（５番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位 7 番、田中光子です。通告に従って行ってまいります。

質問事項 1、投票率向上の対策についてです。

選挙権年齢の引下げにより、高校生を含む若い世代が有権者として政治に参加することが求められていますが、その一方で、依然として若年層の投票率は低く、とりわけ政治を自分事として捉えにくい現状があると感じています。投票率向上には、期日前投票や共通投票場など、投票しやすい環境整備と、主権者教育、SNS 発信など、参加意欲を高める働きかけをセットで行うことが効果的です。特に、若年層には、学校、大学での継続的な主権者教育と、キャンパス投票所、オンライン情報提供の組合せが有効とされています。社会情勢の変化だけでなく、人口動態、財政状況や選挙制度の改正への対応、投票所のバリアフリーなどの問題など、様々な課題も生じています。

そこで、質問要旨①近年の町政選挙における投票率の推移をどう分析しているか。特に若年層の動向について、町長の見解をお聞かせください。

あとは、質問席にて行ってまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 若年層の投票率の動向について、町長の見解をお尋ねですので、次のとおり回答いたします。

若年層の投票率につきましては、全国的には低下傾向にあり、本町に含めましても大きな課題の一つであると認識しております。選挙は、住民の皆様の意思を政治や行政に反映させる民主主義の根幹であり、特に、これからの地域社会を担う若い世代が政治やまちづくりに関心を持ち、主体的に参加することは大変重要であるというふうに認識しております。

そのため、行政としては、主権者教育の充実や選挙制度への理解を深める啓発活動、SNS などを活用した情報発信など、若い世代に届く取組が必要であるというふうに考えております。

また、地域活動や学校教育の中で、まちづくりや地域課題に触れる機会を増やし、自分たちの地域を自分たちでつくるという意識を育んでいくことも重要であります。今後も、選挙管理委員会をはじめ、関係機関と連携しながら、若年層の政治参加と投票率向上に向けた環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、回答といたします。

なお、近年の町政選挙における投票率の推移の分析については、地方選挙管理委員会の事務局長である総務課長が回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 近年の町政選挙における投票率の推移をどう分析しているのかについてお答えいたします。

最近の投票率についてでございますが、議員提供資料にもございますとおり、昨年7月の参議院選挙の投票率である55.76%は、平成22年以降の22回の選挙で一番高くなっております。また、町政選挙に限りますと、直近の令和4年の町長、町議選挙が50.45%となっており、これは平成27年、平成31年の町議選の投票率が49.69%、41.82%であることから増加しました。

また、10代から40代の年代別で投票率を見ましても、昨年7月の参議院選挙は、10代が31.8%、20代が37.6%、30代が49.6%、40代が51.0%と、過去10年の中で一番高い投票率となりました。

町政選挙に限りますと、令和4年度の町長、町議選挙では、昨年度の選挙と比較しますと、投票率は少し下がりますが、平成31年の町議選と比較しますと、大幅に投票率が上がっています。

このようなことから、本町の投票率は決して減少傾向ではないと考えております。国政選挙に対して町政選挙の投票率が低い理由については、明確ではございませんが、国政選挙はテレビや新聞で大々的に連日報道され、目や耳にする機会が多いということもあると考えておりますので、今後も広い世代に情報が届くように、様々な媒体を活用して、選挙啓発活動を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今、言われたように、確かに地域の課題に触れるということは大変に重要なことだと思います。全国では実際の選挙に合わせて学校で模擬選挙を実施し、生徒が候補者や生徒の公約を比較しながら投票行動を体験することで、政治への関心や主権者意識が高まったという報告も出ております。こうした体験型の主権者教育は、教室での知識学習だけでは得にくい、政治に参加してもよい、自分の1票に意味があるという感覚を育てる上で有効だと考えます。

また、若者の情報収集の多くが、先ほど言われたようにSNSを通じて行われている現状を踏まえると、選挙の争点や候補者の訴え、有権者の声を分かりやすく見える化していくことも重要です。ほかの地域では、選挙期間中のSNS上の話題や関心の高い政策分野を分析し、グラフやダッシュボードの形で可視化する取組も始まっています。こうした工夫は、若い世代にとって選挙を身近に感じてもらう一つの手がかりになると考えます。

資料1と2をご覧ください。

三股町でも同様で若年層の投票率が20%台です。

そこで、質問要旨②若者の政治参加を促すため、教育現場での模擬選挙やSNSを活用した選挙の見える化にどう取り組んでいくのか、お聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 若者の政治参加を促すため、教育現場での模擬選挙やSNSを活用した選挙の見える化にどう取り組んでいくのかについてお答えいたします。

昨年7月には、櫻美学園からの依頼を受けまして、選挙管理委員会都城北諸県支会が出前授業を行っております。高校3年生227名を対象に選挙についての基本的な情報から、政治と私たちの関係、投票率の現状などを都城市選挙管理委員会の職員に話をさせていただきました。

また、櫻美学園が毎年行っております生徒会長選挙では、本町の投票箱、記載台を使って実施しており、学校側が工夫しながら主権者教育を実施していただいております。

小中学校の授業は、カリキュラムの都合もあり、選挙の時間を取ることが簡単ではないと思いますが、依頼があれば出前授業を行うことも可能でありますので、教育委員会にも再度ご案内をさせていただきます。

SNSにつきましても、積極的に活用して広い世代に情報を届けていけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 櫻美学園で出前授業をされたということで、これからそうやって小中学校も若い頃から関わってもらおうと関心も高まってくると思います。選挙の見える化として、町の公式ウェブサイトやSNS等を活用し、選挙の争点や投票率の推移、若者の意見や関心分野などを分かりやすく発信していただくことはできるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 分かりやすく発信できるのかというご質問だと思いますが、これまでもSNS等を活用して情報発信をしておりますので、さらに分かりやすい内容での情報発信に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 投票率の低下、とりわけ若い世代の投票率の低さ、全国共通のこれは課題となっています。一方で、選挙に行った有権者が投票後に受け取る投票済み証明書などを商店街や飲食店、サービス業の店舗で提示すると、割引やサービスなどの特典が受けられる、いわゆるセンキョ割の取組が各地で広がりを見せています。

3月議会でも、中原議員が提案されたと思いますが、このセンキョ割は特定の候補者や政党の支援ではなく、投票に行ったことそのものを応援する仕組みとして位置づけられており、地域の商工会や企業が協力することで投票参加のきっかけづくりと地域経済の活性化の両方につながる可能性があるという指摘されています。

そこで、質問要旨③町内の経済活性化も兼ねて投票済み証の提示でサービスが受けられるセンキョ割を町内の商工会と連携して実施できないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 町内の経済活性化も兼ねて投票済み証の提示でサービスが受けられるセンキョ割を町内の商店会と連携して実施できないかについてお答えいたします。

来所証明を提示すると受けられるサービスは、全国的に実施されていることを確認しております。隣町であります都城市でも過去にイオンモールや焼肉なべしまが実施しています。このようなサービスは、全て事業所において独自に実施していただいております、都城市選挙管理委員会が呼びかけたものではございません。選挙管理委員会が商工会やお店と連携したり、呼びかけを行うことは、特定の政党や候補者などと結びつきのある団体や企業等もあることから、選挙の公平性を欠くおそれがあるため困難であります。

ただし、有権者が政治や選挙に関心を持っていただくきっかけづくりとして、商工会などが自主的に実施することは可能であります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、全国でそのセンキョ割が活用されているのは、全て商工会からの発信でやられているということですか。選挙管理委員会の発信ではないということですね。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

先ほどの答弁で、都城市選挙管理委員会ということで申しました。確認が取れているのは、都城市の状況についてでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、無理ということではないということで認識しました。

近年、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進が進められ、国も企業も仕事と生活の調和を重視する方向へとかじを切っています。その中で仕事と地域参加、そして選挙への参加も含まれているはずですが、実際に仕事が忙しくて投票に行けなかった、または、職場の雰囲気的に抜けにくいといった声が特に現役世代から聞かれます。

一方で、国の障害者白書などでも、誰もが参加しやすい社会づくりの中で柔軟な働き方や時間の柔軟な運用が重要であることが指摘されており、自治体と企業が連携して従業員が安心して投票に行ける環境を整えることは、民主主義の基盤を支える上でも大切な視点だと考えます。例えば、投票日の始業時刻や終業時刻の調整、フレックスタイム制や時間単位年休の活用による投票時間の確保、社内掲示板や社内メール等による投票の呼びかけなど、企業側のちょっとした配慮や工夫によって現役世代が投票しやすくなる余地は、まだ多く残されているのではないのでしょうか。先ほどの資料1で分かるように、30代で31.93%、40代で42.5%となっており、働き盛りの投票率はかなり低いです。

そこで、質問要旨④ワーク・ライフ・バランスの一環として、町内企業に対して従業員が投票しやすい環境づくりの啓発や協力要請をどのように進めているのかお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会で答えるの。町長にも申告されているから、行政で答えてもいいんだよ。選挙管理委員会書記長だけで答えるわけではないでしょ。選挙管理委員会の委員長もだけど、町長にも通告されているわけだから、行政としても答えないといかんわ。選挙管理委員会で答えていいよ。答えていいけど、行政としてもどうですというのは付け加えて。いいですか。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） ワーク・ライフ・バランスの一環として、町内企業に対し、従業員が投票しやすい環境づくり、投票時間の確保などの啓発や協力要請をどのように進めているかについてお答えします。

町内に限らず、各企業においては様々な働き方があり、投票に来ることができる時間帯も人によって違います。そのため、期日前投票と選挙当日の間には、平日、土曜日、日曜日が含まれており、期日前投票所は朝8時30分から夜8時まで開設しており、いずれかの日、また時間帯でも来場いただけるようにしております。

また、期日前投票の期間にくいまーを無料にすることで、ご自分で移動が難しい方に対しても来ていただける環境を整備いたしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 町部局としてもそれでいいのね。選挙管理委員会と町長は別だからね。

田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かにくいまーは無料で送迎していただいているんですけども、それが一点難点がありまして、くいまーがバス停は期日前投票所、文化会館の裏に止まるんですね。そこから会場まで歩くというのは高齢者にとってかなりの負担です。なので、前回からずっと言っているんですけども、せめてそのときだけでも、期日前のその玄関前でくいまー

るをバス停として認定してもらえないかというのは以前からの要望でした。それはそれとおいて、本町としてワーク・ライフ・バランスの一環として投票しやすい職場づくりをどのように位置づけているのか。公務員である町職員の投票環境の整備については、どのように今、取り組んでいらっしゃるのか教えていただければ。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 職員への投票環境についてということでお答えいたします。

現在、投票をするためにワーク・ライフ・バランスの一環としての取組等は行っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 現在、共働き世帯の増加や長時間労働などにより、仕事や家事、育児で忙しく、投票所に足を運ぶ時間が取りにくいようです。その一方で、買物や送迎など、日常的に利用している大規模店舗には、平日、休日を問わず多くの町民が集まっています。全国では、イオンモールなど大規模商店施設の一角に期日前投票所を設け、買物のついでに投票ができるようにする取組が広がっています。投票所の利便性が向上し、投票率の押し上げにもつながっているとされています。

資料3をご覧ください。

これは、都城市の移動期日前投票所の事例です。私の実家も西岳なので助かっています。投票所の統廃合により影響を受けている高齢者や移動手段を持たない有権者に対して投票の便宜を図るため、市の公用車を投票所とみなし、車内で投票できるものです。3日間で2地区8か所において開催しています。

資料4をご覧ください。

これは、鹿児島県川内市でも投票率の低下が懸念されていることから、廃止された投票所を主に移動期日前投票所として開設し、交通手段のない高齢者の投票機会の確保に努めているようです。利用者は338名となっています。

また、路線バス車両を活用して病院や自動車学校など巡回する移動式期日前投票所を運行し、住民の投票機会の確保を図っている自治体もあります。

本町においても、こうした事例を参考にしながら、より多くの現役世代について、隙間時間で投票できる環境づくりを進めていく必要があると考えます。

では、質問要旨⑤に入ります。投票所の利便性向上のため、移動期日前投票車の導入を検討できないか。その中で㊦現役世代が日常的に利用する商業施設等において、数時間単位で滞在する移動期日前投票所を設置できないのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 現役世代が日常的に利用する商業施設等に数時間単位で滞在する移動期日前投票所を設置できないかについてお答えいたします。

現在、県内で移動式投票を実施している自治体は、都城市と日之影町の2自治体と認識しております。移動式投票が広がらない理由としましては、メリットに対してデメリットが多いという点がございます。基本的に小さくても投票所として開設する以上、記載台、投票箱を設置し、投票管理者1名、職務代理者1名、投票管理人2名、事務従事者2名以上が必要になります。

次に、移動投票所は、ネットワーク構築が難しいため、システムが利用できず、来場者があるたびに電話で名簿照会を行う必要があります。また、ワゴンで実施する場合は、悪天候の場合の対応にも課題があります。

また、移動式投票所は、基本的に投票所がない地域を回るという運用が多く、都城市でも西岳地区や高城の奥地での開設となっております。日之影町では、昨年度に初めて実施されましたが、これは投票者が減った投票所を1つ閉鎖する代わりに、移動式投票所で3時間滞在するというものでございました。

つきましては、本町では、期日前投票所として植木と勝岡に出張所を2か所開設しているほか、投票所についても町内各地域に開設できているという現状から、現時点では移動投票所の実施は考えておりません。本町では、町内の様々な場所から投票所に来ることができるように、くいまーを1週間無料にしているため、こちらの周知を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） デメリットが多くて開設はできないということだったんですけれども、せめて投票率を1%でも上げる努力をしていただきたいと思います。全国で有権者の約35%が期日前投票を選択しています。

では、資料1をご覧くださいと、9地区投票所が低いんですけれども、9地区投票所は私が住んでいる地域なんですけれども、43.82%、それと今市地区の41.2%となっています。

それでは、次の質問の④に入ります。投票率に課題のある植木・今市地区をモデル地区として試験導入し、その効果を検証してはどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

本町では、期日前投票所としまして、植木と勝岡に出張所を2か所開設しているほか、投票所についても町内各地域に開設できているという現状から、現時点では、移動投票所の実施は考えておりません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、町長にお聞きします。有権者が身近な場所で気軽に投票できる環境を整えるため、大型店のダイレックスとかトライアルとかタイヨー、ながやまなどは駐車場が広く、くいまーるバスの停留所があるなど利便性が高いです。訪れる町民も多いので当日投票所、または期日前投票所を開設できれば、投票率の向上が期待できる上、生活動線上で投票できるようにすると、実際に利用者が増え、全体の投票率も押し上げる効果があるのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 期日前投票関係、朝8時半から夜8時まで、そしてまた土日を挟んだところでの投票所を開設しております。そういう意味合いでは十分、投票行動できる環境づくりができていないかなというふうに思います。

そしてまた、都城市、薩摩川内市見てみましたら、都城市よりも大きいんですね、薩摩川内市。面積が広くて、非常に投票するのに不都合といいますか、非常に厳しい環境のところ。そういうところは、移動式というのは必要でしょうけども、本町の場合は非常にコンパクトな町で、それぞれ投票所がございますので、あとは町民がいかに意識を持って投票行動するか、そこにかかっているのではないかなと思います。そういう意味合いでは、そういう投票所をあちこちに設けるのは、私は必要ないと思います。今の現状で、しっかりと町民に投票すること、そういう意識づけをすることが大事だというふうに思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 残念なことに必要ないということで回答いただきましたが、では、どうやってこの投票率を上げていくか、そこに重点を置いて、一つでも可能性があれば取り組むべきだと考えます。住民のせいにするのではなく、住民の意識行動をどうやって上げていくか、私たちみんなで取り組んでいく必要があると考えます。

高齢化や公共施設の減少により、投票所までの移動が難しい有権者が増えている現状はあります。他自治体で導入が進む移動式期日前投票所の本町での導入の検討を進めていただきたいと私は考えます。

投票率を上げる方法は、大きく分けて2つ。1点目が投票をしやすくする、2点目が投票したくなる気持ちを高める工夫だと思います。投票に行くこと自体のハードルを下げるのが大切なので、検討をよろしくお願い申し上げます。

それでは次の質問に移ります。

次の質問事項２の带状疱疹ワクチン接種についてです。

带状疱疹は、過去に水ぼうそうにかかったときに体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って典型的には体の左右どちらかに、帯状に、時に痛みを伴う水膨れが出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治まった後も痛みが残る带状疱疹後神経痛があり、日常生活に支障を来すこともあります。

带状疱疹ワクチンは、令和７年４月より予防接種法に基づくＢ類疾病として国家レベルでの定期接種化がスタートしました。これにより、本町においても対象となる高齢者への公費助成が法的に位置づけられ、町民の疾病予防と健康維持に向けた大きな前進となったと思います。

そこで、質問要旨①に入ります。带状疱疹ワクチン定期接種の実施状況と打ち漏らし防止についてお聞きします。

まず、㊦どれぐらいの人が接種されたのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） どれぐらいの人が接種されたかのご質問についてお答えいたします。

ワクチンの種類は、乾燥弱毒性水痘ワクチンと、乾燥組換え带状疱疹ワクチンの２種類があり、接種方法、接種回数、予防効果が異なります。令和７年度の対象者は、年度内に６５歳から１００歳までの５歳刻みの年齢に到達する人、令和７年度に限り１００歳以上の対象ということで、計１,５５５名でした。そのうち、令和７年度の接種人数は、生水痘ワクチンが１８３人、組換え带状疱疹ワクチンの第１回が２６２人、第２回が２４９人でした。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 組換えの人数が違うということは、１回しか接種していない人がいらっしゃるということなんですね。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） 期間がありますので、今後また接種がされるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） ㊦に入ります。通知はいつ発送されたのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） 通知がいつ発送したかのご質問についてお答えいたします。

带状疱疹ワクチンの接種案内の時期をお答えいたします。令和７年４月１日より、带状疱疹ワ

クチンはB類疾病の定期接種となりました。そのため、対象者には、同年4月1日より順次、接種券済み証はがきを送付いたしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 令和7年度からの定期接種化以降に伴い、本町における対象者の接種率や、生ワクチン、組換えワクチン、それぞれの選択傾向及び窓口寄せられた町民からの声は、分かる範囲で教えていただければありがたいのですが。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） 現在のところ、そういった声を直接お聞きしたことはないのですが、接種された後の被害状況というか、そういったところについても、今のところは確認できておりません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 定期接種の機会が生涯に一度の節目の年齢ですね。ある点について、対象者への周知徹底がどのように行われているのか。ある方は65歳で受けなくても70歳で受けられるという勘違いをされている方もいらっしゃいました。生涯に一度の定期接種であることをご存じなかったようです。

さっき言われたように、組換えワクチンも1回で、2回目は自腹ということになりますよね。だから早い時期に受けないと、それは次の定期接種の支援2回目の金額が、支援が受けられないということになります。接種の打ち漏らしを防ぐ観点から、未接種者に対し再通知や個別の勧奨は実施されたのか。

そこで、質問要旨⑦に入ります。再通知はされたのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） 再通知はしたのかのご質問についてお答えいたします。

個別に再通知はいたしていませんが、周知を図るため、令和7年10月号の回覧に掲載してお知らせしております。また、町ホームページにも同内容を掲載し、周知を行っているところでございます。

再通知の実施をしていない根拠につきましては、国の定期接種要領第10項の4にB類疾病の定期接種について市町村による接種の勧奨や本人に接種を受ける努力義務がないことから、自らの意思で接種を希望していることを確認の上、対象者へ接種を行うとなっており、また、予防接種法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨とならないよう特に留意することと規定されております。そのため、広報回覧による周知、医療機関でのポスター掲示、令和7年4月と令和7年12月に

行っております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 積極的には通知をしないということで、先ほど申しましたように勘違いされている方が多いんですよね。次、７０歳で受ければいいのか、７５歳で受ければいいのか、そういう勘違いも、はがき１枚ではなかなか伝わらないので、さっき申しましたように再度になりますけれども、２回接種しないといけないのに期限が切れて、あとは自腹になると多分かなりの金額になる、組換えは４万なので、１回の接種２万ぐらいになると思います。なので、かなりの負担になるので、その辺は再通知していただけるよう要望します。地域のサロンや寄り合いで、带状疱疹の強さとワクチンの効果を草の根で伝えてもらう研修を実施するなど、努力する必要があるのではないのでしょうか。

それでは、質問の要旨⑤に入ります。接種目標はどれぐらいに設定されているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） 接種目標はどれぐらいに設定したのかのご質問についてお答えいたします。

B類疾病の定期接種は、市町村による接種の勧奨や本人の接種を受ける努力義務はないことから、接種目標は設定しておりません。令和７年度につきましては、他の予防接種を参考に接種見込みを２０％と想定し、予算化しております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 定期接種化に当たり、町として次は２０％といった具体的な接種目標を掲げて、達成状況を町民に公表しながら、地域一体となって健康づくりに取り組む姿勢を示すべきと考えます。

国の定期接種は、原則６５歳が対象であり、生涯に一度しかその機会がありません。一方で、医学的に带状疱疹発症リスクが急増し始めるのは５０歳代からと言われており、現行の国の制度では、働き盛りであり、子育てや介護など負担の大きい５０歳から６４歳までの層が、完全に制度のはざまに取り残されている現状があります。

既に全国の先進自治体では、国の定期接種化に向けて、むしろ手薄になった５０歳から６４歳への独自助成にかじを切る動きが見られます。そこで国が定期接種化された今だからこそ、町として一步を踏み込んだ独自の支援策を展開すべきと考え、質問要旨②に入ります。定期接種の対象外となっている５０歳以上の世代への独自助成はできないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） 定期接種の対象外となっている50歳以上の世代への町独自助成はできないかというご質問に対してお答えいたします。

带状疱疹ワクチンは、個人の健康を守る目的で位置づけられているので、ワクチンでA類疾病のように国が広く接種を促すタイプのものではありません。そのため、市町村の関与も比較的限定的な制度となっております。

ご質問の50歳以上の世代への町単独助成についてですが、国の定める一部の高リスク者、60から64歳で特定の免疫機能障がいがある方を除き、50歳以上の方への带状疱疹ワクチン接種は宮崎県の補助金の対象外となっております。

そのため、町が独自に助成制度を設ける場合には、費用を全て町の一般財源で負担する必要があると思います。対象者が多いことから制度を創設した場合、財政負担は一定の規模となり、慎重な検討が必要と考えております。

また、同じ医療圏である都城市では、50歳以上への独自助成は行っておりません。町が独自に進めることで、町民や医療機関に混乱が生じる可能性もございます。

こうした状況を踏まえますと、現時点では町独自の助成制度を直ちに導入することは難しいと考えておりますが、今後、県内他自治体の動向を注視しながら、必要に応じて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、50歳以上世代への助成をするとしたら幾らぐらいかかるか分かれば教えていただきませんか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） 事前の資料はございませんが、令和8年5月1日現在の人口で算出したところ、50歳、55歳、60歳の助成を行う場合には、527万8,000円ほどかかるようでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 50歳から64歳までの全住民に一斉に助成すれば巨額の予算が必要ですが、今言われたように、5歳刻みを対象に限定的に、段階的に実施すれば、年間の予算は約527万円に抑えられるということですね。この金額は重症化して医療費や介護給付費が増大した場合の町の負担を考えれば、十分に数年で元が取れる費用対効果の高い投資といえます。三股町としても働き盛り、子育てや親の介護を担う多忙な50歳から64歳世代を病気から守るため、全額とはいわずとも、例えば1回につき5,000円、1万円といった一部助成から

でも始めるべきではないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（下西 志浩君） 先ほど答弁でも申しましたとおり、対象者がやはり多いことから制度を創設した場合は、財政の負担が一定の規模となりますので、慎重な検討が必要ということになります。

また、先ほど言いましたように、都城市が現在行っておりませんので、同じ医療圏域である三股町と差が生じることで、町民への混乱が生じる可能性もありますので、今後、他自治体の動向を注視しながら、必要に応じて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、町長にお聞きします。带状疱疹で入院したり、長期間通院したり、国保の医療負担は1人当たり数十万円に上ることもあります。約527万円という予算は僅か数十人の重症化を防ぐだけで、財政的にプラスに転じる計算です。財政が厳しいからできないのではなく、将来の財政が厳しくなるのを防ぐために、今、約527万円を投資するという逆転の発想が必要です。ただの消費的な経費でなく、将来の国保、介護財源のパンクを防ぐためのリターン確実な投資として、予算措置を講じるべきではないかと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま言われている、この527万8,200円というのは、生ワクチンの令和7年度の接種率が11.8%、そして不活性化ワクチンの1回目が16.8%、これを基準にしながら対象人数を把握して、そして、527万8,200円というのを上げていますが、これが上がれば、もっと1,000万円近い事業費になるかもしれません。

ただ、本町の場合は、今、提案されている事業、定期接種以外の事業ですから、新規事業に当たるわけです。その新規事業の場合は、役場内に設置しております事務事業評価幹事会というのがございまして、そこで協議することになっております。そして、その協議の中での評価項目として、必要性、重要性、優先性、緊急性、継続性、費用対効果などの観点から検討いたしまして、事業を採択するか、そしていつからやるか、そういうふうな判定をすることとしております。

町長としては、トップとしては、その結果を踏まえて判断するということになりますので、今、現段階において判断をすることは、ちょっと留保させていただきたいというふうに考えます。判断ができないということですね。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 宮崎県内でも、三股町は若く活力がある我が町だからこそ、国が

カバーし切れない現役世代の町独自に守る姿勢を示すことは、進み続けたい町としての強力なメッセージになります。約527万円の投資で町民の健康寿命を伸ばし、将来の巨額な医療、介護費を未然に防ぐ、この極めてコストパフォーマンスの高いかつ現実的な政策について、町長の前向きな英断を強く求め、終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 50分を超えそうですので、これで一回中断をいたします。残りの質問時間については、最後の質問者が終わった後に続きをしてもらうということにしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内にすることをお願いいたします。

また、50分を超えた残りの質問分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いをします。

発言順位8番、堀内義郎議員。

〔9番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（9番 堀内 義郎君） 発言順位8番、堀内義郎です。今回通告している一般質問は、選挙について、小学校の教室について、住民税滞納についてになりますので、よろしくお願いします。

最初に選挙についてになりますけども、現在、本町における国政選挙や地方選挙において、有権者が指定された投票所にて、投票用紙に候補者の名前を書いて投票しますが、その結果、投開票において幾つかの無効票が発生しています。今年2月に行われた衆議院選挙においても、結構な無効票があったと思います。せっかく投票場まで足を運び投票したのに無効となるのは、致し方なくも残念であります。今後、高齢化が進むにつれ無効票がさらに増えて、これによって選挙の結果が左右される懸念が出てくるかもしれません。現在の投票方法では、民主主義の根本である選挙制度が揺らぎかねないかもしれませんが、このようにならないように取り組めないかと思っております。

このほど、新富町において、町議会補欠選挙で電子投票の導入とありました。選挙管理委員会では、条例制定後、投票体験などの周知を図ってきたということでもあります。結果、無効票の減少や開票事務効率化が図れると言われております。

本町は、前回の選挙により選挙経費の削減や投開票の負担軽減を図るため、町長選挙と町議会選挙を同時に実施しております。今回8月にも選挙日程が組まれ予定されていますが、今年初め、議会報告会の一環として、町民の自治公民館の皆さんと一緒に語らみろかいを開催いたしました。その中で出た意見として、選挙のある年は、館長を含め役員の成り手がなかなかいないということでありました。理由として投票所の立会いが負担であるということでもありますけども、時代の流れもありまして、電子投票によって、さらに投票所や開票作業や事務の効率化が図れるのではないかと思います。そこで伺います。

開票での負担軽減についてになりますけども、開票において無効票はどのように判断されているのかお聞きします。

後の質問は質問席にて行いますので、よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 議員の皆様をお願いします。通告された者の最初の問題については、登壇して答弁するようになっておりますが、本日、選挙管理委員長は来ていらっしゃいません。便宜的に今、休憩して出席を求めるという手もあるのですけれども、あえて本日は例外的に書記長に答弁させてよろしいでしょうかね。

議会事務局も登壇するというのを踏まえた上で、1、2番を入れ替えるとか、何らかの対応をお願いします。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 選挙管理委員会書記長として答弁をいたします。

1、開票での負担軽減について、開票において無効票はどのように判断されているのかとの質問についてお答えします。

選挙が執行されますと、そのたびに県選挙管理委員会によりまして、その選挙で考えられる疑問票についての有効、無効等の判断を指示されるため、町はそれに従って判断をしております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたけども、例えば国政選挙において、小選挙区、比例代表とありまして、中には疑問票というのが出てくるかと思います。例えば、用紙の取り違い、小選挙区、比例代表に別の名前を書いたり、また投票用紙に無効として白票でなく何と書いてあるのかも分からないということでありまして、判別できない疑問票ですね。それを疑問票については、開票立会人や開票管理者が最終判断になるかと思うんですけども、次の質問に入りたいと思いますが、この無効票を減らす取組はなされているのかどうかをお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 無効票を減らす取組はされているのかとの質問につい

てお答えいたします。

基本的に氏名掲示に記載されております名称や政党名をそのまま書き写せば間違いがないのですが、予想外の記載や余計な文字を書いてしまう方が少なからずいらっしゃいます。

そのため、選挙管理委員会としましては、投票用紙交付時に候補者の氏名などを書いてくださいなどの声かけをするほか、記載台にそのような注意書きを貼っております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 答弁がありましたように、声かけとか投票記載台の前に候補者名、政党名などが書いてあるのですが、中には有権者が緊張して自分が何を書いてしまったのか、あるいは目が見えなくなった、そういった具合で自分が何を書いてしまったのかも分からない場合があるかと思います。

こういったことをなくすために、次の質問に入っていきたいと思いますが、電子投票のほうになりますけれども、新富町で電子投票が行われたということでありましたが、新富町の電子投票について、本町として検証されたかどうかお聞きします。従来の選挙と比較して、予算についてはどう思われるのかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 従来の選挙と比較して予算についてはどう思われるかとの質問についてお答えいたします。

３月２日に新富町議会議員補欠選挙の電子投票を現地で担当職員が視察いたしました。とても便利である反面、まだまだ課題も多いというのが実感でございます。

まず、予算につきましては、電子投票を実施するために必要な経費が１，１５３万円、そのうち交付税措置は５００万円でございます。ちなみに全体としましては、これまでと比較して予算が２倍になったとのことで、電子投票を導入するには非常に費用がかかった状況でございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） どちらかというと、人件費が投票に関わる経費として大きいかと思えますけれども、電子投票によって経費が増えたということで見込んでいるところでよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

電子投票を実施するための費用は増えたということでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 次の質問になりますけども、それでは、投開票に関わる職員数や開票作業に関わる時間については、どう考えられるかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 投開票に関わる職員数や開票作業に関わる時間についてはどうかとの質問にお答えいたします。

投開票に携わる職員でございますが、開票は職員１２名で実施をし、２２分で終了しており、開票作業につきましては相当な軽減策となります。併せて投票したい候補者の名前を押すだけで、疑問票が発生しないというメリットもございました。

逆に、投票所では１か所につき最大５名を増員したということでもございました。投票者にとっても初めてのタブレット操作になるため、記載台ごとにサポート職員をつける必要があり、導入以前より職員数が増えたという状況でもございました。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 職員数が増えたということでもありますけども、開票作業についてはもう一度どうだったのか。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

開票は職員１２名で実施し、２２分で終了したということでもございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたけども、いろいろ電子投票についてはメリット、デメリットあるかと思えますけども、職員数の関係や、あと一番危惧されるのが費用対効果というか予算についてですけども、これらを踏まえて、投開票の負担軽減を図るといった無効票を減らすための対策として、導入についての見解はどうかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） 投開票の負担軽減を図るため、導入についての見解はどうかとの質問についてお答えいたします。

これまでの答弁にも申しましたが、まだ国政や県政では使えないということや、市町村の選挙でのみ導入できるということであるため、選挙によって電子と紙が混在をしまい、有権者が混乱するおそれがあることや、現状のシステムでは、画面に候補者を最大６名までしか表示できないことで不公平となるおそれもございます。このような状況から、県が実施した調査では、県

内の市町村のうち導入を検討したいという自治体は2割にとどまり、またその2割も時期は未定という結果となっております。つきましては、本町でもしばらくは様子を見ていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 県内においても2割ぐらいが導入しようかと。本町については様子を見るということでもありますけれども、事例といたしまして、福岡県の粕屋町が今年の8月の町長選挙で電子投票を行うというような予定があるということでございます。あるジャーナリストによると、地方選挙で電子投票が再び広がるじゃないかということで、国政選挙ではいろいろハードルが高いかもしれませんが、地方選挙においては技術革新が進み、安全性が向上、コストも低減しているということで、統一地方選挙に向けて一層広がりが期待できるんじゃないかということが言われております。

コロナ禍後に社会のデジタル化が進み出した流れの中で、国政を決めて積極的に検討していくべきだということでありまして、先ほども答弁がありましたように、予算が1,000ちょっとかかるということでございますけれども、三股町もDX推進基本計画法を受けて、書かない窓口、デジタル化などが進んでおりますけれども、公共料金のキャッシュレス化ですか、そういったことも取り組んでおりますけれども、国の助成というのもありまして、ご存じだと思いますけれども電磁的記録式投票導入支援経費ということで、幾らか支援が受けられるということもありますので、まずは、地方の町長選挙、議会選挙のほうから徐々に検討のほうを進めていければいいんじゃないかと思いますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、予算措置等もあろうかと思いますが、本町ではしばらく様子を見ていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） しばらくということでございますけれども、ほかの自治体等で比較しながら、できるだけこういった時代になるんじゃないかなと思いますので、補助もあるということで、ぜひ検討をしていただければいいかと思います。

次の質問になりますけれども、小学校の教室についてになります。

三股小学校の教室の劣化が著しいという意見がございます。他の各小学校の教室の状況はどうかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 三股小学校の教室の劣化が著しいとの意見があるが、他の各小学校の教室の状況はどうかについてお答えいたします。

町内の小学校は三股西小学校を除き、築年数が50年を超えており、三股西小学校でも開校から38年目を迎えているところでございます。このことから、本町の小学校施設につきましては、老朽化の進行に伴い、教室内の床やロッカー、建具など様々な箇所で見られております。

このため、これまで劣化の状況や優先度等を考慮しながら修繕等を行ってきており、昨年度は勝岡小学校において教室の床の張り替えを行ったところでございます。

教育委員会といたしましては、各学校からの報告や現地確認を行いながら、状況把握に努め、児童の安全確保と教育環境を維持することを最優先に、必要な修繕を順次実施していきたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ほとんどの学校が傷んでいるということで、築50年たっているということですね。勝岡小を除いて傷みが激しいということで、勝岡小については委員会で1回見させていただいたとおりです。床にちょっとビニールみたいな貼ったんですけども、ほかの学校は、床とか、次の質問になりますけれども、三股小の北校舎の件についての質問になりますけれども、教室のロッカーとか床の劣化が激しいということで、要望が上がっております。早急に修繕できないかということでお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 三股小学校の各教室の床やロッカーなどの老朽化につきましては、学校からの要望や現地確認を踏まえ、状況を把握しているところでございます。先日は、教育委員会の訪問がありましたので、そのときにも確認をしているところでございます。特に、児童の安全面や学校生活に影響がある箇所につきましては、優先的かつ早期の修繕対応に努めているところです。

また、施設全体の老朽化が進む中、限られた予算の中で計画的に対応していくことも必要であることから、緊急性や必要性を十分に見極めながら、教育環境の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今回は、三股小の北校舎の教室の写真を資料として提供させていただきました。3月にも小学校のほうに行きまして、三股小のほうに行きまして、教頭先生のほうに対応させて、写真を撮らせていただきました。ご覧のとおり、左のロッカー、下のほうが大変傷んでいるというか、朽ちているのか分からないですけども、ちょっとした補修があります。

右側の床がちょっとささくれているのか分からないですけども、塗装も剥げて傷んでおります。これらによって生徒がささくれて、床を擦れて、転んだりけがをするのではないかという危険性もありますので、一応、勝岡小はこういったビニールとかクロスみたいなのを貼って対策したんですけども、ほかの学校も傷みが激しいということでございますので、よろしくお願いしますんですけども、外壁については、いろいろ順次、補修していただいているんですけども、教室の中のほうについても、予算をつけていただいて、子供とか児童のけががないように、学校教育のほうに取り組んでいただいて、お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次の質問になりますけれども、最後の質問になります。

住民税の滞納についてになりますけれども、住民税の滞納が指摘されております。本町において、近年の住民税の滞納状況、件数と滞納額はどうかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 近年の住民税の滞納状況についてお答えいたします。

要求資料の1をご覧ください。

資料は、令和元年度から令和6年度の決算状況による滞納状況の推移を示したものでございます。

まず、滞納件数につきましては、システム上、住民税のみを抽出することは困難でありましたので、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を含む、町税全体の対応件数を示したものでございます。令和元年度の1,408件から令和4年度の1,057件までは年々減少傾向にありましたが、令和5年度から増加傾向に転じている状況にございます。

次に、滞納額につきましては、滞納繰越額を示したもので、令和元年度の1億8,836万3,000円から令和4年度の1億5,589万7,000円までは年々減少傾向にありましたが、令和5年度から増加傾向に転じ、うち個人町民税の占める滞納額は、令和4年度まで3,000万円前後で推移したものの令和5年度から3,500万円を超える額となっております。

また、個人町民税の対応額を占める割合は、令和元年度の16.0%から令和6年度の22.5%と年々増加している状況にあるところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 資料によりますと、令和元年から令和6年度の6年間の滞納件数と滞納繰越額を示してもらいました。滞納件数については、大体1,100ぐらいを行ったり来たりしているんですけども、なかなか減っていないという現状があるかと思います。同じ人が滞納しているんじゃないかなと思うんですけども、滞納繰越額においてもほとんど減っていないということで、個人住民税の比率が22%ですか、大体4分の1を占めているということで、結構

多いかと思えます。理由といたしまして、いろいろあるかと思えますけども、前回の一般質問でもありましたが、滞納繰越額が増えているということは、近年の物価高や離農者の増加があるんじゃないかということが理由ということでありました。まだまだ物価高とか収まる心配がありませんので、滞納額が増えるのではないかと思いますので、引き続き、収納のほう、お願いしたいと思いますが、次の質問になりますけども、この中で出国した外国人の住民税の滞納の状況、件数、滞納額についてはどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 出国した外国人の住民税の滞納状況についてお答えいたします。

県内の外国人労働者の出国後の滞納状況につきましては、去る5月2日の宮崎日日新聞で報道されたところでございます。要求資料1の下段の表をご覧ください。

本町の外国人労働者の個人町民税滞納状況を示したものでございます。

まず、対応件数につきましては、令和3年度に始まり令和7年度は11件で、5年間に計29件。次に、滞納額につきましては、件数の増加とともに、5年間に計61万1,160円となっているところでございます。また、滞納率につきましては、各年度の個人町民税滞納額に占める割合として示したものでございます。率にしまして、0.18%から0.39%の範囲となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 出国した外国人の滞納についても年々増えているということが資料で示されました。また、額についても61万1,000円ということで、滞納率が0.39ということで、年々増えているんですけども、その増えている理由とかが分かれば答弁をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 本町におきます住民で働いている外国人労働者の数が増えてきている。それに比例して、こういったケースが増えてきているというふうに確認しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 理由が分かるということで答弁が出ましたけども、次になりますけども、こういった滞納を増やさない取組として、出国前に対策を強化することが必要かと思われます。納税管理人ということになりますけども、納税管理人は、本人に代わり納税通知書の受取や税金の支払いなどに関する手続を管理してもらう人のことを言いますけども、次の質問になりますが、出国前に住民税を納められない場合の納税管理人の選任についてはどうなのかお聞き

いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 出国前に住民税を納められない場合の納税管理人の選任についてお答えいたします。

納税管理人制度は、国税通則法第117条第1項に基づき、日本国内に住居所等を有しない納税義務者が、納税申告書の提出、その他国税に関する事項を処理させるために、納税者の選任により置かれる制度で、納税義務者が日本を出国し、日本国内に住所がなくなった後もその人に代わって国税の手續や納付を行う人を納税管理人と言い、その届出は税務所等へ届けることが義務づけられる制度でございます。この制度は住民税、固定資産税などの地方税にも準用されており、その選任については、出国前に日本に居住する方の中から自らが税金の手續を行う納税管理人を定め、市区町村に届けることが必要となるものでございます。

これまでに本町における出国した外国人の納税管理人の届出実績はないところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 納税届出がないということでありますけど、なぜないのか分からないですけど、そのない理由とかは分からないんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） この件につきましては、もちろん行政側からのやはり事業所等に対する周知の不足、また納税義務者、外国人の方に対する周知の不足というのがございますし、現に事業所、こちらのほうの方々もそういった制度になっていることもなかなかご存じでないというのも実態ではないのかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 出国前に日本国内の個人または法人を納税管理人として届けることが義務となっておりますので、ぜひ進めていければいいかと思っておりますのでよろしくお願いします。

次になりますけれども、徴収について納税者への督促と回収の現況はどうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 出国した外国人の滞納者への督促と回収の現況についてお答えいたします。

個人住民税の事例としまして、通年5月の納税通知書等の発送段階におきまして、外国人労働

者が出国していることを確認できます。発送段階において確認できておりますので、公示送達、公示期間を経て、第１期納期限後に特別収納対策係から２０日以内に督促の公示送達を行い、７日間の公示期間を経て督促発送から１０日後に差押えが可能となりますけれども、差押物件がないため回収できないのが現状でございます。

しかしながら、納税事務者が国内に再就職する際は、納税証明書の提出が義務化されていることから、納税証明書の発行時に督促料及び延滞料を含めて回収できたケースがあるところがございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） 一旦、国外のほうに外国人の人が行ってしまうと、出国してしまうと、なかなか住所とか所在が確認できない場合があります。先ほど言いましたように、納税管理人のほうに届出があった場合は、通知とか行って回収ができるかもしれませんが、まずは納税管理人の届けのほうを早急に進めていくのが、納税とか繰越額滞納を減らす得策だと思いますので、この辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次の、最後の質問になりますけれども、外国人住民の増加が見込まれておりますけれども、さらに滞納を増やさないため、外国人を雇用する事業者への周知や指導の取組はされているのかどうかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（白尾 知之君） 外国人住民の増加が見込まれる中、滞納を増やさないため、外国人を雇用する事業者への周知や指導の取組はされているのかのご質問にお答えいたします。

先ほど述べさせていただきましたように、納税事務者は出国前に納税管理人を定め、自ら市町村への届出が義務化されており、町の税条例第２５条第１項の一文におきましても、外国人の出国に関わる町民税の納税管理について、納税事務者が町内に住所、居所、事務所等を有しない場合、町内に住所、居所、事務所、もしくは事業所を有する者のうちから、納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から１０日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、その承認を受けなければならないとしておりますけれども、この条例におきましても、納税事務者及び雇用事業所の認識不足、また、行政側の周知不足が要因となって滞納につながっているものと考えております。

このことを踏まえまして、賦課徴収係と連携しながら、総務省が作成しました外国人労働者向け住民税の納付及び雇用事業所等へのご協力のチラシを活用しまして、転入手続時の説明や雇用事業者等への周知行動を図っていく考えでございます。

また、先日の県税務課との収納会議におきましては、外国人労働者の出国時の住民税滞納は県

全体の問題でもあることを提起させていただきまして、県としての取組、助言をお願いしたところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（９番 堀内 義郎君） まずは、事業者への認識をしてもらう。あとは、それらの周知徹底等をお願いしたいと思いますけども、次のような事業者の認識も必要かと思われますのでちょっと述べたいと思いますけども、給与支払者は、外国人であっても日本人と同様に住民税を給与から天引きして市町村へ納付する義務があるということを認識してもらう。毎月の給与から自動的に徴収や本人の支払い忘れの防止などにより、本人が制度を理解していなくても滞納が発生しにくくなると言われております。

また、外国人事業員が退職、帰国時に住民税の一括徴収として、未払い分の住民税を給与退職金からまとめて徴収することも必要と言われておりますので、税金の公平な負担義務のためにも、これ以上増やさないような取組の強化をお願いします。まずは管理人をちゃんと決めるということが必要かと思しますので、その分を進めていただければいいかと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、堀内義郎議員の一般質問を終了します。

○議長（指宿 秋廣君） これより１５時２０分まで本会議を休憩します。

午後３時１０分休憩

午後３時２０分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位５番、楠原更三議員の残りの一般質問を行います。楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 最後の３番、職員の心得１０か条について質問してまいります。

今、議会事務局からお借りしてきたものです。全部の課にこれが掲示されているということは承知しておりますけれども、ホームページで見ますと、この１０か条、１から１０までの前に前文というのがありますね。何もかも憲法にしましても、前文というのが大事だと私は思っております。町民憲章にしましても前文があります。ここには前文がないんですね。目的が書いてないんですね、これ。何のためにこれを制定したのか。令和３年２月１７日策定と書いてあります。策定から５年経過して６年目に入っております。ホームページで見ますと、町は、町長を含めた全ての町職員が同じ方向を向いて職務に精励し、町民が幸せを実感できる町を目指すため、「三股町職員心得１０か条」を策定しました（令和３年２月１７日）。町職員は各種法令等を遵守す

るとともに、「三股町職員心得１０か条」を念頭に、日々の職務にあたります。これが前文として書かれてあります。

その後に、一般論。１、あいさつがすべての基本。２、身だしなみは人のため。３、感謝の気持ちを忘れず、謙虚に生きる。４、損得ではなく善悪で判断し、人間として正しいことを貫く。

仕事論として、５、町民目線を大切に。６、率先垂範をする。７、報・連・相とチームで取り組む。８、コンセプトを立て、戦略的に行動し、結果を出す。

全体として、９、自治体の常識・殻を打ち破る。１０、大局観を磨くと書いてあります。課長の皆さんは、これを会員の方々に毎週伝えられているかと思います。話を聞いてみますと、皆さんの机にあるパソコンを立ち上げると、これがまず出てくるということを聞いておりますけれども、この前文も出てくるのでしょうか。②の取扱い状況に絡んで、一応質問しておきますけれども。

○議長（指宿 秋廣君） １じゃなくて、②なの。

○議員（８番 楠原 更三君） 順番がちょっと。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

前文につきましては掲載されていないところでございます。１０か条の本条のみが出てくるような仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 前文大事ですね。目的が書いてあるわけですから、何のためにこの１０か条を掲示しているかというのが、前文にあるわけですね。町民が幸せを実感できる町を目指すため策定しました。町職員は各種法令等を遵守するとともに、１０か条を念頭に日々の職務にあたります。

これはどう見ても、役場職員の方々に向けた文言ではないんですね。町民全体に対して向けた言葉なんです。何のためにこの１０か条を作ったのかということが、ここにちゃんと書いてあるわけですね。「町民憲章」、先ほども言いましたけれども、私たち三股町民は先人の偉業に学ぶ環境がないからずっと言ってきたわけです。郷土愛と開拓精神で明るく豊かな町をつくる、これが町民憲章と。この心得１０か条につきましても、ここのところがない。それで、いろいろな問題が起こったときに、これがどのような効果があるのかということに返ってくるんじゃないかと思いますけれども、この今、町民に呼びかけた文章であるということを言いましたけれども、果たして町民はこの１０か条の存在をどれくらい認識しているのか気になります。

そこで①に帰りますけれども、町民に対してどのような周知をされてきたのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 町民への周知状況についてお答えいたします。

ご質問の町民への周知状況でございますが、令和3年3月に、町のホームページの町政情報に三股町職員心得10か条についてを掲載したところでございますが、このホームページを初めて閲覧される方には掲載箇所が分かりにくい状況がございました。

そういうことがございまして、令和7年、昨年でございますが、5月から町のホームページの行政情報のトップページに職員心得10か条のリンクを貼るなど、職員の意識・姿勢が伝わるようホームページの掲載を改善したところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 実際、町民の方々は役場に来る機会というのは非常に少ないと思います。コンビニで済ませることができる部分が結構出てきましたので、出来得るのであれば行きたくない。しかし、行かざるを得ないから行くという人もかなりいらっしゃると思います。職員の方々は自分の職場ですから、職員以外の方、一般町民の方は役場に来るのは非日常の一つだと思うんですね。そういう中に最初、挨拶が全ての基本、これが書いてあるということは、なかったからだと解釈もできると思うんですね。これがあるのに実際に来てみればどうなんだろうか。

私はこの10か条を作るきっかけになった一般質問を続けてきたと自分で思っているわけですが、役場に行ってもみんなツーンとしちゃうよねということがきっかけだったんです。今でも積極的に声をかけていただくということをあまり聞いていません。入り口の受付の方以外はですね。例えば窓口に行ったときに、これがどこに掲示されているのか。窓口に来られた方がぼっと見えるところにあるのか。ずっと奥まったところにあるのか。どうでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

まず初めに、先ほど前文の部分がホームページ等にも出ていないのではないかとというよう
な……。

○議員（8番 楠原 更三君） ホームページ等に……。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午後3時30分休憩

午後3時31分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

総務課での掲示場所についてお答えしますと、総務課は、まず2階に上がりまして、すぐのところのカウンターがございます。その左側の壁、時計等が配置してあるところの右側のほうに10か条のパネルが掲示してありまして、議員のおっしゃる町民の方からすぐ目に見える、目につくところなのかということでありまして、少し目につきにくい状況にあるかと思います。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） これを今回なぜ質問に入れたかといいますと、策定後、何回となく職員の不祥事が報告されています。一握りの職員が全体に及ぼす影響というのは計り知れません。私は、役場は三股をもっと明るい町に、もっと豊かな町に、そしてもっと住みやすい町にしようとする使命に燃えた人々の集団であってほしいと思っております。

しかし、先日も全員協議会も開いてあったわけですが、問題があります。この11年を振り返っても、何回となく不祥事がありました。そういうのがないようにということで、こういう心得10か条というのができたものだと私は理解しておりました。しかしこれが、挨拶が全ての基本とあるのに、今さっきも言いましたけれども、実情はどうか、誰がそれを評価するのか、そこに問題があるのかなという気もします。せっかくの心得も「絵に書いた餅」であってはいけません。いろんな方が言っていますけれども、「凡事徹底」です。これぐらいと思う人が、もしおったとしたら、それはいけないことではないかなと思います。常に意識づけというのが必要だと思いますが、今回のこの町営住宅の住宅使用料に関する事務処理の誤り、こういうのは、例えばこれでいきますと、7条の報・連・相とチームで取り組むというところが徹底されていなかったのではないかなという気もします。人任せ、機械任せ、そういう状態で今回の問題が起こったような気もします。しかし、今回の件を関係する、担当する課だけで済ますことなく、役場全体の問題として取り扱ってほしいと思っております。

そこで、この10か条の取扱いにつきまして、5年経過したわけですが、どのような評価をなされているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この職員心得10か条、私のほうで作らせていただきました。これは町民向けのものではなくて、庁舎内の職員に向けての10か条であります。

まずは基本的に挨拶というのは、職員同士だけではなくて、町民に向けても挨拶しましょうと。それが第一なんです。身だしなみとか、そしてまた、町民を思う心で仕事をしましょうと。全体の奉仕者ですあなたたちは。そしてまた、報・連・相とか、要するに内部で情報交換しながら、

みんなで目的に向かって仕事をしましょうと。

要するに職員としての心得10か条なんですね。町民にこうなさいと、町民にお願いしている町民への心得ではありません。まずそこを基本的におさえてほしいなというふうに思います。

そしてまた、この10か条に基づいた職員が全てで、その方向でやれば問題はなく、いろいろな事業も進むでしょう。しかし人間ですから、やはり間違いは出てくるんですよね。組織の中でもいかにまとめて皆さん一生懸命やるとしても、その中にはやはりちょっとミスがあったり、いろんな形で町民に迷惑をかけることもあるかもしれません。しかし、それをまたフォローし合いながらやっていこうじゃないかというような、要するに皆さんで全体的に頑張ろうという気持ち、そしてまた町民への接し方、そういうものの心得を10か条という形でまとめました。

これはどちらかというと、都城市がフィロソフィをしていますね。それも一つの参考にさせていただきました。そういうふうな形でご理解いただきたいなという気がします。要するにこれを100%やっても、やはり人間ですから、いろんな形で間違いとかミスが出てきます。それを、完全を求めるのも大事かもしれませんが、そういうふうな方向での仕事をしましょうという心構えですので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

これまでいろいろと不祥事もあります。これも本当に申し訳ないなと思います。そしてまた今回も住宅使用料の関係で5月分が引き落とされなかったということで、大変この住民の方々、居住者の方々には申し訳ないなというふうに思います。

そういうところのフォローアップをどうするかというのが、次が大事であって、やっぱり町民に寄り添っていく、そういう形で皆さんに納めなさいじゃなくて、自分で取りに行くぐらいの覚悟を持って行くとか、そういうふうな気持ちで10か条もあるようにご理解いただければありがたいなというふうに思います。

ですから、200名、会計年度任用職員を含めて300名以上の方々が働いているわけですから、全てがミスなく、全てが完全を目標にしますけど、絶対的にはなかなか難しい問題です。目標に向かって一生懸命努力をいたしますので、ご理解をお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） トップとしてミスが出てきますというのを前提条件と言われるのはどうかなと思います。徹底させる。「しかし」というんだったらまだ理解できます。そして、これは10か条は職員に向けてと言われましたけれども、この前文を読みますと、先ほど繰り返しますけれども、町職員は各種法令等を遵守するとともに、「三股町職員心得10か条」を念頭に、日々の職務にあたります。と書いてあるんですね。職員向けだったら「当たりましょう」で終わるほうが職員向けらしいと思うんですけども、当たります。どうか皆さん我々を見てくだ

さいというような呼びかけにしか取れないんですね。

今、全体の奉仕者ですと言われました。確かにその精神が一番基本であるとは思いますが、あと、この評価はどうか。今、繰り返しますが、5年たった今、この10か条に書いてあること、これに対する評価をどのように考えられているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ②やな。総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 三股町職員心得10か条の評価についてお答えいたします。

評価でございますが、町民個人の主観的な評価でございますので、定量的な評価が難しいものと認識しておりますが、職員係に寄せられます苦情処理案件数を見ますと、策定前の令和元年、令和2年の2年間に6件でありましたが、令和3年から令和7年の5年間に2件と減少しております。また、令和7年度は市町村振興協会、職員の研修機関でございますが、こちらが実施いたします市町村窓口業務改善事業に取り組みまして、職員に対する事前アンケートから講師訪問調査、研修実施を含めて行った結果、三股町への評価の中で優れており、今後さらに向上させたい点としましては、1つ目に、お客様の心情理解・問題解決、信頼感・安心感が高評価であり、お客様へ不明点の確認や寄り添う言葉掛けなど、丁寧な対応ができています。

2つ目に、柔らかい挨拶は秀逸であり、子供の訪問者に対しても挨拶していたことは大変素晴らしいという高い評価を得ているところでございます。

これらの評価を分析しますと、高い評価を得ている職員がいるものの、全職員の接遇の底上げが課題となっているところでございます。

また、7月からは窓口受付時間が短縮となりますので、町民への制度の理解を促進するとともに、限られた時間内で、より適切な対応が求められますので、職員心得10か条などの浸透実践により、より一層の接遇等の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） この評価について、繰り返しますが、私は、この町民向けに、この10か条がホームページに掲載されていると、前文は町民向けに書かれているという解釈の中で言うわけですが、もしそうであれば、町民はどうかという評価の在り方、いわゆる外部評価というのを取り入れるということは考えられないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

議員のご提案でありました外部評価につきましても、今後、導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（８番 楠原 更三君） 前向きにそれを考えておいていただきたいと思っております。役場というのは、公共サービスを提供するところです。いわゆるサービス業であり、職員はそのスタッフとなっておりますので、たまあにしか来ない町民の方に気持ちよく帰っていただける。そのためには、まず何があったとしても明るい挨拶だと思います、基本は。この人は何か気分が悪いんだろうかと思われることがないように、めったにしか来ない方、顔見知りじゃない方が来られたとしても挨拶が全ての基本。こういうことでもって、そればかりじゃないですけども、それをスタートにして、この１０か条が定着していくようにお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、楠原議員の一般質問を終了します。

○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩いたします。

午後３時４３分休憩

午後３時４４分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 ７番、田中議員の残りの一般質問を行います。田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 次の質問事項 ３、自転車の交通反則通告制度導入による交通安全教育の推進についてです。

道路交通法の改正により、令和 ８年 ４月 １日から自転車の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用されることとなりました。この新たな制度の導入により、自転車利用者の違反行為に対し反則金を課することが可能となる一方、住民一人一人の自転車走行に対する意識改革と、より実践的な交通ルールへの周知が急務になっていると考えます。自転車は、通勤・通学や買物など全ての世代にとって身近で不可欠な移動手段である一方、依然として重大事故が後を絶たない現状があります。

特に、通学中の児童生徒や高齢者が関わる事故は、命に関わる重大事故や高額な損害賠償に発展する事例も報告されており、単に取締りを強化するだけでなく、町民一人一人がルールを理解し、自転車を安全・安心に利用できるようにする観点から、丁寧な周知と交通安全教育の徹底が必要だと考えます。

実際に小中学生であっても歩行者と衝突して重大なけがを負わせた場合、過去の判例で数千万円の損害賠償責任を負った事例もあります。命を守るだけでなく、子供たちとその家族の将来を守るという観点からも、自転車利用に関するルールの理解と、遵守はこれまで以上に重要になっ

ていると考えます。

そこで、質問要旨①近年の自転車事故の発生傾向、特に通学中の児童生徒・高齢者と青切符導入に向けた現在の周知状況及び課題をどのように捉えているのでしょうかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 近年の児童生徒における自転車事故の発生傾向及び青切符導入に向けた現在の周知状況と課題についてお答えします。

まず、本町における児童生徒の自転車事故の発生傾向につきましては、重大事故には至っていないものの、出会い頭の衝突や自損事故、また一旦停止違反や並進などが散見され、一歩間違えれば重大事故につながりかねない状況であると認識しております。

このような中、中学校におきましては今年2月から4月初旬にかけて、自転車通学生を対象に自転車通学生集会を開き、新たな制度内容の周知や通学時の危険箇所の確認を行ってまいりました。また、全生徒に自転車通学时以外でもヘルメットを着用する指導を行ったところです。

さらに、4月中旬には、都城地区交通安全協会による全校生徒を対象とした交通安全教室にて、交通反則通告制度の具体的な内容を含めた講話をしていただき、正しい交通ルールの理解につなげたところです。

小学校におきましても、都城地区交通安全協会による交通安全教室を毎年実施し、ヘルメットの着用や交通ルールについて講話をしていただくなど、事故防止に努めているところでございます。

現在の課題といたしましては、依然として交通ルールや危険性に対する個々の意識にばらつきがあることや、小学校においては統計等は取っておりませんが、自転車利用時にヘルメットを着用している児童が少ない状況にあることなどが上げられます。

現在、三股中学校の全校生徒987名の約75%、737名が自転車通学生徒となっております。中学校進学に伴い、自転車通学生徒にはヘルメットを着用するよう指導しておりますが、小学校段階から継続した交通安全への意識づけが必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後も小中学校における交通安全教育に加え、家庭・地域・関係機関とも連携しながら、交通ルールや自転車の正しい利用方法について継続した指導及び啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） ご質問についてお答えいたします。

まず、本町における自転車に関する交通事故の発生状況につきましては、令和7年において自転車に関する事故が3件発生しており、そのうち2件は通学中の事故であったところでござ

います。

青切符制度の周知につきましては、令和7年から取組を開始しており、広報誌、回覧や交通安全研修会での周知等を通じて、年間で複数回の啓発を実施してまいりました。令和8年4月の制度施行以降も、広報・回覧や役場入り口へののぼりばた掲示等により周知を継続しているところでございます。

課題といたしましては、自転車利用が日常的な児童生徒や高齢者に対し、制度の内容をより深く理解していただくことが必要であると認識しており、引き続き周知の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今、周知方法は広報や回覧ということで、学校ではそうやって講和があったということなんですけれども、例えば、学校やPTA、高齢者クラブ等へ説明会や先ほど言われた講和の実施、SNSを活用した情報発信と警察と連携する街頭指導を一斉啓発など、具体的な周知手段は本町として現在どのように取り組まれているのか、今後、また強化していかれるのかお聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 先ほどお伝えしましたように、小中学校におきましては、都城地区交通安全協会による交通安全指導を毎年行っている状況でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 周知方法についてお答えいたします。

この青切符制度の周知につきましては、令和7年から取組を開始しており、広報誌、回覧や交通安全研修会での周知等を通じて、年間で複数回の啓発を実施しております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 先ほどそれを聞いたんですよね。それ以外に今後取り組む方向はないのでしょうかということなんですけれども、考えていられないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） その他の周知方法についてお答えいたします。

先ほど課題のところでも申しましたとおり、引き続き周知に努めてまいりたいと思いますが、その強化策については具体的なところは本日申し上げられませんので、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 課題を考えるときには、今までどおりではいけないということが分かると思います。中学生の自転車通学が大変多い現状を踏まえると、青切符制度の導入を単なる罰則強化として捉えるのではなく、子供たちの命と未来を守るため、交通安全教育の機会として位置づけることが重要だと考えます。

そこで本町として、小中学校や高校などと連携し、自転車通学の児童生徒に対する実技を含めた交通安全教室や保護者向けの説明会の充実、高齢者クラブ等における自転車講習会の開催など、世代ごとの実態に応じたきめ細かな交通安全教育を、今後検討していかれることは考えておられないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 学校としましては、先ほども述べましたように、昨年度導入される段階から自転車通学生につきましては集会等も開きながら、また警察等も右側通行をしていい場所とか、歩道も、現在、五本松の前が右側しか歩道が整備されていません。自転車通学生が右側を通ってきているような状況があります。

それから、岩下橋が左側しか歩道といいますか、自転車用の通行帯がありませんので、朝、勝岡方面から来るときには右側を通ってくるということになります。

それと、帰りは新坂が右側しか歩道が整備されていませんので、自転車が右側を通るというような状況があるのですが、そういうところにつきましては、警察とも情報交換をしながら、安全に自転車で通行するようにということで連携は取って進めているところで、そういう危険箇所につきましても、中学校のほうでも通知しながら指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） お答えいたします。

先ほど議員のほうからご提案のありました周知方法について、この方策もこれからの周知の強化につながるものと認識しておりますので、ご提案のありました方法について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 先日、都城警察署で話をしてきたのですが、三股町の中学生の自転車事故は決して多くはないということで、身体能力が高いことも一因なのかなということも話されていましたが、しかし車を運転しているほうとしては、県道を車で運転している立場からとしては、下校時の自転車の動きにはヒヤリとする場面が多くて、危険を感じることもあるという

ことを指摘されました。

年少中学生にとって自転車は行動範囲が一気に広がる大きな喜びであると同時に、一歩間違えれば被害者にも加害者にもなり得る身近で大きなリスクもあります。青切符の対象年齢は16歳以上であり、中学生以下には直接適用されませんが、高校進学を控えた中学生や基本的ルールを身につけるべき小学生の時期から自転車は車の仲間であり、ルール違反には厳しいペナルティーがあるという意識の土台を育てておくことは極めて重要だと考えます。

しかしながら、これまで講義を聞くだけ、さっき講和とおっしゃいました、パンフレットを配るだけといった座学中心の啓発だけでは子供たちが交通ルールを自分ごととして捉え、日常の行動に結びつけていくには限界があるのではないのでしょうか。学校・地域、そして警察がしっかりと連携し、子供たち自身が主体的に楽しく、そして分かりやすく学べる環境を整えていくことが必要だと考えます。

そこで課題解決としてですが、小学生向けの取組として、自転車の正しい乗り方や交差点での一時停止、左右確認などを実際に体験しながら学べるマナーアップスタンプラリーやタブレット端末やシミュレーターを用いて、ゲーム感覚で学べる体験型教室を地域の交通安全協会と民間団体と連携して進めていくのは提案なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 今言われたような団体等交通教室もあるということですが、学校のほうでは実際に自転車を持ってきて、小学校のほうでは自転車の乗り方の指導もやっておりますし、毎年ではありませんが、スタントマン等に来ていただいて、実際に交通事故に遭う姿とか、そういうのを見せるような交通安全指導もやったりということで、実技を兼ねた小学校のほうは交通安全指導をしているところではございます。

ただ、自転車につきましては、ルール青切符制度は導入されておりますが、ルールは全て同じですので、そのことについて中学校は特に認識させるような指導はしておりますが、先ほども述べましたように、個人個人の差がまだまだありまして、並進とか一旦停止をしないような状況もあるところではございます。今後も指導を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 指導のほうよろしくお願いします。いろんな、さっきスタントマンを通してと言われましたが、体験型の交通安全教育を一度きりのイベントで終わらせるのではなく、小学校から中学校、高校へと継続的、系統的に積み重ねていくことが重要だと考えます。学校・地域・警察・交通安全協会などが協力する場を設けるなどして、子供たちの発達段階に応じたカリキュラムを整理し、計画的に取り組んでいくようなことはできないか。

それでは質問要旨②持続的な交通安全教育ネットワークを構築すべきと考えますが、町長と教

育長の見解をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 持続可能な交通安全教育のネットワークを構築すべきと考えるが、町長の見解はとの質問にお答えいたします。

議員ご提言のとおり、交通安全教育を継続的・体系的に進めるためには、行政だけではなくて、警察・学校・地域団体、事業者等が連携した取組が不可欠であると認識しております。

本町では、交通安全協会三股支部及び交通指導委員会を中心とした交通安全体制が整備されておりまして、警察や学校との連携の下、該当指導や交通安全研修会等の活動が実施されているところでございます。

今後につきましては、青切符制度の周知を含め、こうした既存の組織・体制をより一層充実させるとともに、PTAや地域団体等との連携をさらに深めながら、幅広い世代に対応した交通安全教育のネットワーク強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 同じ質問についてお答えいたします。

児童生徒が自らを守り、被害者・加害者とならないための交通安全教育は、学校のみならず、家庭・地域、そして関係機関が一体となって推進していくことが効果的であると認識しております。

現在、地域の方々、見守り隊による登下校の児童生徒の見守り活動、地域交通安全活動推進委員による地域の交通安全や防犯活動、青少年指導委員連絡協議会による春・秋・冬の全国交通安全運動期間中における街頭キャンペーンなど、様々な関係機関と連携を図りながら、継続的な交通安全教育に取り組んでおります。

今後も、学校・家庭・地域・関係機関で連携を図り、具体的には、青少年育成町民会議、青少年指導委員連絡協議会、都城地区地域安全協会等の組織的な取組や、地域の見守り隊や自治公民館活動、PTA活動を通して、町全体で児童生徒の交通安全を見守る活動を推進してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 町長が地域団体と連携するということを言われたのですが、将来にわたって続く仕組みづくりという観点から、学校・家庭・地域・警察・事業者などを連携する体制をどのように位置づけ、今後どのような形で整えていくのが重要だと考えます。熊本市では、自転車施策に関する総合的な計画として、10年間を計画期間として、熊本市自転車活用推進計画3ばい、「乗るばい、よかばい、守るばい」を策定し、自転車を便利に、気軽に、そ

して安全に利用できる環境づくりを進めています。このような個別の事業や単発の啓発ではなく、長期的なビジョンと具体的な取組を併せた総合計画として位置づけることで、関係機関が役割を分担しながら、自転車の安全利用と交通安全教育を一体的に推進していくことが可能になります。自転車の青キップ適用開始された今だからこそ、町民の不安を丁寧に受け止め、正しいルールを定着させるため、仕組みを整える必要があります。

そこで、交通事故から子供たちの命を守るための投資は、将来の医療費や社会的損失の抑制にもつながると思います。極めて重要な先行投資であると考えますので、単年度で打ち切るのではなく、複数年を見通した安定的な予算の確保をぜひお願いしたいと思います。国の交通安全対策には、交通安全対策特別交付金など、自治体の交通安全施策全般を支える財政措置があります。これらは道路整備だけでなく、教育啓発や安全対策にも幅広く活用されるものと位置づけられています。

そこで、三股町としても、交通安全教育ネットワークの構築を交通安全対策の一環と位置づけることで、これらの交付金の活用や重点化を検討できる余地はあると考えますが、町長の見解をお聞かせください。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど教育長が回答しましたけれども、本町の中では、具体的な青少年育成町民会議というので、そこにはPTAから、それから各種事業所、そしてまた高校、そして青少年指導員の連絡協議会の役員、いろいろな方々が、この公民館も含めて構成されております。そして、実働部隊が青少年指導員連絡協議会というふうになっております。

今言われた青キップを含めて、いろいろな交通指導関係、交通関係についても、町民会議が主体になりながら、この指導部会である指導員また協議会の会員等で取り組んでおりますので、今言われたいろいろな事業関係も、その中で協議しながら、しっかりと対応していきたいというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 最後に要望を申し上げます。交通事故ゼロを目指すためには、子供たちを取り巻く大人たちが、世代や立場を超えてつながり合うことが不可欠です。三股町ならではの交通安全教育ネットワークをぜひ具体化していただきたいと強く要望します。併せて子供たちへの教育効果を家庭や地域にも広げていく観点から、PTAや地域学校協働活動、子ども会などを連携し、親子で参加できる自転車安全イベントの開催や、地域の危険箇所を子供たち自身が書き込む「マイ安全マップづくり」などの取組を推進すべきと考えます。この点についても前向きな検討をお願いします。

三股町に住んでよかった、三股町で安心と言ってもらえるよう、これからも皆様の声を行政

へ届けてまいります。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、田中議員の一般質問を終了します。

以上で、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日 9 日に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 4 時08分散会

令和8年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和8年6月9日(火曜日)

議事日程(第4号)

令和8年6月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 総括質疑
日程第3 常任委員会付託
日程第4 質疑・討論・採決(議案第50号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 総括質疑
日程第3 常任委員会付託
日程第4 質疑・討論・採決(議案第50号)
-

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	

欠席議員(1名)

12番 山中 則夫君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君
町民保健課長	下西 志浩君	福祉課長	島田 美和君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	坂本 鋼治君	環境水道課長	永吉 由貴夫君
教育課長	岩元 勝二君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の一般質問は1人ですが、ほかの議員との均衡を図るため、一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いします。

50分を超えた残りの質問部分については、一旦休憩を挟んだ後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位9番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、おはようございます。発言順位9番、上西です。ラストの質問者として頑張っていきたいと思います。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は1点目、町内の公共交通機関について。

2点目、三股中学校の女子の制服についてです。

事項1の質問については、以前にも同じような内容で質問をしております。しかし、いまだに多くの車を持たない町民の方から不便なことが多いとの声を頂いておりますので、以前の質問と重複することがあるかもしれませんが、ご容赦をください。より具体的な提案とともに、質

間をしていきたいと思っています。

要旨の1は、これまで町民の声を聞きながらつくり上げてきた町独自の移動支援サービスの評価と今後の課題についての質問です。

コミュニティバスくいまーるは、平成19年4月から運行が開始され、今年で19年目になります。

当時からすれば、子供たちの通学支援に加え、車を持たない人たち、特に高齢者にとって、大変便利なサービスになっていったのではないかと思います。

また、ここ一、二年、実証実験などを通して、路線変更やまちなかコースの導入など、町民のニーズに寄り添いながら進められていることは大変よいことだと思います。オンデマンドバスもしっかりです。少しずつ町民のかゆいところに手が届くサービスになっていると感じます。

そのことを踏まえた上で、今後の町民の移動支援サービスの課題、つまり不足していると感じているところなど、どのように捉えているのか、①の質問をいたします。

残りの質問は質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。町内の公共交通機関について、①のコミュニティバスくいまーるの路線変更やオンデマンドバスの導入で、車を持たない、乗らない人たちの移動は少しずつ便利になっている。

そのことを踏まえ、今後の町民の移動支援の課題について、どう捉えているかについてお答えいたします。

くいまーるは、特に、高齢者や中学生の移動手段という部分に重きを置いた形で、路線や時刻表が生まれ、平成19年に運行を開始しております。

その後は、時代の流れとともに、バスを利用する年齢、理由など、状況が変化する中で、地域や議員の皆様からの要望を受けて、町民にとって利便性の高いバスであるために、路線変更やダイヤ改訂等を繰り返し、現在に至っているところでございます。

近年では、令和6年度のまちなかコースの導入や令和8年度のオンデマンドバス導入と、大きな再編も行いましたが、これも全て本町の公共交通が抱える課題を少しでも改善していきたいという思いで実施したところでございます。

公共バス路線というのは、基本的に、一本道で進むため、町民全員を満足させる経路を組むということは非常に難しいことなのですが、新たに導入したオンデマンドバスにはできることがまだたくさんあると考えております。

今後の課題といたしましては、乗降場所の細やかな設定、町外への移動や福祉、観光などとの

連携など、様々な検討が必要であると考えております。

また、昨今は、免許証の自主返納をする人も増えておりますので、そのような人たちを含め、公共交通を必要としている町民にとって、利用しやすいコミュニティバスであるために、今後も柔軟な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） オンデマンドバスはもっとできることが今後あるということですね。町外への移動や福祉・観光面でも充実を図っていききたいという答弁を頂きました。

この事業は、運賃収入だけでは経費をまかなえる利益は上がらないと思います。この事業は、公共の福祉という目的で運行し続けているということが、本当に素晴らしいことだと思います。

今、町長がおっしゃられたように、私ももう一步、二歩、踏み込んだサービスが必要ではないかと思ひまして、②以降の質問をすることといたしました。

町内の多くの高齢者の方たちは、都城市の病院に通院しているという実態があります。

町内に診療所やクリニックは数多くありますけれども、入院施設のある病院は、大悟病院、1軒のみとなります。

多くの方は、持病などで最初は、診療所やクリニックに通院していたけれども、病状の変化などで設備の整った病院への通院を余儀なくされたという理由の方が多いと思います。

そうした方たちの車を持たない人たちから、都城の病院への移動が大変困っているという声を多く聞きます。

以前の一般質問でも同様の質問をいたしました。

そのときには、バスロケーションシステムの導入をしたので、そうしたツールを利用して既存の公共交通を使いながら、都城市に移動してもらいたいという答弁でした。

しかし、例えばですけれども、JR日豊本線の朝7時以降、三股駅から都城駅に行く便を調べたところ、最初は7時51分の便です。それを逃すと、次は、8時36分の便です。これは45分後ということになりますけれども、その後、次の便は9時52分となります。つまり1時間16分後となるわけです。こうした便数が少ない電車に合わせることは、本当に大変だと私は思います。

また、病院に通う人たちですから、何らかの健康上の問題がある人たちです。

駅に向かうバスに乗るために停留所まで歩くこと。あるいは駅まで歩くことが大変な人たちが多いのではないかと思います。

私が住む稗田地区の高校生の姉妹から、昨年の秋、独り暮らしの高齢者に生活が困っている人たちが多いと思うので、何か活動や取組がしたいという相談がありました。

すばらしいことだと思ひまして、高校生だけでなく、中学生も巻き込んで、ひとまず交流会を開こうということになりました。

これまで全2回開催し、次回3回目を企画しています。

その交流会の中で、稗田地区に一人で住む80代の女性からお話がありました。

女性はもともと運転免許証を持たない人で、元気な頃は、どこに行くのも自転車で移動をしていました。

しかし、昨年、突然体調不良となったために、その原因を探るため、複数箇所の病院を紹介され、検査を繰り返すこととなりました。

その女性は体調不良ですから、自転車に乗ることはできず、バス停まで歩くことも大変でした。ですので、致し方なく毎回、タクシーを利用して病院まで行っていました。

その女性からは、病院に行くタクシー代が高くて本当に大変。お金も減ってこんなにつらい思いをするなら、朝、目が覚めないであの世に行けたらいいのにと考えてしまうといったことが話されました。

また、ほかの方からは、稗田地区は都城市と隣接しているけれども、都城行きのバスが走っていないから、くいまーるに乗って三股駅まで逆戻りをしなくてはならない。何か釈然としないんだという声も聞きました。

また、参加した人の知人のお話として、稗田団地に住む独り暮らし、70代の女性が体のあちこちが悪くて、週1回のペースで都の城市の病院へ一人で通っていた。

今は、病状が悪化して状況が変わったのですけれども、数年前までくいまーるのバス停まで約500メートル、杖をつきながらゆっくりゆっくり一生懸命歩いていました。それを見ていたら胸が詰まる思いだったよというお話も聞きました。

これらのお話は、あくまで個別のお話ではありますが。しかし、町内の医療機関に行く足は大変便利になったという声がある一方で、町外の医療機関への交通手段がなく、大変不便をしているという声があちらこちらで聞こえるということは、私は、やはり一つの大きな課題だと思います。町は、この課題についてどのように認識をしているのでしょうか。②の質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 町内の高齢者の多くが都城市などの病院に通院している実態がある。

町として、町外医療機関への交通手段の課題をどのように認識しているのかとのお質問にお答えいたします。

現在、県内で隣の町や隣の市まで運行している市町村運営のコミュニティバスはないと認識しております。

この理由としましては、市町村のコミュニティバスは、自家用有償旅客運送といいまして、民

間バスやタクシーによるサービスの提供が困難である場合に、その交通空白地を運行することが認められる運行形態であり、どこでも自由に運行していいということではないところでございます。

また、民間のバスやタクシーと競合、圧迫するのではなく、補完するという関係性となっておりまして、現在、民間事業者が運行している三股町と都城の移動をくいまーるで実施することも簡単に決められることでもないところでございます。

現状としましては、都城市へ直接移動できる公共交通機関としましては、宮交バスの3路線、JRの鉄道、そしてタクシーの利用となります。

本町としましては、くいまーると宮交バス、JRの鉄道の乗換えがスムーズにいくようにダイヤ調整をしましたり、三股町内から町外までの経路検索システムを構築し、利便性向上を図っております。

公共交通で都城市の病院などに行きたいという意見が多いことは認識しておりますので、何かよい策がないか、県や都城市、民間の交通機関と協議・検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 全国に例がないということと、民間の公共交通機関の補完である以上、難しいというところですね。

おっしゃられたように、これらの問題は、町独自のサービスの改善だけで解決できるとは思っていません。

おっしゃられたように、民間の交通会社や近隣行政との連携が必要だと思います。

そこで、③の質問の内容ですが、現在の町内を走る民間のバスは宮崎交通のみであります。

その路線は、三股駅から県道33号線、通称、都万道路を通って、都城方面へ行く路線のみとなっています。

通告には、特に、都三道路近辺の住宅地と書きましたけれども、これは直接声を頂いたので明記をいたしました。それ以外の樺山地区、宮村地区、蓼池地区、長田、梶山地区も民間のバスは通っていません。

つまり、車を持たない人が都城方面へ出かけようとするときは、この1路線から外れた人は、三股駅までくいまーるか、デマンド交通で行き、そこから電車、ないしはタクシー、ないしは家族やほかの人に頼んでいくという方法しかないということになります。

そんな状況ですので、高齢になって免許返納をしなくてはならないと思っているけれども、車を手放すと不便極まりなくなってしまうので、なかなか免許返納ができずにいる状況になっていると思います。

③の質問をいたします。

民間バス路線を増やすなどの協議を、町として行うなどの考えはないでしょうか。質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 現在の民間のバス路線は、町民のニーズに合った経路ではないという声が聞かれる。特に、都三道路近辺の住宅地周辺、民間バス会社との協議を町として行う考えはあるかとの質問についてお答えいたします。

路線バスの難しいところにつきましては、基本的に、一方向に一本道で進んでいくため、経路を変えますと、今まで乗っていた人が乗れなくなるという現象が起きてしまいます。

くいまーるの路線変更等について協議をいたします町の地域公共交通会議には、宮崎交通やJR、そして県タクシー協会などの民間事業者の方も委員として入っていただいております。

そのような関係性の中で、宮交バスの経路について、町として意見を伝えることは可能でございます。

ただし、町として意見を伝える限りは、現在の経路で利用している人も、変更後の経路に納得していただけるか、また、経路を変更した場合に、どの程度の利用者が見込めるのかなど、部分的ではなく、地域全体の情報として整理していただく必要があると考えております。

町といたしましては、地域公共交通会議の場などを最大限に活用し、住民の皆様にとって本当に使いやすい公共交通の実現を目指して、民間事業者の方と緊密かつ真摯に協議を重ねてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 地域公共交通会議にて意見を伝えることは可能ということですね。

ただ、経路変更には、もろもろの課題があるということで承知をいたしました。

医療アクセスは、行政や民間を超えて、また市町村の枠を超える課題だと思います。

宮崎県が策定した第8次医療計画では、地域の医療資源を効率的かつ適切な配置を目指すために、医療圏・医療エリアが設定をされています。

これを見ますと、都城、三股は1つのエリアとして設定されています。

このエリアには約20の病院があることとなっていますが、先に述べましたように、三股町には、病床を有する病院は1つしかありません。病院に通院する人、家族が入院している人のほとんどは、都城市の病院に行くこととなります。

都城市は、市独自のコミュニティバスは走っていますが、決して十分とは言えず、ほとんどは民間のバス会社で賄っている状況です。

実際、都城市に住む高齢者の方から、免許を返納しなくてはいけないと思っているけれども、病院に行くのにちょうどいいバスがない、だから返納に踏み切れないという声も複数耳にしているところですよ。

都城市民からもそうした声が聞かれていますので、我が三股町と都城市の広域連携で交通の確保を検討する協議の場が必要ではないかと思います。

ある程度時間がかかっても致し方ないと思います。タクシー割引券の配付なのか、バス路線の拡充なのか、もしくはオンデマンドバスの延長化ですね。様々な可能性を追求し、協議していただきたいと思います。

昨日と本日も議会の傍聴に来てくださった町民の男性から、企画商工課に提出をされたのですかね。交通施策に関する提案書を見せていただきました。

私の意見と同様でしたので、ご紹介をいたします。

宮崎県三股町では、自家用車への依存が高く、公共交通が十分に行き届いていない地域もあることから、高齢者や運転免許を持たない住民にとって、通院や買物など、日常生活に必要な移動が困難になりやすいという課題があると感じております。このような課題に対し、山口県田布施町では、町内の任意の場所から目的地まで利用できる予約制の乗り合いタクシー制度を導入し、年齢を問わず、住民が利用できる移動手段を確保する取組が行われています。

この制度は、交通空白地域の解消や高齢者の外出支援に効果があるとされています。

三股町においても、田布施町のような予約制乗り合い型の交通制度を導入することで、公共交通の利便性向上につながり、住民の移動の選択肢を広げることができるのではないかと考えます。

特に、高齢者や自家用車を利用できない方の生活の質の向上に寄与する取組になると期待されます。

以上のことから、田布施町の取組を参考にした交通施策の導入について、今後の検討材料の一つとして検討いただければ幸いです。という文章でした。

ここで提案された内容のように、車を持たない人たちの便利な交通アクセスを、一つでも二つでも確保すべきだと思います。

こうしたことの導入に向けた広域の行政と民間で協議の場を設けることはできないでしょうか。

ちょっと先ほどの質問と重複しますが、④の質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（瀬尾 真紀君） 医療アクセスは、市町村の枠を超える課題であると考えます。独自の公共交通を持たない都城市との広域連携で交通確保を検討する協議の場を設けることはできないかとの質問についてお答えいたします。

都城市は、直営の公共交通を持っておりませんが、複数の民間バスやタクシーに運行業務を委

託している形となっております。

広域連携で公共交通を運行するためには、両者の課題が一致する必要があり、必ずしもスムーズに進むとは限りませんが、協議の場を設けまして、何かよい策はないか、両自治体の知恵を絞り、検討していければと考えております。

また、都城市とは都城公域定住自立圏を通じて連携を図っております。

公共交通につきましても、地域生活圏が一体であることは十分に認識しているところでございます。

両市町における公域的な交通の確保につきましては、今後も、圏域全体の計画の中で実現可能性やコスト面を慎重に検討する場を継続していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） これからも、今までも検討をして、連携して話し合いをし、これからも連携の中で協議をしていくということによろしいですね。

この圏域に住む車を持たない町民、市民の移動する権利を確保すべきだと思います。

最低でも医療アクセスは確保すべきと考えています。

今回は、医療機関に行くことができない高齢者の話を切り口としましたがけれども、公共交通機関が今よりも充実すれば、地域へのメリットはたくさんあると思います。

メリットの1つ目は、運転することが不安になった高齢者が安心して免許を返納すれば、この地域の交通事故は減少すると思います。

メリットの2つ目は、閉じこもりがちになってしまう高齢者や障がい者が安心して楽しく外出することができ、心の健康につながるができます。

メリットの3つ目は、普段、外出の機会の少ない人たちが外出が増えることで、買物や食事、イベントへの参加などでお金を使い、経済効果も上がると思います。

ぜひ、公共交通の充実に向けたアクションを三股町発信でやっていただきたいと思います。

そのことを要望いたしまして、事項1の質問を終わります。

続いて、事項2の質問に移ります。

三股中学校の女子の制服の質問です。

三股中学校女子の制服は、一年を通して3種類のセーラー服仕様となっております。

私は、卒業生ではありませんが、町内に住み続けている複数のいとこたちの制服を代々見ていた限り、恐らく仕様は、何十年も変わっていないように思います。そうした意味では、伝統ある制服と言ってもよいと思います。

余談ですけれども、私個人的には、セーラー服の制服を着た経験がないので、かわいいデザイ

ンでいいなと羨ましく見ていたのを覚えています。

しかし、先日、私の講演会発行の通信を配付した先の女性からお電話がありました。

彼女は、三股中学校の卒業生であり、現在、子育て中の方で、お電話では、私の通信の内容やそれ以外のことに關して様々な意見を聞かせていただきました。

そのときにお話した内容の一つが、今回の質問の内容となります。

現在の気候変動の中で、三股中学校女子の制服は、一日の寒暖差がある日は、特に、温度調節が難しいのではないだろうか。

この電話をした5月は、合服、冬服のどちらでもいいという期間だそうですが、皆さん、覚えていると思いますけれども、朝は寒くて、昼間が暑い日が続いたと思います。

そうした中で、女子生徒は、朝寒くて冬服を着ていったら昼間に暑くなるので、袖をまくる方法しかない。だから見ていてかわいそうな感じがするという意見でした。

思い返せば、私たちの時代と今とでは気候が大きく変化していると思います。

春先や秋口の日ごと、または日内の寒暖差の拡大あるいは夏季の異常な高温多湿化は、私たち大人も身に染みて感じていると思います。

伝統ある制服ではありますが、やはり今の三股中学校の制服は、生徒の健康や快適性に十分に対応できていないのではないかと私も思いました。こうしたことに対して、町はどのように認識をしているのか、①の質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 三股中学校の女子制服は、夏・冬ともセーラー服を基本とした仕様となっている。

近年の気候変動により、春先や秋口の寒暖差の拡大、夏季の高温多湿化が進む中、現在の制服が生徒の健康や快適性に十分に対応できていないと考える。町としてどのように認識しているかという質問にお答えします。

三股中学校におきましては、これまでの更衣期間を撤廃しており、生徒が快適に学校生活を送ることができるよう、気候や体調に応じて生徒自身が冬服、合服、夏服を選択できるようにしております。

また、近年の気候変動に加え、制服のスカートが自転車に巻き込まれる危険性への配慮から、体操服のハーフパンツでの登下校を認めるなど、実情に応じた対応を行っているところです。

このようなことから、本町といたしましては、生徒自らが気候や体調に合わせて服装を選択できる環境を整えることで、健康面や快適性への対応が図られているものと考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（３番 上西 雅子君） 生徒自身がその時々で服装を選択できるようにしているということですね。

②もすいません、同様の内容になります。

こうしたことにに関して、何人かの保護者の方たちにお話を伺ったのですが、やはり、夏季の湿度や高温に対して生地やデザインが適していないのではないかという意見を聞きました。

同じような質問になりますが、教育委員会ではどのように受け止めて課題として認識をされているのでしょうか。

②の質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） ②の質問に対してお答えいたします。

教育委員会といたしましては、現時点で女子生徒のセーラー服に関する具体的な要望や意見を把握している状況にありませんが、生徒が安全かつ快適に学校生活を送ることは重要であると認識しております。

その上で、これまでの間、三股中学校では、気候変動等の急激な変化に柔軟に対応するため、また、ジェンダーフリーの観点から、制服につきましては、令和６年度から女子生徒が着用できるスラックスも導入いたしました。

また、生地につきましても、軽量で伸縮性があり、速乾性も高い機能性の向上した素材も選べるようになっております。

今後につきましても、気候変動による環境の変化等を注視するとともに、生徒及び保護者等の意見を確認しながら、学校とも情報共有を図ってまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（３番 上西 雅子君） 分かりました。いろいろな工夫をされているということが分かりました。

近年の気候変動に対応する制服として、宮崎県の日南市内の公立中学校が、令和５年度から新しい制服に統一されました。

新たに導入された制服は、上はブレザーかポロシャツです。そして、下はスラックス、スカート、キュロットパンツの３種類から選ぶことができ、性的マイノリティーの悩みを抱える生徒たちにも使いやすくしたそうです。

機能性・経済性・選択性の３本柱を盛り込んだ新しい制服にしていこうということで、生徒や保護者等の意見を参考に、４年かけて完成させたそうです。

また、これまでの学生服やセーラー服は期限を設けずに、今後も着用が可能とのことでした。

加えて、先日、ニュースにもなりましたが、全国の警察官の制服もポロシャツに変わったこと

がニュースで話題になりました。

ポロシャツというのは、汗を吸い、通気性も良くて、自宅で簡単に洗濯ができます。

また、これまでの制服で使われている生地と違って、ドライクリーニングに出す必要もなく、アイロンをかける必要もありません。管理していく経済的負担や手間も減ると思います。

例えばの提案ですが、通告にも書いてあるとおり、①通年で着用可能な軽量素材を導入するか、②ポロシャツ等の選択肢を追加するか、それらを含めて、③生徒や保護者にアンケートを取り、改めて協議・検討する場を設置するといったことはできないでしょうか。最後、③の質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） ③の質問に対してお答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、教育委員会としましては、現時点で制服に関する具体的な要望や意見を把握しておりません。

また、制服変更に対する生徒からの要望につきましても、生徒総会における各学級からの要望事項として上がってきておらず、保護者、学校評議員等の関係者からの意見や要望についても、現在のところ、学校では把握していないということでした。

校長先生にお聞きしたところ、女子生徒は50年以上受け継がれている三股中の制服に愛着と誇りを持っているというようなお話も伺ったところです。

しかしながら、気候変動につきましては、先行き不透明の状況でありますので、今後、必要に応じて学校での状況把握や生徒、保護者の意見把握等を行いながら、対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） これまでそういった意見は聞かれてはいないということですね。

私が数人ですけれども、聞いたところ、もうちょっと改善してもいいのかなというふうな意見をもらいましたので、またそれが学校とかに伝わるように伝えたいと思います。

学校の制服について興味を持ちまして、様々なウェブサイトを開いて調べてみました。

カンコー学生服の会社内のカンコー学生工学研究所という機関が、制服の在り方と価値観の変容という視点で研究し、そこから見えてきたものが書かれていました。

制服が始まった明治初期は、学校への貴族意識や仲間意識の醸成を目的に採用されていましたが、戦後は、生徒たちに互いの貧富の差を感じさせない目的としても採用されたとのことでした。

2021年に、全国の公立中学校、1,194校にアンケートを実施したところ、これらの制服に必要とされる価値とは、多様性を重視する回答が高い結果となったそうです。

例えば、LGBTQへの配慮や体型や肌の色などに関わらず、誰にでも似合うデザインといっ

た要素を重視していきたいということだそうです。

時代の変化の中で価値観が変容し、気候、環境も目まぐるしく変化している世の中です。こうした中で、私たち大人が子供たちの環境にも気を配ることが大切ではないかと考えます。

時間がかかることだとは思いますが、三股中学校に将来的に入学するであろう、町内の小学校の保護者も含めて、丁寧に意見を聞き、学校制服の改善等の協議を進めていただきたいと思います。

そのことを最後に要望をいたしまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、上西議員の一般質問を終了します。

これをもちまして、一般質問を全て終了いたします。

これより 11 時まで本会議を休憩します。

午前10時39分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された全ての案件に対しての質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

なお、質疑は会議規則により、1 議題につき 1 人 3 回以内となっております。

ただし、議長の許可を得たときは、この限りでないことを申し述べておきます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これで総括質疑を終結します。

日程第3. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、先日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局へ提出くださるようお願いします。

日程第4. 質疑・討論・採決（議案第50号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑・討論・採決を行います。

議案第50号「教育委員会教育委員の任命について」を議題とします。

質疑の回数は、会議規則により全体審議の場合は、1つの議案につき1人5回までとなっております。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでないことを申し述べておきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり同意されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時02分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時03分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時03分散会
.....

議事日程(第5号)

令和8年6月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第33号から議案第42号までの10議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第33号から議案第42号までの10議案)
- 日程第4 質疑(議案第43号から議案第49号までの7議案)
- 日程第5 討論・採決(議案第43号から議案第49号までの7議案)
- 日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第8 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について
- 日程第9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第33号から議案第42号までの10議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第33号から議案第42号までの10議案)
- 日程第4 質疑(議案第43号から議案第49号までの7議案)
- 日程第5 討論・採決(議案第43号から議案第49号までの7議案)
- 日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第8 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について
- 日程第9 議員派遣について

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 岩津 良君 | 2 番 中原 美穂君 |
| 3 番 上西 雅子君 | 4 番 西村 尚彦君 |
| 5 番 田中 光子君 | 6 番 堀内 和義君 |
| 7 番 新坂 哲雄君 | 8 番 楠原 更三君 |

9番 堀内 義郎君

10番 内村 立吉君

11番 指宿 秋廣君

欠席議員（1名）

12番 山中 則夫君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	瀬尾 真紀君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	白尾 知之君
町民保健課長	下西 志浩君	福祉課長	島田 美和君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	細田 高広君
都市整備課長	坂本 鋼治君	環境水道課長	永吉 由貴夫君
教育課長	岩元 勝二君	会計課長	竹村 恵美君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○総務産業常任委員長（田中 光子君） 総務産業常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は3議案です。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第33号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」について。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が第221回特別国会において決定され、令和8年3月31日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したものであります。

今回の地方税法等の一部改正による主な内容は、1つ目、令和8年4月1日以降の軽自動車税環境性能割の廃止、2つ目に防衛特別所得税の創設と復興特別所得税の課税期間の延長、3つ目に町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出内容の改正、4つ目に固定資産税の免税点の改正、5つ目に特定暗号資産取引に係る課税の見直しとなっており、条例の所要の改正を行ったものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第39号「財産の取得について（令和8年度 三股町消防団指揮車購入事業）」について。

本案は、現行の消防団指揮車が27年経年することから、車両を更新するものであります。事業の実施に当たり、指名競争入札により宮崎ラビットポンプ有限会社から858万円で取得しようとするものでありますが、入札予定価格が866万7,510円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「財産の取得について（令和8年度 簡易トイレ一式購入事業）」について。

本案は、地域未来交付金、地域防災緊急整備型を活用する防災対策備品購入として簡易トイレ一式を購入するものであります。事業の実施に当たり、指名競争入札により中村消防防災株式会社から944万6,800円で取得しようとするものでありますが、入札予定価格が947万8,150円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

意見として、地域防災緊急整備型、地域未来交付金の補助が2分の1であり、3年間で57台購入予定であります。次のステップ、第2段階としてイベントや公園で常時使えて、インフラ断絶時でも機能する自己処理移動型の先進的なトイレを町の防災計画に明確に位置づけるべきではないかなどの意見がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 中原 美穂君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（中原 美穂君） 文教厚生常任委員会の審査結果を、三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案36号、37号、38号、41号、42号の計5議案であります。

議案第36号「令和8年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額3億9,422万2,000円に、歳入歳出それぞれ353万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,775万8,000円とするものであります。歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の増額補正を行うものであります。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第37号「令和8年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、歳入歳出予算の総額25億4,524万1,000円に、歳入歳出それぞれ総額を歳入歳出それぞれ25億4,651万9,000円とするものであります。歳入の主なものは、一般会計繰入金を増額補正するものです。歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費の増額補正及び重層的支援体制整備事業に係る一般会計繰入金を減額補正するものであります。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第38号「工事請負契約の締結について（三股町脱炭素化推進事業（三股町総合福祉センター高効率空調機導入工事ほか））」について。

本案は、三股町脱炭素化推進事業公募型プロポーザル選定要領（令和5年7月策定）により選定した三股町脱炭素きゅうなん隊が提案した事業のうち、町総合福祉センターへの太陽熱設備等、高効率空調機、全熱交換機の導入工事を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び三股町財務規則第145条第1項第1号の規定に基づき、三股町脱炭素きゅうなん隊を構成する株式会社九南と3工事を一つの随時契約により実施するもので、5,000万円以上の契約を締結することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得また処分に関する条例（昭和39年三股町条例第7号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員会審査においては、本事業の実施に伴う施設整備と今後の公共施設の在り方について質疑が行われました。委員会からは、中央公民館について令和8年度に高効率空調機導入兎業として3,603万5,000円、令和10年度には太陽光発電整備、EMS整備、V2X整備及び全熱交換機の導入として8,196万9,000円の事業が計画されていることから、多額の整備投資

を行うに当たっては、施設の老朽化の状況や将来的な建替えの方向性との整合性を十分に検討する必要があるとの意見が出されました。

また、施設内では雨漏りが発生している状況も確認されていることから、防水工事等の緊急性の高い修繕を優先的に実施し、施設の適切な維持管理及び長寿命化に努めるよう要望がありました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第41号「財産の取得について（令和8年度 学校10G回線対応機器等購入事業）」について。

本案は、大規模校4校、三股中、三股小、西小、勝岡小において、VPNルーター、L2スイッチ等の学校10G回線対応機器等を購入するものであります。事業の実施に当たりましては、指名競争入札により株式会社システムナインから787万6,000円で取得しようとするものでありますが、入札予定価格が831万4,900円であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第42号「財産の取得について（令和8年度 三股町小中学校情報機器整備事業）」について。

本案は、第2期GIGAスクール構想に係る令和8年度導入予定の端末機器の選定につきまして、宮崎県GIGAスクール構想推進協議会において令和8年2月17日、学習者用コンピューターに係る企画提案競技を行い、3月25日、受託企業がNTT西日本株式会社に決定いたしました。

これを受けまして、本町では令和8年度三股町小中学校情報機器整備事業として、導入対象端末機器の売り主であるNTT西日本株式会社宮崎支店、賃借人であるNTT・TCリース株式会社南九州支店の2社と3,654万9,700円で賃貸借契約を締結いたしますが、期間満了後、無償譲渡によって当該機器を取得することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、6月10日の文教厚生常任委員会において、三股町脱炭素化推進事業により整備された三股町総合福祉センター元気の杜の現地視察を実施し、太陽光発電整備、蓄電池、EMS（エネルギーマネジメントシステム）、LED照明等の導入状況及び今後の事業計画について説明を受けました。

委員からは、本事業が省エネルギー化の推進や災害時における福祉避難所機能の強化につながる取組であることを確認するとともに、導入した設備や事業効果について、施設利用者や地域住

民に分かりやすく周知する必要があるとの意見が出されました。特に、太陽光発電整備や蓄電池、EMSなどの整備概要や期待される効果について、案内板等を設置し、脱炭素や省エネルギー、防災の取組を見える化することで、地域住民や児童・生徒の環境学習及び防災教育の教材として活用し、理解促進につなげる取組を検討するよう要望がありました。

委員会としては、今後も事業効果の検証と情報発信の充実について注視し、本町の脱炭素施策及び防災機能の向上につながるよう、調査・研究を進めてまいります。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 岩津 良君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（岩津 良君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案番号第34号及び第35号の計2件でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

まず初めに、議案第34号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和7年度三股町一般会計補正予算（第11号））」についてです。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき予算の調整を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日付で専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでありました。

歳入歳出予算の総額157億1,719万9,000円から歳入歳出それぞれ3億2,787万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億8,932万1,000円としたものでありました。

まず、歳入の主なものとしてご説明を申し上げます。

町税は、実績及び実績見込みにより増減額補正し、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税は交付確定により特別交付税1億8,619万8,000円などを増減額補正するものであります。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、実績により放課後児童クラブ利用者負担金468万4,000円などを減額補正するものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定等により国庫支出金は施設型給付費負担金9,577万1,000円、重層的支援体制整備事業交付金893万2,000円などを、県支出金は、施設型給付費等負担金6,896万9,000円、重度心身障がい者医療費補助金965万円などを増減額補正するものであります。

財産収入は、財政調整基金預金利子94万3,000円などを増額補正し、植木団地跡地の売

払い収入 9 5 4 万 6, 0 0 0 円などを減額補正するものであります。

寄附金は、ふるさと納税寄附金 5, 7 5 6 万 6, 0 0 0 円を減額補正するものであります。

繰入金は、決算見込み等により公共施設等整備基金 1 億 2, 2 3 0 万円、ふるさと未来基金 3, 3 2 0 万 4, 0 0 0 円などを減額補正するものであります。

諸収入は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 9 2 5 万 3, 0 0 0 円などを増減額補正するものであります。

町債は、実績により総合文化施設特定天井耐震改修事業 2, 7 0 0 万円などを減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各項においてそれぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額したものであります。

総務費は、一般管理費の会計年度任用職員報酬 5, 1 0 0 万円、一般職給 2, 4 2 0 万円、企画費のふるさと納税推進事業業務委託料ほか 2, 5 7 1 万 5, 0 0 0 円などを減額補正するものであります。

民生費は、重度心身障がい者医療費 1, 0 3 6 万 6, 0 0 0 円、一時預かり事業補助金 2, 8 6 0 万 6, 0 0 0 円、施設型給付費 5, 9 0 0 万円などを減額補正するものであります。

衛生費は、予防接種委託料ほか 2, 2 2 3 万 9, 0 0 0 円。

農林水産業費は、農業集落排水事業補助金 1, 1 8 6 万 2, 0 0 0 円、畑地帯総合整備事業負担金 7 1 8 万円などを減額補正するものであります。

商工費は、オリジナル商品券発送業務委託料 2 3 1 万 5, 0 0 0 円などを減額補正するものであります。

土木費は、公共下水道事業補助金 2, 5 6 4 万 7, 0 0 0 円、照明 L E D 切替え工事ほか 1, 0 0 8 万 1, 0 0 0 円などを減額補正するものであります。

消防費は、消防団出動報酬 7 3 9 万 4, 0 0 0 円などを減額補正するものであります。

教育費は、総合文化施設特定天井耐震工事ほか 5, 9 7 1 万 4, 0 0 0 円などを減額補正するものであります。

諸支出金は、ふるさと未来基金積立金 5, 7 5 0 万 7, 0 0 0 円を減額補正し、公共施設等整備基金費 5 億 5 7 万 1, 0 0 0 円、財政調整基金 5, 5 9 4 万 3, 0 0 0 円などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであり、第 2 表地方債補正については実績により限度額を変更するものでありました。

審査の経過において、次のとおり、意見・要望がございました。

福祉課では、民生委員活動補助金について、本町は県内でも高い水準にあるものの、欠員が生じている現状を踏まえ、担い手の確保や観点も踏まえ、町負担分の増額も今後検討できないかとの要望がありました。

同じく福祉課では、重度心身障がい者医療費の返還金が雑入に計上されている点について、金額が大きいことから、返還金等の科目への整理を検討すべきと意見がございました。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第35号「令和8年度三股町一般会計補正予算（第1号）」についてです。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業及び国・県支出金の内示等に伴い、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額144億1,000万円に、歳入歳出それぞれ6,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億7,250万円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金、まちづくり事業1,774万7,000円などを減額補正し、社会資本整備総合交付金5,005万円などを増額補正するものであります。

県支出金は、新規就農者育成総合対策事業補助金1,125万円、地域農業構造転換支援事業補助金299万3,000円などを増減額補正するものであります。

繰入金は、重層的支援体制整備事業繰入金25万7,000円を減額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算見込みに伴う余剰金の一部2,700万円を増額補正するものであります。

諸収入は、コミュニティ助成事業補助金240万円を増額補正するものであります。

町債は、通学路環境整備事業2,210万円などを増額補正し、交流拠点施設周辺整備事業の道路工事560万円、公園施設580万円などを減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う会計間の組替えによる人件費の増減額等を補正するものであります。

総務費は、プロジェクトマネジメント業務委託料ほか749万1,000円などを増額補正するものであり、民生費は社会福祉協議会補助金140万7,000円、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金481万4,000円などを増額補正するものであります。

土木費は、交流拠点施設周辺整備事業に係る道路設計業務委託料ほか990万円、公園整備事業委託料1,300万円を減額補正し、通学路環境整備事業5,500万円を増額補正するものであります。

教育費は、小学校給食無償化に伴い、要保護及び準要保護児童生徒援助費676万4,000円、

特別支援教育就学奨励金182万1,000円や交流拠点施設周辺整備事業委託料1,000万円を減額補正し、中央公民館アスベスト除去業務委託料ほか931万9,000円、コミュニティ助成事業補助金240万円などを増額補正するものであります。

災害復旧費は、福留災害土砂撤去業務委託料500万円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整を補正するものであり、第2表地方債補正については起債事業の変更に伴う限度額の変更及び廃止によるものであります。

審査の経過において、次のとおりに意見や要望がございました。

企画商工課では、五本松交流拠点施設整備事業について、施設整備費の上限の考え方に変わりが無いことを確認するとともに、人件費・資材費の高騰による事業費の増大に備え、規模の縮小や全体計画の見直しも含めた検討を求める強い要望がございました。あわせて、まちづくり事業に係る国庫補助の確保に関し質疑があり、執行部から当該補助の今後の確保が見込みにくいことから、別の交付金の活用も含めて対応していく旨の説明がございました。

教育課では、中央公民館アスベスト除去業務委託料について、今回は工事対象箇所に限る調査であり、今後の工事に伴い、追加の調査・除去が生じる可能性があることが確認されました。

環境水道課では、指定ごみ袋の品薄状態に対する臨時措置について、価格高騰や入手状況を踏まえ、透明袋への町ステッカー交付を一例として、今後供給価格対応の検討を求める要望がございました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果の報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第33号から議案第42号までの10議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。ただし、議長の許可を得たときはこの限りでないことを申し述べておきます。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第33号から議案第42号までの10議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第３、討論・採決を行います。

議案第３３号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３３号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第３３号は原案のとおり承認されました。

議案第３４号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和７年度三股町一般会計補正予算（第１１号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３４号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第３４号は原案のとおり承認されました。

議案第３５号「令和８年度三股町一般会計補正予算（第１号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３５号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

議案第３６号「令和８年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）」を議題と

して、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３６号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

議案第３７号「令和８年度三股町介護保険特別会計補正予算（第１号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３７号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

議案第３８号「工事請負契約の締結について（三股町脱炭素化推進事業（三股町総合福祉センター高効率空調機導入工事ほか））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第３８号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

議案第３９号「財産の取得について（令和８年度 三股町消防団指揮車購入事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第39号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号「財産の取得について（令和8年度 簡易トイレ一式購入事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号「財産の取得について（令和8年度 学校10G回線対応機器等購入事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第41号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号「財産の取得について（令和8年度 三股町小中学校情報機器整備事業）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 質疑（議案第43号から議案第49号までの7議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑を行います。

議案第43号から議案第49号までの7議案を一括して行います。

質疑の回数は、会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ただし、議長の許可を得たときはこの限りでないことを申し述べておきます。

質疑ありませんか。内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 議案第46号について伺います。就農が平成23年4月であります。これによって、23年に就農されたか、後継者であるか、そして農業の種類についてもいろいろ専門分野があります。畜産とか園芸とか米とかあります。全体的であるとか、そこら辺が分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（細田 高広君） 議案第46号の池脇阿寿紗氏でございますけれども、就農が平成23年4月より就農をしております。就農の種別としては畜産でございます。和牛生産でございます。親も和牛生産を行っておりまして、そのところ家族経営と一緒に営農をしているという状況でございます。

○議長（指宿 秋廣君） いいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑ほかはないようですので、これにて質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決（議案第43号から議案第49号までの7議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第43号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。これより討論を行います。

ちょっと休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

本案に対する討論発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり同意されました。

議案第44号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり同意されました。

議案第45号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり同意されました。

議案第46号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり同意されま

した。

議案第４７号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４７号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第４７号は原案のとおり同意されました。

議案第４８号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４８号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第４８号は原案のとおり同意されました。

議案第４９号「農業委員会委員の任命について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第４９号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第４９号は原案のとおり同意されました。

日程第６．総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第６、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請があった場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は閉会中も活動ができることに決しました。

日程第 7. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 7、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第 7 4 条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決しました。

日程第 8. 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 8、閉会中における議会運営委員会の審査等の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 4 条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び継続審査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めることに決しました。

日程第 9. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第 9、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣について配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時49分休憩

〔全員協議会〕

午前10時54分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和8年第3回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時54分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 田中 光子

署名議員 内村 立吉